

兼權博士笠朝臣名高等、至山城國葛野郡田邑鄉眞原岡、定山陵之地とありて、六日に
 葬り奉る、三代實錄に、送終之禮、皆從儉約、一如仁明天皇故事、但變前例、只作方相而已
 とあり、備右の山陵卜地の時の事を、今昔物語に、

五十五代文徳天皇うせさせ給ひけるに、諸陵を點ぜんがために、大納言安倍朝臣
 安仁といひける人、うけたまはり中略人々を引具して、諸陵の所にゆきけり、其時に
 滋岡朝臣川人といふ陰陽師中略道につきて、古へにも耻ず、世にならびなきものな
 り、それをもつて、諸陵のところを占じて、事終りぬれば、皆歸りけるに、深草の北の
 程を行とき、川人、大納言のもとに、近く馬をうちよせて、ものいはんと思ひたる、氣
 色を見せぬ、大納言、やがて心得て、これを聞くに、ひそかにいひけるは、年頃中略此道
 にたづさはりて、いまだあやまつ事なかりつるに、此たび大にあやまり候へけり
 これに依て、程なく地神追來るなり、貴殿と川人こそ、此罪をば負侍らん、のがれか
 たき事にこそ侍れと、いたく騒きたる氣色にていへば、大納言、すべて物覺ずなり
 て、たゞ我は、ともかくわきまへず、いかにもして、たすけよといふ、川人云く、然りと
 て成まじきにもあらず、こゝろみに、かくれ所をかまへんとて、跡より來る人を中略

ゝめて、さきにやりて、二人は、のこりとゞまりて、日暮ぬれば、大納言も、川人も、馬よ
 りをりて、馬をば家にかへしつゝ、大納言を田の中にすへて、其上に、かり置たる、稻
 を、とりつみて、川人ひそかに、ものをよみて、立めぐり、其身も、稻の中をひきあげて、
 遣入、大納言と一所に、こぞり居たり、大納言は川人が、いたくさわぎて、わなゝきふ
 るふ氣色を見て、半ば死たる心地す、かく物音もせずして、居たる程に、しばしばか
 りありて、千萬の人の足音して、通りけり、既に行過ぬと、聞つる者共、又かへり來て、
 物云をきけば、人の聲に似たれども、更に人にはあらぬ聲にて、此者どもは、此程に
 こぞ、馬の足音はしつるが、いづち行けん、かの川人は、聞ふる陰陽師なれば、法術に
 て、見へざる様に、こしらへたるにや、然りとて、遁れおはらじ、土のそこをほりて
 も、探り出すべしと、よばはるなり、然れ共、敢て見へざるよしを口々にいひさはげ
 ば、主人と覺しきもの、假令今日こそ、かくるゝとも、終には會まざるやうやは有べき、
 今來む十二月晦日の夜半に、もとめ得てん、各其夜集るべしといひてかへりぬ、其
 後大納言川人田より上りて、大息つき居たり、大納言曰く、今地神のいひたるやう
 にあらば、終始遁るべしともおぼえず、いかゞはからひ給ふにやと、あれば、川人、其

夜に至りて、人にしらすず、唯二人かくれ侍りなんといひて、各家にかへりぬ、かくて晦日に成て、川人、大納言のもとに來て、人にもしらすず、夜に入て伴ひ出、嵯峨寺へ行て、堂の天井に上りて、川人は咒を誦し、大納言は三滿を唱へて、居たりける中夜半すぐる頃ほひ、異れる香ある、あたゝかなる風、吹わたるに、堂なども、地震のやうにゆるぎたり、おそろしとも、いふばかりなし、程なく鳥なきければ、天井より下りて、家にかへりぬ、わかるゝ時、川人、大納言にむかひて、川人なればこそ、かくは構へて遁れぬるぞかし、今はおそれ給ふべからずといひて去にけり、大納言は數々川人を拜せられけり

とあり、偕安仁の性行はいかんといふに、三代實錄、貞觀元年四月廿三日、其薨去の條畧傳中に、侍奉太上天皇於嵯峨中爲院別當、事無大小、委決安仁、先是、院事壅滯、男女多愁、安仁旬日之間、平理辨行、太上天皇深嘉之中太上天皇、常從容評議諸國吏之優劣、以爲、未若安仁爲信濃介之能、後人莫之及、即賜牙笏金魚袋并御衣一襲、有識相賀云、此賞是宰相之鴻漸也中安仁達練政體、明解朝章、每有奏議、應對無滯、とあれば、今昔物語の話は信ずべくもあらざれど、當時陰陽家が、世上に對して、僧巫と同様なりし、一斑を

知るに、足る又同書に、

今は昔百濟の川成といふ繪師、文德實錄に散位從五位下百濟朝臣河成本姓余とあり、姓氏錄に百濟朝臣は百濟國孝墓王之裔、惠王より出づとあり、ありけり、世に並びなき者にて有ける、瀧殿の名も、此川成が立たるなり、同御堂の壁の繪も、此川成が書たるなり、然るに川成從者の童子を逃して、東西を尋ねけるに、もとめ得ざりければある高家、高家は猶貴人の家といふが如し、の下部をやとひ、語らひて曰く、年頃つかひつる從者の童子、既に逃たり、尋ねて得させられよといふ、下部が曰く、やすき事にはあれども、童が顔をしりたらばこそ、搦め侍らめ、顔をしらずしては、いかでかはと、川成聞て、實にさる事なりとて、疊紙たどふ紙とよむ現今誰も懷中する俗にはながみなり、を取出し、童が顔を書て、下部にわたしつゝ、これに似たらん童を搦むべし、東西左京右京なり、平安奠都以來幾許ならざるに、左右を東西といふ、遂には左右京官吏の外に、東市正、西市正を置くに至る、以て平安京の發達するに従ひ、上中下思想風俗の、甚しく隔絶せるを知るべし、詳らかに山法師奈良法師の條に於て述ぶべし、の市は、人聚る所なり、其邊りに行て、うかゞふべきなり

といへば、下部其繪圖を取て、市に行きぬ、人極めて多しといへども、似たるものなし、しばらく居るうちに、繪に似たる童出來たり、繪を取出して、見くらぶるに、露たがふ所なければ、やがて翫めて、川成が許にひき行ければ、川成これを得て見るに、其童子なりければ、いみじくよろこびけり、

とあり、文徳實錄、川成が略傳に、川成、令或人喚從者、或人辭、以未見形容、川成則取一紙、圖其形體、其人遂驗得之、其機妙類如此とあるを、敷衍したる説なるも、後世犯人搜索の便に、其者の容貌を畫がきて、配布せるを思へば、川成を其初めなるべし、但し此畫も徳川幕府の中世頃より、人相書とて、其者の眼鼻耳口は勿論、言語態度の微細までも書して、全く畫は廢されたり、又川成に付て、同書右の續きに、

其頃飛驒の工匠あり、世にならびなきものなり、武樂院もつくりし者なり、此工匠川成と中よくて、各の藝を挑み、互にてらふ事なり、戯ふれけるが、ある時工匠、川成に云く、此家に一間四面の堂を造りぬ、おはして見給へ、又壁に繪書て、得させ玉へといふ、川成やがて、工匠に行て見るに、おかしげなる、小さき堂あり、四面の戸皆あきたり、工匠堂に入て、内を見玉へといへば、川成縁に上りて、南の戸、南は客間なる

は當時家宅の制なり、より入んとすれば、其戸はたと閉つ、驚きめぐりて西の戸より入んとすれば、其戸はたと閉じて、南の戸はあきぬ、北の戸、當時の制に北は概ね内儀即ち勝手なり、高貴の夫人を北の方といふも、此故なり、より入んとすれば、其戸は閉て、西の戸はあきたり、東の戸より入んとすれば、其戸は閉て、北の戸開たり、かくあまた度、入んとするに、閉つ開きつ、入事を得ず、其時川成、ねたしと思ひて、かへりぬ、其後日ころを經て、川成、飛驒工匠が許にいひやるやう、我家におはしませ、見せ奉るべき物なんあると、工匠、これは定めて、我をはからんずるなめりと思ひて、ゆかざるを、度々ねんごろによべは、工匠、川成が家に行て、來れる由をいひ入たるに、此方に入給へといふ、それに從ひて、廊のある遣戸を、引あけたれば、内に大きな人の、黒み脹はらくさりたるが、臥居たり、くさき事たえがたし、工匠思ひかけざれば、聲をはなちて、かへらんとす、川成内に居て、此聲を聞て、笑ふ事かぎりなし、工匠は、猶おそろしと思ひて、庭にたてるに、川成、遣戸より顔をさし出して、己かくあれば、唯來れといふに、おづ／＼よりてみれば、人にはあらで、障子に死人の形を畫きたるなり、前に堂にては、かられたる、返報したるにこそ、二人のものゝわざ、かくま

ていみじかりける

とあり、是亦確信すべきならねど、當時種々の名手の世に出たる参考に資するのみ。

第五章 藤原政治

第二十七節 人臣攝政の始

天安二年十一月七日、皇太子太極殿に御即位あり、清和天皇時に寶算僅に九、本朝御幼冲の御即位は之を始めとす、依て太政大臣藤原良房、先帝の遺詔に依て、萬機を攝行す、之を人臣攝政の始めとなす、時に左大臣は源信(嵯峨の皇子)、右大臣は藤原良相なり、そも攝政の職は、職原抄に「大臣兼之」中、清和天皇幼而即位、外祖忠仁公(良房)奉文德遺詔、而爲攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也とあり、但し遺詔は單に御口頭に止りしと見え、詔書宣命の如きも、史上に見えず、神皇正統記に、

第五十六代清和天皇中、水尾の帝とも申中、我朝は幼主位に居給ふことまれなり、此天皇九歳にて即位中、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、始めて攝政せらる、攝

政といふ事、唐土中には唐堯の時、虞舜を登用て政をまかせ給ひき、これを攝政といふ中、殷の代に、伊尹と云聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す、是は保衡といふ、阿衡とも云、其心は攝政なり、周の世に、周公且中、成王の叔父なり、武王の世には三公につらなり、成王わかくて位につき給ひしかば、周公みづから南面して攝政す中、の昭帝、又幼にて即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光中、大司馬將軍にて攝政す、中にも周公、霍氏を先蹤にも申める、本朝には、應神生れ給ひて、襁褓にまし、しかば、神功皇后天位に居給ふ、然れ共攝政と申傳えたり、是は今の義にはことなり、推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ、是ぞ帝は位にそなはりて、天下の政、しかしながら攝政の御まゝなりけり、齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ、元明の御世の末つかた、皇女淨足姫の尊、元正天皇の御事也、しばらく攝政し給ひき、此天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて、攝政する事は、はじまりにける中、良房の大臣、攝政せられしより、彼一流につたはりて、絶ぬ事になりにけり、君は外孫にましませば、猶も専らにせらるとも、あらそふ人あるまじくや、されど謙退の心ふかく、閑適をこのみて、常に朝參などもせられざりけり

とあり、其謙退とは、想ふに良房、空前の攝政人臣としてとなりしなれば、然あるべき筈にて、三代實錄貞觀元年(天安四年四月十五日改元)六月十三日條に、良房の上表に依て、太政大臣の祿法を、左右大臣に准じ、且資人帶刀等停めたるは、即ち謙退の意に出しにて、之のみならず、専ら人心を收攬するに勉めたる様子は、徃々政績の寛和を主とせるにても、察せらる、是亦當時良房の身にとりては、最も肝要の事といふべし、其一二を述んに、天安二年十二月八日に、太政官の論奏に依て、是より先き、對馬國下縣郡擬大領直氏成、上縣郡擬少領直仁徳ら、部内の百姓及び從者を率ゐ、兵を發して對馬守立野正岑、從者榎本成岑らを射殺せしは、皆斬に當るも、大赦(即位に付て)ありしを以て、死を減じて遠流に處し、翌貞觀元年十二月二十五日に、太政官の論奏に、前越後守伴宿禰龍男が從士公彌あや侯廣野らをして、書生物部稻吉を歐殺せしめたり、こは是より先き、稻吉が越後守伴龍男、官物を犯用せる由を、太政官に訴へたるを以てなり、依て狀を刑部省に下し、斷案せしめしに、恩赦に議決せるを以て、直ちに放免したり、但し此龍男は上總介として赴任せしに、前上總介和氣豐永と交替に際し、官物に缺失多きといふを以て、豐永を禁囚したるに、豐永之を冤なりとして、訴へたるよ

り太政官の處分に依て、豐永の禁を解かれたるを見れば、隨分諸事苛酷に行ひしならん。又前豐後守石川宗繼が百姓の財物を冤奪せる由を、豐後介山口稻床之を證して、上申せしも、亦恩赦せり、又前左馬權允清岑、田繼、少允紀、令名、少屬安倍有之、麻績部清道、史生田邊宅主、騎士余廣主、恩智古部人吉ら、私馬を官馬として飼養したるを、刑部省亦考訊する所なくして、恩赦せり、依て詔に、龍男、宗繼及び左馬寮官人らの枉犯は、年月日も經過したればとて、其漫りに赦旨を適用したるは、不可なるも、原免すべしとありて、刑部省には問ふ所なかりき、貞觀二年には、美濃國惠奈(今の惠那)郡の人縣万歲、磨、百姓三人を殺す、依て法官其罪を斷じて、斬刑に當しも、特に一等を減じて、遠流に處せる等、三代實錄に見えたり、但し死罪は桓武天皇の御時以來、概ね執行なかりしは、蓋し佛陀の哀愍慈悲に拘泥したるも、茲に至り最も寛に從はれしは、即ち表面は、幼帝の御仁惠を示せるに相違なきも、裏面は、攝政の施恩を意味せるを察すべし、ざるからに、仁政に伴ふは、即ち祥瑞なれば、貞觀二年に、僅か一日の差にて、朔旦冬至ならざるを遺憾とし、強て曆日を變改せるは、今より考ふれば可笑の至なれど、朔旦冬至は、國家の最祥といふより、天皇を祝し奉るの、衷情に出たるは、勿論なれど、

半は攝政の自慶も意味せるなり、三代實錄貞觀二年に、

十月廿三日己巳、勅從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善、正五位下守權左中辨兼式部少輔大枝朝臣音人、正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒、從五位上大學博士大春日宿禰雄繼、從五位下守主計頭兼行木工助等博士有宗、宿禰益門等曰、今年一章十九年、准據先例、當有朔旦冬至、而曆博士眞野麿等所上曆日、冬至在十一月二日、若於經史、有可進退之理乎、宜議而奏之、是善等奏議曰、謹案眞野麿所執、以爲承日分小餘不足、不得合期、合期は朔旦に合はざるをいふ論之、曆術、理若當然、但案曆經註、云依月行遲速、曆則有六大六小、日行盈縮增損之云々、當察、加時早晚、隨其所近而進退之、使不過六大六小、其正朔若有交加時、正見者消息前後一兩月、以定大小、令虧在晦者、以此言之、既有進退之理、而今當年曆八月大、九月小、十月大、閏十月小、然則以一小月爲大、自得朔旦、夫朔旦冬至者、曆數之所始、帝王之休祥、既避凶而在晦、何不逐吉以進朔、昔唐太宗貞觀十四載、有閏十月、即後朔旦冬至、太史令傅仁均、以癸亥爲朔旦冬至、而宣義郎李淳風、案古曆所、日以爲甲、則宜在朔旦、詔下公卿及諸有識、於是國子祭酒孔穎達等十有四人、尙書八坐、請從淳風議、有詔可之、雖然、至於後年、不見暑

耀之愆、爰知一日進退、未足爲妨、又尙書百釋云、頻大消之、案其意義、每主章葦之歲、必欲令朔旦冬至、故頻至置大月、至於三月四月、夫六大六小者、曆術之常法、况今唯置七大、既得合期乎、又勅從五位下行曆博士兼備後介大春日朝臣眞野麿、外從五位下行陰陽助權陰陽博士笠朝臣名高等曰、今諸有議等僉議云、今年可置朔旦冬至、若依此說、逐吉而置朔旦者、於後年曆得節氣不錯謬乎、眞野麿等奏云、謹檢術法、無依吉進退之文、仍今年、不置朔旦冬至、但依群臣議置之、可無望晦朔之差乎、於是詔、從是善等之議、二十五日辛未、宣詔百官及五畿七道諸國云、今年當有朔旦冬至、而曆家、偏依日分不足、置於二日、今稽之故實、既有改定之理、宜改閏十月爲大、即以十一月二日丁丑、爲朔旦冬至、

とありて、中々の論戰なりしが如し、されど曆家も時の勢ひに屈伏して、遂に曆日を改るに至れり、依て十一月朔旦冬至には、百官賀表を上り、天皇前殿に御して宴を賜ふ等、總て前例の如く行はれたり、されば是らに依てか、貞觀三年に改曆を行はる、但し文德、天安元年に、曆博士大春日眞野麿らの奏請に依て、大衍曆經を廢して、五紀曆經に依て新曆を造らしめしが、是に至り眞野麿ら、更に奏議す、三代實錄に、

六月十六日己未、頒行長慶宣明曆經、先是陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麿奏言、謹檢豐御食炊姫天皇推古十年十月、百濟國以觀勒始貢曆術、而未行於世、高天原廣野姬天皇統持四年十二月、有勅始用元嘉曆、次用儀鳳曆、高野姬天皇德和天平寶字七年八月、停儀鳳曆、用開元大衍曆、厥後寶龜十一年、遣唐使錄事故從五位下行司樂正羽粟臣翼、貢寶應五紀曆經、云、大唐今停大衍曆、唯用此經、天應元年、有勅、令據彼經、造曆日、無人習學、不得傳集、猶用大衍曆經、已及百年、眞野麿等、去齊衡三年、申請用彼五紀曆、朝廷議云、國家據太衍曆經、造曆日尚矣、去聖已遠、義貴兩尊、宜暫相兼、不得偏用、貞觀元年、渤海國大使高孝慎、新貢長慶宣明曆經、云、是大唐新用經也、眞野麿試覆勘、理當固然、仍以彼新曆、比校太衍五紀等兩經、且察天文、且參時侯、兩經之術、漸以龜疎、令朔望節氣、既有差、又勘大唐開成四年、天平十二年等曆、不復與彼曆相違、曆議云、陰陽之運、隨動而差々、而不已、遂與曆錯者、方今大唐開元以來、三改曆術、本朝天平以降、猶用一經、靜言思事理、實不可然、請停舊用新、欽著天步、詔從之、とあり、但し先きには、聖を去る已に遠しとて、今を以て古に如ずとなせしも、茲に至りて其言なかりしは、蓋し朔旦冬至の一事よりして、又云爲する能はざりしならん、

曆日すらも、成べく祥瑞に當んとせる程なれば、其他の迷信は察すべし、されば僧巫の外に陰陽家にまで、祈禳等を命せられ、貞觀元年夏秋の際、畿内雨頻りなりしかば、八月三日に備後權介藤原山蔭陰陽權助陰陽博士滋岳川人らを、大和國吉野郡の高山に遣して、董仲舒の祭法を修せしめらる、董仲舒の祭法とは、いかなる仕方なるやは、史上に委細を記せざるも、三代實錄に、螟蝻賊害五穀之時、於害食之州縣内清淨處、解之攘之、故用此法とあり、亦禁厭の類なるべし、彼男山八幡宮の創建も乃ち貞觀元年なり、元亨釋書に、

釋行教武内大臣之裔也、居大安寺、貞觀元年、詣豐前國宇佐八幡神祠、一夏九旬、書讀諸大乘經、夜誦密咒、法樂已滿、夢大神示曰、久受法施、不欲離師、師回王城、我又隨行、居王城側、當護皇祚耳、教漸著山崎、其夜又夢大神曰、師見我所居、俄覺、便起見東南男山鳩峯上、現大光、凌晨至光處、實靈區也、教便錄二事、表奏、帝詔橋工部、准宇佐祠、起建新宮、世云、教祈見大神本身、於是彌陀觀音勢至三像、現袈裟上、因是教内安三像、

とあり、蓋し前節條に述たる如く、聖武天皇は、遙かに應神天皇、神功皇后の聖蹟を御欽慕あらせられ、又此朝よりして、藤原氏漸次政局に勢力を占め來れるに、今や良房

萬機を攝行するに當り、行教八幡大神の感應を唱導して、是に至れるなり、されば良房も、自身を畏くも神功皇后の攝政に、天皇の御幼冲を、應神天皇に擬し奉り、隨喜渴仰して、新宮を創建せるにて、實は聖體守護神の第一と仰きしならん、そは後に天皇第六の皇子貞純親王の御子、經基王に源姓を賜ひしに、世に之を清和源氏と稱し、八幡宮を以て、氏神と奉崇せるにても察せらる、元來氏神とは、即ち藤原氏の春日社の如く、其氏祖神の謂なるに、清和源氏(自余の源氏は然らず)にして、八幡宮を以て、氏神と奉崇する、當らざるは勿論なれど、祖皇の守護神なれば、自から祖皇一躰と見なしてなるべし、又三代實錄、貞觀三年二月、太宰大貳清原岑成卒去の條に、性清直、不拘小事、初爲大和守、盛改造官舍、有能名、至干大貳、西府倉屋破壞、特甚、有意修造、不遑寧居、伐神社之木、充結構之用、或人諫云、此神見稱有靈、崇咎所致、不利於人、岑成拒而不肯、強令伐取、因此、受病不幾卒とあるにて、其上下の思想は推測せらる、されば貞觀元年二月詔して、出羽國俘囚道公、宇夜古、道公、宇奈伎を度するを免す、是より先き、出羽國司上言に、件の俘囚ら、幼より野心を棄て、深く異類を愧びて、佛理に歸依し、苦みて持戒を願ふ、とあるを以てなり、即ち宗教の發展、遠く夷人種にまで、及ぼせるを知るべし、

さるからに御靈會の勅祭、一層盛大に行はるゝは、此御時に防れり、三代實錄貞觀五年條に、

五月二十日壬午、於神泉苑、修御靈會、勅遣左近衛中將藤原朝臣基經、右近衛中將兼內藏頭藤原朝臣常行、監會事、王公卿士赴集、共觀靈坐六前、設施几筵、盛陳花果、恭敬薰修、延律師慧達、爲講師、演說金光明經、般若心經六卷、命雅樂寮伶人、作樂、以帝近侍兒童及良家稚子、爲舞人、大唐高麗更出、而舞、新伎散樂、競盡其能、此日宣旨、開苑四門、聽都邑人出入縱觀、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使橘逸勢、文室宮田麿等是也、並坐事已、誅冤魂成厲、近代以來、疫病死亡甚衆、天下以爲此灾御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、往々不斷、或禮佛說經、或歌且舞、令里貫之子、靚粧馳射、膂力之士、祖謁相撲、騎射呈藝、走馬爭勝、倡優嫚戲、遞相誇競、聚而觀者、莫不填咽、遐邇因脩、漸成風俗、今茲春初、咳疫百姓多斃、朝廷爲祈、至是乃修此會、賽宿禰也

とあり、即ち其初めは、疫病の行はるゝは、冤罪を以て死せる方々の祟りとして、此靈を慰めんため、民間に行はれしは、僧巫の唱導に出しは勿論にて、其事漸々畿外諸國

にまで行はれ、年々に盛大に赴きしも、其状は所謂淫祀雜劇に同じければ、之を禁制あるべきは、當然なるに、遂に時風に化されて、朝廷亦之を行ふに至れり。

第二十八節 天皇御輔導の一斑と御元服

右の如く、良房攝政として、政刑は概ね寛を主とし、傍ら神佛の崇敬に勉めて、専ら人心收攬を計りしも、又官界に對して、大に戒飭に勉めたり、其一二を述んに、三代實錄貞觀四年に、畿内及び七道諸國に詔して、醫師博士の解由を奏せしむ、こは是より先き下野介伴宿禰河雄より、年中貢調庸雜物を輸するに、色數少きに非るも、民弊人奸に依て、未進、猥りに積む、實は是綱丁盜犯、使者懈緩之致す所、今在任の博士四人、醫師三人、皆道を練り業を受るの輩に非ずして、空しく件の料を費すは、生徒に益なし、仍一に史生に准じ、綱領を差し充て、若し返抄を請けず、其解由を奏するを止ん、と請ふを以てなり、尋で畿内に詔して、

出舉官稻、簡點民徭、歷代相沿、百王不易之政也、方今淳源已遠、薄俗逾滋、不欺之德罕聞、苟免之行流競、遂乃貢賦逋、懸公私缺乏、返舉虛納、何國不然、未納未進、諸郡皆是、雖

頻下格制、務加催督、而日不如古、彌以過甚、貪吏不免奪俸之苦、弱人多失懷土之心、上下同嗟、首尾難救、又每國司遷替、分付受領、缺損所積十而三四中、今須國內所有諸民、除非賜墾田、其納租之法、皆增於舊例、京戶土人口分田、舊例段別一束五把、今增加一束五把、雜色田段別五把中、京戶咸免徭分、土人使徭二十日、但土人例役之内、所不足者、便以民稻充於功食、凡厥年中雜用、皆當以彼稻支給、但當非常異損之年、應輸隨利中、唯彼國田少租乏、難前例用、如無出舉、恐乖遠圖云々

とありて、返舉虛納未納未進國郡皆然りとあれば、當時國司らの懈怠再び甚しかりしを察せらる、されば此年二月條に、

十五日癸丑詔曰上、即位以還五年、干茲徒聞府帑空竭、經用不支、貢賦逋懸、吏人嗟毒、未得所以救之要術中、宜參議以上各論時政之是非、詳世俗之得失、傷化害人、不便於時者、節用謹度、當利於國者、並盡昌言

とあり、されど其奏議は史上に見えず、唯右大臣藤原良相が、時事を婉曲に論ぜし末に、人才の舉用を第一なりとして、其人を指せしと、良相は當時良吏の名ありて、貞觀元年二月に、奏請して、私第一區を以て崇神院を建て、藤原氏の女にして、居宅なき者

を、此所に置き、施藥院に隸して、其所の諸什器物等は、施藥院司に掌らしめ、又延命院を建て、勸學院に隸し、藤原氏の病患ある者を療せん事を允されたるにても、一斑は察せらる。貞觀六年正月に、

二十八日乙卯、左京大夫兼山城大和守正四位下紀朝臣今守上言三事。其一復舊出舉正稅事。貞觀四年三月二十六日格云、備諸奉燈分料之外、悉停出舉、但增收田租以充例用、并年中雜用者、令檢彼年稅帳、可收租稻、其數乏少、曾不足徭給之功食、多費用往年正稅。其二減田租事。同前格云、田租恒例段別一束五把、今增加口分田段別一束五把、雜色田五把者、而國內水田不必一等、上中田少數、下々田多數、至徵田租、動致未進、加之下田已下、無人買作、今の小作なり、然則、田疇荒廢、翹足可待。其三增加民徭事。同前格云、民徭三十日、今後二十日、若不足例役者、給功食、雇役、其料用租内者、今准格旨、給功食役、而民無休息、徒盡官物、須今年正月七日之詔、七日之詔は、天皇御元服の恩赦に、天下百姓乃徭十日免賜布とあるをいふ、永復十日、可役二十日、今守等、守格旨、施行民間、而慣古先之舊規、嫌當今之新制、不早改帳、恐致公損云々と奏して、允可ありたるとのみなり、蓋し當時諸國漸次畿内と密接するに従ひ、諸般

の事物、日々に發展し、加るに佛教興隆に依て、種々の國祭、又は地方限りの法會など増加せるより、延曆の制度にては、地方官即ち國衙の經濟は、主として不足を來し、從て民間亦同じ、故に國衙に於ては、從來制定の外に、民間に賦課せざるを得ず、是則租稅の増加、徭役の繁多となる、其増加は即ち現今の地方稅なり、依て民間に在りて、賦課の増加に従ひ、出舉の未納及び地方稅の未進となり、徭役の繁多は延て農事の上及びぼして、遂に田圃の荒廢、即ち正稅の未進不納となる、殊に此際に國司らの奸濫ありとせば、當時の情況察するに餘りあり、されど如上の趨勢なれば、循吏と雖も、地方經濟を處理するに於ては、亦如上の處を執るの外なし、古今經濟處理の至難は、同一轍なり、されば地方官の一部に於ての情況は、同書貞觀二年に、陸奥出羽按察使平高棟奏上に、邊陲之吏は、郷を去る事遠遠なるに、公廩之外復た資糧なし、然るに未納あるに至りて、抑へて之を充行はざれば、願くは太宰府司の公廩に准じて、未納あるも、正稅を以て之に給するを、永く恒例となさんとありて、允可ありしにても知るべし、又中には、戸口増加の功程を上るに、異制の處置もありしは、同書貞觀六年に、

正月二十五日壬子、願下五畿七道諸國、不聽以不課口計、戸口增益之功、先是、主計寮

言、檢案内、諸國之功、唯據令條、以不課六人、准正丁一人、承前之例行來尙矣、今疫死百姓無國不申、因茲、課丁減除、貢賦數少、而國司等、偏執戶口增益、以不課男女、編付簿帳、或國一万餘人、或國五六千人、空有增益之人名、會無一物之貢、檢之政途、甚乖公平、請自今已後、以不課人、不入功、太政官處分、依請、

とあり、地方官として、其管下人口の増益は其功績たるは勿論なれば、之を録上して其違制を願みざるとは、其功を欺くにて、尤も卑劣の行爲なる如くなるも、戶口の増加は、即ち御代の德澤、之に反して、戶口の減殺は、御代の衰運なれば、之を録上するに當り、不課と否とを分別せず、總計上の數字に於て、漫然と増益を録して、暗に地方の衰況を隱蔽すると同時に、御代の德澤を表白せる、痴情に過ぎるにて、彼のさまでなき事までも、祥瑞なりとて、事々敷奏上する、當時の風習に参照すれば、決して怪しむに足らず、以上は良房攝政として、政績の上に於る概畧にて、要するに、此君をして仁を専らにするも、寛に失せざるの、成績あらしめ度との、衷情に出でたるにて、天皇御輔導に於て、亦盡せりといふべし

良房の政局に於る一斑は右の如くなるに、又天皇御學問の上に於る一斑は、三代實

錄貞觀二年二月十日條に、從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、以孝經奉授天皇、正六位上行大學頭豐階真人安人爲都講、正五位下守權右中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人、正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒等預席とあり、之を天皇御讀書始に、孝經を以てするの始とす、以後永く御例となれり、偕其孝經に付ては同書同年條に、

十月六日壬午、制、哲主之制、以學爲基、夫子之言、究性盡理、即知一卷孝經、十八篇章、六藉之根源、百王之模範也、然此間學令、孔鄭二注、爲教授正業、厥其學徒、相沿盛行於世者、安國之注、劉炫之義也、今案、大唐玄宗皇帝、開元十年、撰御注孝經、作新疏三卷、以爲世傳、鄭注、比其所注餘、義理專非、又稽之鄭志、康成不注孝經、安國之本、梁胤而亡、今之所傳、出自劉炫、事義紛蒼、誦習尤艱、中故玄宗、廣酌儒流、深回叡想、爲之訓注、中然則孔鄭之注、並廢於時、御注之經、獨行於世、中宜自今已後、立於學官、教授此經、以充試業、中とあり、尋て論語に及ぶ、蓋し當時大春日、菅原、大枝、藤原、在原、小野、清原等の諸家に、學者輩出せるを以て、其書籍の簡別等は、是ら諸氏の決議に出たるならんも、良房亦古に拘々せざる、識見の程を察すべし、されば貞觀五年に、良房滿六十歳の賀を、内殿に賜ひて、輔導の勞を慰し給へり、三代實錄に、

十月二十一日庚辰、天皇宴太政大臣良房於內殿、以賀滿六十之齡、有衣被寶物之贈、每色叶於六數、皆是乘輿服御之物也、特喚諸大夫年六十已上者、於仗頭賜飲、家令已下授爵云々

とあり、以て其優渥なるを知るべし、されば大鏡に、

水尾の御門は、御孫におはしませば、即位の年、攝政の詔ありて、年官年爵給はり玉ふ中此殿良房藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふ、めて度御有様なり、和歌もあ

そばしけるにこそ、古今和歌集にも、あまだ侍るめるは、ささのおほいまうぢぎみ

(前太政大臣)とはこの御事なり中御むすめのそめ殿の後の御まへに、櫻の花がめ

に、さゝれたるを御覽じて中年ふればよはひは老いぬしかはあれど、花をしみれ

ば物思ひもなし、后を花にたとへ申させ給へるこそ

とあり、但し齡は老いぬとあれば、此頃の詠なるも知るべからず、若し然りとすれば、

此花は、獨り皇太后のみならず、畏こけれど、天皇をも銜めるにあらざるか、偕翌貞觀

六年正月、天皇御元服あらせ給ふ、三代實錄に

正月戊子朔、大雨雪、天皇加元服、御前殿、親王已下五位已上、入自閣門、於殿廷拜賀、禮

畢退出、百官六位主典已上、於春華門南拜賀、先是、預詔勸學院藤氏兒童高四尺五寸

已上七十三人、加冠、是日引見內殿、七日甲午、天皇御前殿中詔曰上天皇幼少、爾御

坐止伊倍親王等乎、始天王等臣等乃相伴比奈相扶奉、爾依天食國之內無事久平介久

御冠加賜比人止成賜勞中故是以皇太后乎、(文德帝母后)太皇太后爾皇太夫人乎、皇

太后爾上奉利崇奉留云々

とあり、仍て公卿百官上表奉賀す、茲に於て陽は天皇御親裁となれるも、猶陰には萬機良房に御咨詢ありしに、相違なければ、其勢力に於ては、昔日と異らざりしと知るべし、偕是年二月始て天皇良房の第に臨御あらせ給ふ、同書に、

二月廿五日壬午、車駕幸太政大臣東京染殿、策觀櫻花、累路駐蹕於一條策、即是帝降

誕之處也、太政大臣以肴醴紀略に醴に作る賜扈從群臣、積祿於庭中、班賜有差、遂幸

染殿花亭、奏樂、喚能屬文者五位已上十人、諸司六位十人、文章生廿人、賦詩、移自花亭、

御於射場、帝御弓矢、一發中鵠、群臣稱萬歲、親王已下以次遞射、山城國司守正四位下

紀朝臣今守等、率郡司百姓、於東垣外、行耕田之禮、欲令帝覽之、知農民之有事也、自晨

至昏、極樂而罷、賜群臣祿、夜分還宮

とあり、其盛んなる知るべし、特に農民耕田の状を窺覽に供せしは、良房の尤も意を用ゐし所なるべく、此後の臨御にも、必ず此事を窺覽に供するを例となせり、帝の農事に大御心を注かせ給ひしも、此ら與かりて力ありしなるべし、且七年閏三月朔日臨御の時は、京中の貧窮者を、鴨河の邊りに召集め、新錢五万貫文、飯二千五百裹を頒ち賜へり、殊に良房、専ら學問を獎勵せしは、貞觀二年十二月八日、新たに釋奠式を修して、諸國に頒ち、之を行はしめたるにても知るべし、三代實錄同日條に、其起因を、是より先き播磨博士正八位上和邇部臣宅繼申請に、謹んで大唐開元禮を案ずるに、大學國子州縣各釋奠式あり、今此間大學式ありて、諸國式なし、所謂大學式は、則開元禮大學國子之式に因循して、具に奠祭之儀を載せ、明かに進退の度を定む、又若し上丁の日、國忌及び祈年祭に當らば、改めて中丁を用うべしとあるも、此らの事、未だ一般に施行せられず、諸國相犯す者多く、或は大學例と稱して、風俗樂を用ひ、或は州縣式に據て、音樂を停止する等、唯人心に任せて、遂に一定なし、夫れ師を尊ぶの道は、誠に嚴整すべく云々と奏せるに依れり、されば天皇文學に大御心を注がせ給ひしも、亦其因由する所を察すべし。

第廿九節 御治績の概略

天皇御元服の大典に當り、諸國徭役を減ずるの詔ありしは、前述の如くなるに、猶其實行に付て、深く御軫念あらせられて、三代實錄貞觀六年條に、

正月九日丙申、宣告百官五畿七道諸國云、今稽詔書旨、百姓徭、宜復十日、者是則下恩一時、垂制永年、但徭役者、專任國司之自爲、實非公家所考覈、而或牧宰等、偏稱徭民不足、好用功糧、論之政途、豈云良吏、宜乃眷公平、務回方略、令民心深息肩之悅、國政少用稅之費下

とあり、所謂政費節減と民力休養の聖旨なり、然るに此詔に付て同書七年に、

十二月十七日甲子、諸衛士仕丁等愁訴云、遠辭鄉國、苦役京都、唯仰養丁之輸物、以充羈旅之資用、西本國司備、依詔復徭、養物之數三分減一、然則留國之民、既蒙十日之復、上京之丁、猶苦一年之役、凡在勞逸、彼是不同、望請依舊被給、太政官處分、加增養丁恒例輸數、即下知東海東山々陰山陽南海諸國、依伴行之

とあり、即ち至恩の詔旨も遠くには及ぼして、所謂階前の千里の觀あるは、有司の疎

漏なり、されど之をして、一年の三分一を緩るめんには、徒らに交替の費用を増すを以て舊に依られしなり、計算上に依る事の出入の損益を審査するの必要は、概ね斯る點に存せり、然るに當時民間に於て、漸く恩に狃れ、貢納を怠るのみならず、調庸の類までも粗惡に流れたるは同書是年に、

八月九日癸亥、太政官下符東海東山北陸山陽山陰南海太宰府、貢調庸、眞觀元年十二月十五日、下七道諸國符、備大同五年十二月二十九日格云、龜惡之罪者、格條所指、科責非輕、而今諸國貢絹布等物、恣是龜惡、專無精麗、或如絹非絹、尤同蜘蛛之秋網、或如布非布、不異連環之疎文、加以尺寸而缺、短狹無數、徒有輸貢之勞、還缺支給之備、是則牧宰專忘格制、唯事規避之所致也、法設不行、雖是寬典、人狎不愼、實須懲肅、然染所成難可頓責、宜誠既往之怠、以求將來之效、符出之後、數年于茲、猶不懲肅、彌致龜惡、即知空知格制、不行其罰、國宰狎來所積之漸也、須准之科條、必其罪責、而時尊深仁、政先鴻恕、年來優容、特聽於如此之費、既成奸濫、論之政途、理何合、自今已後、猶有龜惡、論之如格、不曾寬恕、

とあり、其絹にして絹にあらず、蜘蛛の網の如しといふに至りては、餘は推知するに足る、されば斯の如きは、國司等格旨を勵行せざるに依るとなすも、必ずしも然らず、中には、國司等格旨を勵行する時は、過半貢納を斥けざるべからず、然る時は容易に百姓等貢納せず、督促再三にして納め來るも、猶龜惡を免れず、然るに之を却けんか、納期を愆り、即ち未進怠納となりて、國司亦譴責に逢ふ、故に大概是默許受理せるより、又其疎漫を譴めらるといふは、當時國司の常態なれば、假令令文上は頗る嚴重なるにせよ、實際に夫程行はざるは、右の故なり、そは七年に、

三月二日癸未、制七道貢賦違期、國司五位已上奪位祿、六位已下折取公廩五分之一、自今已後永爲恒例、

とあるにても知るべし、即ち調庸物件は成るべく精麗にして、其納期を愆らざれといふにあり、且之のみならず、材木に付ても同年に、

九月十五日癸巳、太政官下知、彈正臺、左右京職、山城攝津伊賀近江丹波播磨等國、禁材木短狹及定載車法曰、步板、簀子、榻、樽、長短厚薄、去延曆十五年、勅立制法、於是年月遷改、忘格意、仍弘仁四年、天長八年、嘉祥三年、科罪兼可復之狀下知、訖、而採林倫輩、可貪潤澤、伐斫一木、欲得百本、因茲裁長要短、而任意爲漸、嫌厚求薄、而生平不輟、公途利

用常多缺乏、頻施嚴制中其車荷者、量材長短中須相榘三十二材、步板八枚、簀子十枚、以此爲定云々。

とあり、步板とは今も斯稱するも、俗にいふ板割なり、簀子とは即ち敷板なり、蓋し人知漸く奸猾に赴き、唯利是謀るは、柚の輩及び車夫の類にまで及びたる、世態を察すべしされば、商賈に付ても、同書貞觀七年に

六月十日已來、禁京畿及近江國賣買之輩、擇棄惡錢、曰、弘仁十一年六月九日、下知大藏省、曰、鑄錢司所進新錢、雖文字頗不明、不失體勢、亦有小疵、行用無妨、宜猶檢納、而間愚者不悟此旨、專任己心、擇棄不受、或稱文字不全、計十嫌一二、或號輪廓有缺、舉百缺八九、是以要升米者、飢口難糊、買屯綿者、寒身不暖、宜牒千路頭、嚴加禁止、若有乖違、隨而決答

とあり、即ち商人の粗惡錢を厭ひて、之を擇棄し、爲めに買者を困らしめ、其間に從て物價を騰貴せしむる弊風、既に此時に起れり、又路頭に令文を牒す、即ち揭示して、一般に告知らしむる便方、亦此時に、令せらる、以て漸次簡便に赴く世態を知るべし、但し右の令文中に、愚者とあるも、こは格例に違反して、自ら罪を招く愚人といふの意

なるも、其者の内心を察すれば、愚は愚なるも、實に奸猾利を貪る徒のみ、されどこは京畿及び近江國とあれば、猶未だ其他に及ばざりしと見え、他の諸國の情況は、同書貞觀九年に、

五月十日戊申、勅曰、延曆十七年九月二十三日格云、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼是得宜者也、如聞、外國吏民、多有貯蓄、京畿士庶、還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制、不得更然、所有之錢、盡皆納官、仍用正稅、准價給之、送京之功、亦用正稅、若有藏而不進、爲他被告、不論蔭贖、科違勅罪、五分其物、一分給告者、四分沒官、但伊賀近江若狹丹波紀伊等國、不在禁制限者、而今畿外諸國富豪之輩、不慎格旨、猶事貯積、聞其由緒、非充資用、徒奢富強之名、爭聚集之夥、邊鄙既無通用之理、朝家永增鑄作之勞、とあり、蓋し京畿及び其附近諸國の士庶は、世運の發展につれて、生活の程度高まり、從て購買力の増進せるより、貨幣は物品供給地に流れ入るは、古今同一軌なり、されば、此令文の所有の錢、盡く官に納めとは、實際に行はれたるにあらず、又行はるべきにもあらず、何となれば、民有の錢を納め、之に價に準じて、正稅を給すといふ、元正稅は民の納めたる所、且其納稅の餘剩を賣却して、得たる所の貯蓄錢にて、正稅なる物

品は、民間既に十分これあり、然るに其有る所の物品を出して、無き所の貨幣を得たるに、更に其無き所を納めて逆の有る所を給するに於ては、物品交易時代は格別、既に貨幣時代となりては、決して行はれざる所なり、さるからに若告者あらば、其物を五分して、一分を給すといふ令文も、亦此時に始めて見えたり、是尤も勵行を期したる所以なるべし、されど其効なかりしと見えて、貞觀十二年に新錢を鑄造せらる、九月十七日勅使を派して、諸社に新錢を奉る其告文に、依年序漸積、貨幣已賤、改饒益神寶、爲貞觀永寶とあれば、或は文字消磨し、或は形狀缺損等にて、時價漸く下落したるに依れるは、勿論なれど、前の令文に参照すれば、其不足せるに依れるも一因なり、又此時私墾田の輸租に付ても、之を勵行せられたる一二は、貞觀七年十一月に、大和國司の言上に、平城の舊京は其東添上郡、西添下郡にて、和銅三年右京より遷りて、平城に都せしより、右の兩郡は自から都邑となりしに、延暦七年長岡に遷都ありしより、凡七十七年、都城の道路は變じて田畝となり、内藏寮の田百六十町あるも、其他は私に窃かに墾開せる所多く、依て之を收公して、更に其租を輸せしめんとあるを許行す、尋て八年に、墾田を弊められしは、

五月二十一日甲子、勅左右兩職、分明勘糺、以京中閑廢地、賜願人、先是天長四年右京職云、弘仁十年十一月五日格云、左右京兩職解備、所檢京中閑地不少、或貧家疏漏、徒餘空地、或豪門占賣、不作勞、因此閑廢多失地利、須並加勸課、令盡地利、有勅許之、自後課條喻戶、勤俛勞作、而人稀少不事耕營、徒過日月、稍成藪澤、或他人加功、其主妨勞、因茲人倦競作、無心勤苦、荒廢之事、由緣於此、彈正臺所檢之日、恒奏過狀、每月贖銅、爲彼閑地、特入厥罪、官人之愁、莫大於斯、望請如此、空閑之地、自今已後、賜冀求之輩、永爲彼常地、于時有勅曰、愚暗之民、可共樂成、宜總計閑地、先申其數、重課其色、悉令耕種、一年不耕者、收賜冀人、若授地之人、二年不開者、改判賜他人、遂以開墾之人、永爲彼地主、但外任之宰、解秩之間、環堵爲墟、况園池并此等地、非勘糺限、左京准此、雖格立之後、多經年序、而荒廢倍先、勸督無聞、是所司踈略、不慎格旨、今採欲改張、恐愚民失所、須職吏存心、今年之間、子細告誘、令耕營、猶不遵者、始自明年、改給他人、一如格旨、

とあり、以て其巨細に盡せるを知るべし、殊に天皇風俗の匡正に勉め給ひ、其飲酒佚樂を禁じ、儉約に従ふべしとの勅は、一再に止まらず、延て僧侶の上にも、此戒撻を加へられたり、且僧位に付ては、貞觀六年二月十六日詔して、國典載る所、僧位の制本三

階あり、滿位、法師位、大法師位是なり、僧綱凡僧同く此階を受け、位號分たず、尊卑別なく、之を物意に論ずるも、實に然るべからず、仍彼三階の外、更に法橋上人位、法眼和上位、法印大和尚位の三階を制して、律師已上の位となし、法印大和尚位を僧正階、法眼和上位を僧都階、法橋上人位を律師階と定められ、明日大僧都眞雅已下數人に、僧位を受け、以て其品位匡正を謀らせられたり、されば三代實錄七年條に、

六月二十一日甲午、爲延曆寺立式四條。其一、禁制修灌頂日職掌僧缺怠、曰、灌頂法者、諸國御願修來尙矣、而年序既積、人心漸薄、遂使差職掌僧、多致辭退、辨行諸事、人功粗乏、若不立法制者、後代何修、今須一年不參者、一年不聽齒衆、二三年衆缺者、永不預衆例、亦拘階葉、既遂階業之輩、一年不參、至於擬補、一年抑止、既得所之類、有缺怠者、觸寺家所請之事、一切不判行、但沈重病及師僧父母喪者、不在此限。其二、禁制供舍利會職掌僧缺怠、曰、舍利會者、故座主圓仁、慈覺大師、授闍梨、誓以護國、合寺衆僧上中下、俱隨喜連名、同爲檀越、闍梨生前加署奉行、豈至沒後、早致背忘、况是奉酬釋迦如來之德、亦乃鎮護朝家之事乎、而頃年差職掌僧、無心勤修、永代事業、何不嚴制、今須永爲公會、世々勤修、其有缺怠之類、一准灌頂、將懲其怠。其三、禁制寺裏養馬、曰、太政官去貞

觀元年九月十七日、牒備伽藍之風、潔淨爲本、况深山絕頂、豈有損穢乎、今聞或妄養乘馬、踏汚佛壇、食損庭花、自今已後、莫令更然、若背此制、有濫犯者、先教諭返、與其主、再有犯者、須捉其馬、送左右馬寮、而愚昧僧等、猶致違犯、雖捉其馬、送於寮家、各有所託、隨則返請寺司、徒有送馬之煩、僧徒都無慎制之意、今須其捉馬送寮之日、申請上宣、令寮勒守、若其馬主改心懺悔者、寺家申官、令寮返與、若不觸寺家請返類、勿齒僧中。其四、禁制山僧美服、曰、美麗衣裳、先師所制、故座主圓仁、闍梨亦加嚴制、而山僧等、猶頗有着、雖是親族所與、檀越所施、而猶違先式、損山家風、今須一切禁斷、蘇芳染、紫青赤白、橡等之色、專以壞色、爲其衣裳、若有違犯者、不齡衆緣

とあり、其御願たる灌頂法や、朝家鎮護の舍利會に出て、諸事を辨行するを厭ひ、僧侶の身として、馬を飼養し、之に騎して佛場を踏汚しつゝ、常に美服を着けて、俗眼を眩まし、僅かに之にて、佛弟子の態を粧ひつゝ、ありとは、最澄、圓仁の時代を去る事、未だ幾許ならざるに、其蕩濫想ふべし、蓋し後世山法師の亂行は、實に此頃より馴致されつゝありしなり。

第三十節 天變地妖

三代實錄に貞觀六年五月二十五日駿河國司より富士郡正三位淺間大神大山(富士山)火出て其勢甚熾んに燒山方許里に至り光炎高さ二十許丈雷有り地震三度十餘日を経て火猶滅せず且巖嶺を崩し砂石雨の如く烟雲鬱蒸して人近づくを得ず大山の西北本栖の水海あり燒く所の巖石流れて海中を埋る事遠く三十許里に廣さ三四許里高さ二三許丈火焰遂に甲斐國に屬すと言上あり六月十七日に甲斐國司より駿河國富士大山忽然暴火あり崑巒を燒き碎き草木焦れ熱土鑠砂流れて八代郡本栖并剗兩水海を埋め海水熱して湯の如く魚鼈皆死し百姓居宅海と共に埋まり或は宅有るも人なく其數記し難し兩海以東又水海あり河口海といふ熾之に向ふ本栖剗等の海未だ燒埋まらざる前地大に震動し雷電暴雨雲霧晦冥山野辨し難く然後此災異ありと言上せり以て兩國の驚動別て甲斐の慘狀想ふべしされば朝廷二十七日に左の勅を下せり。

去年七月二十五日願下畿内并伊賀伊勢志摩遠江相模上總等國云鎮護國家消伏

災害尤是敬神祇欽祭禮之所致也是以格制頻下警告懇勸今諸國牧宰不慎制旨專任神主禰宜等令神社破損祭禮疎慢神明由是發崇國家以此招災今欲令諸社一時新加飭而經月逾年未有修造宜早加飭勿致重怠

とあり尋て七月五日に甲斐國司に下知して駿河國富士山火彼國言上決之著龜云淺間名神禰宜祝等不勤齋敬之所致也仍應鎮謝之狀告知國訖宜亦奉幣解謝と令せらる祭禮の疎慢は神明祟りを發すとして一時諸社に修飭を加へしむる等其驚畏の狀況は察せらるされば之を著龜に問はせらるゝに及びて禰宜祝らが齋敬を勤めざるの致す所と言上せるは以て當時陰陽家の状態一班は察せらるされば三代實錄七年十二月九日條にも

勅甲斐國八代郡立淺間明神祠列於官社即置祝禰宜隨時致祭先是彼國司云往年八代郡暴風大雨雷電地震雲霧杳冥難辨山野駿河國富士大山西峰忽有熾火燒碎巖石今年八代郡擬大領無位伴直真貞詔宣云我淺間明神欲得此國齋祭頃年爲國吏成凶咎爲百姓病死然未曾覺悟仍成此恠須早定神社置任祝禰宜潔奉祭真貞之身或伸可八尺或屈可二尺變體長短吐伴等詞求之卜筮所告同神詔於是依明神願

以眞貞爲祝同郡人伴秋吉爲禰宜、郡家以南作建神宮、且令鎮謝、雖然、靈火之變于今未止、遣使者、檢察、埋剗海千許町、仰而見之、正中最頂、傍造社、宮垣有四隅、以丹青石、立其四面、石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺餘、立石之間相去一尺、中有一重高閣、以石構、營彩色、美麗、不可勝言、望請齋祭、兼預官社、從之。

とあり、神が國祭に預りたさに、屢災害を下すとは、可笑の至なれど、當時上下を通じ固く信ぜり、且眞貞が詫言を述るに、身體を屈伸する狀は、踊り上り々々々々するに、て、今も或る教會に於て、斯る態をなして、神詫を述るてふ者のあるは、其由來久しきを知るべし、又此年十二月十日に、駿河國司より、駿河郡（今の駿東郡）は、三驛二傳を帶ぶ、横走、永倉、柏原の驛家なり、總て點丁ちまたん夫を差するに、驛子四百人、傳子六十人、年來疫早、瘠りに臻り、課丁缺少す、因て驛傳子ら數に滿る能はず、郡民の凋殘是より甚しきなし、仍柏原驛を廢し、富士郡蒲原驛を遷して、富士河東野に立てん、然る時は、蒲原驛と永倉驛との行程平均して、民肩を息ふを得んと言上して、許されたるも、右の山燒の影響と思はる、又八年に尾張國司より、廣野河の下流壅塞して、新河をなし、田畝を害せるをもて、舊に復せんと言上せしも、亦右の影響にやあらん、總て地變の反應は、意

外の地に及ぶものなれば、地理地質の學問上より、研究しなば、得る所あるならん、然るに右の工事に付て、一騷擾を惹起せり、三代實錄八年七月九日條に、尾張國司より、先きに太政官の處分を奉じて、廣野河を堀開き、舊流域に復せんとせるに、美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗ら、兵衆步騎七百餘人を率ゐ、河口に襲ひ來り、郡司を毆傷し、工夫を射殺し、河水血を流し、野草膏に霑す、成功將さに畢らんとするに、此妨げありと上言す、仍太政官符を下し、河流の利害兩國の爭論、彼是相持して、歷代絶るなしとありて、詔使を派し、兩國司らと共に利害を勘へ定め、更に朝議其得失を審かにし、兩國に下知し、河口を堀開かしめ、功役已に起し、作事稍く成るに及び、兵仗を以て人を殺傷するに至るを謹め、吉雄らを禁しめ、工事を續行せしむべきを命ぜられしに、之と引違ひに、尾張司より、各務吉雄ら亂を作すの後、未だ幾日を経ざるに、人夫數百人を率ゐ、沙石を運び、河口を埋塞き、吉雄等百餘騎を率ゐて、河邊を往來して、之を勵まし、仍て國司隨近之兵を發して、逆亂の罪を糾さんも、斯ては忽ち鬭争となり、兩國兵刃を接するに至るべし、此亂元來堀河の論より起れるなれば、暫く其工を停め、犯人の處分をなさんと言上して、之を許され、此時中島郡の人、磯部逆麿

ら三人堀河の役に興かり居て、射殺されたりと言上せり、逆磨の名を録して、言上せるなれば、必ず身分のある、即ち土地の豪族にて、此河流に直接の害を受けしをもて、自身出て、其工を督せしなるべく、勿論各務吉雄は擬大領なれば、此河水の變形に依て、己が田畝に、直接の利を得たるに、それを改作するに於ては、忽ち利を失ふを以て、斯る暴舉に出たるにて、由來水流の利害に付て、紛争を惹起すは、其例多々なるも、斯る事は尤も稀有なり。

又此時、頻年諸國水旱疫癘等打續き、人民日に疲弊に陥り、京中白晝に盜賊横行するに至る、檢非違使之が捕索に勉むるも、敢て斷遏するを得ず、されば貞觀四年三月十五日に、左京職言戶令云、凡戶皆五家相保、一人爲長、以相檢察勿造非違、然則結保之興爲糾姦濫、有司存之理必可遵行、而皇親之居街衢相接、卿相之家坊里猥雜、若非蒙官符直難此制、不教之漸、輒無承引、請親王及公卿職事三位已上、以家司爲保長、無品親王已下六位別當爲保長、散三位已下五位以上、以事業爲保長、然則皇憲通行、隣伍相保、姦猾永絕、道橋自全、と言上して許されたるは、所謂戶籍法の勵行にて、兇漢搜捕に辨せるなり、又此年四月、備前國司より、官米八十斛を船にて運送せるに、海賊のため之を

奪はれし上に、百姓十人殺害されたりと言上あり、依て山陽南海等の諸國に令して、嚴に之を逮捕せしめ、貞觀七年には三代實錄九月條に、

下知攝津和泉山陽南海道諸國曰、如聞近來伊豫國宮崎村海賊群居、掠奪尤切、公私海行爲之隔絕、凡可捕件賊之狀、頻繁仰下、督促懇勸、其後播磨備中備後阿波等國、相尋言上獲賊之狀、而今寇盜難休、流聞如此、實是國司等欲消一境之咎、不慮天下之憂、无盡謀略、不精搜捕之所致也、夫海賊之徒、萍浮南北、唯殉其利、不恤其居、追捕則鳥散、寬假則鳥合、仍仰緣海諸國戮力同謀、具記往來之船、就勸詳去就之人物、若聞有奸謀、則彼我相移、差發人兵、招募俘囚、搜其屋穴、尋其風聲、究討盡捕、令无遺類、

と令されたり、其公私海行之がために隔絶すといふに至りては、いかに猖獗なるやは察せらる、殊に其巢穴ともいふべきは、伊豫なりとすれば、後ち承平に至りて、藤原純友を出し、遙か後世戰國時代に及び、能島久留島二氏を始め、彼の海賊八幡船をも出したれば、其航海技の、早くより發達せるを知るべし、偕又當時京中困難の一斑は、同書に、貞觀元年三月、特に大藏省の錢七百四十四貫文、絹六十九疋、綿八万四千三百三十屯、絲一千八百斤、調布一万三千六百端、商布一万九千八百二十六段、鐵一百廷を

公卿已下辨大夫已上に貸與(實は給與)あり、九年二月には、

十三日癸未、是年内外米儉乏、人庶阻飢、就中畿内特甚、盜賊群起、或遮道路、而脅行人掠奪、或窺屋舍而行火入盜、仍下知國司、每郷結保、督察奸盜云々

とあり、以て盜賊横行の狀を察すべし、尋て十七日に、承去年之灾旱、京邑飢儉、詔以來三百二十石、粃二千石、鹽三十五斛、新錢一百貫、賑恤東西京乏絶之人とあり、當時穀價の一斑は、同書六年七月條に、

二十六日壬戌、太政官處分、定左右京白米一升直錢四十文、前二十六文、今加十四文、黑米一升直錢三十文、前十八文、今加十二文、是歲穀價騰踊、東西津頭白米一斛直七貫二百文、黑米一斛直四貫百文、由是増定京邑沽價

又九年四月二十二日條に、東西京始置常平所、出官米面糶之、米一升直新錢四十文、京邑之人來買者如雲、是時穀價騰踊、内外飢饉、米一斛直新錢一千四百文、由是官糶、以救俗弊とあり、右の如き高價なれば、細民の困難は察するに餘りあり、加ふるに疫癘行はれたれば、苦中に苦を重ねたり、されば七年五月に、僧六口を七條大路衢、朱雀道東西に分配し、朝夕二時般若心經を讀ましめ、又佐比寺僧惠照に、疫神祭を修せしめ、左

京右京に仰て、男女人別に一錢を出さしめて、僧の布施供養の料に充しめたり、是實に稀有の事なるも、之にても其慘况は察せらる。

第三十一節 應天門の災

三代實錄貞觀八年閏三月十日條に、夜應天門火、延燒棲鳳翔鸞兩樓とあり、應天門は大極殿の前面にて、鳳鸞の二樓は其東西に在り、斯る重き所の災なれば、京市上下の喫驚は察せらる、されば、同書右の續きに、

四月十四日戊子、勅、去閏三月十日夜、應天門及東西樓觀、急有火災、悉爲灰燼、求之蒼龜、猶見火氣、自非神助、何消伏、宜令五畿七道、奉幣境內諸神、仍須長官潔齋、躬向社頭、敬以奉進、必致如在 十六日庚寅、下知山城若狹等國曰、警戒兵事、卜筮所告、兩國應慎 十七日辛卯、下知太宰府曰、廼者京師頻見怪異、火災も怪異の一となすは當時の世態なり、陰陽寮言、隣國兵可來窺、安不忘危、在勤警固、謹責豐前長門等國司曰、關司出入理用過所、而今唐人入京、任意繼過、是國宰不慎、督察關司不貴所過之所致也、自今以後、若有驚忽、必處嚴科

とあり、即ち應天門の罹災を一大怪異として、陰陽寮に卜はしめしに、猶火氣あるのみならず、隣國來り窺ふの凶兆といふをもて、右の如く令されしにて、其危惧の情況推知するに足る、尋て六月三日、木工權大允藤原直宗等を近江に、同大允中臣伊度人等を丹波に遣して、應天門東西樓觀等再造の材料を探らしめらる、右の如く専ら怪異として御祈御愼等數々ありしに、八月に至り、そは大納言伴善男が放火せる由を、訴る人ありて、一大獄を起したり、三代實錄八月條に、

三日乙亥、左京人備中權史生大初位下大宅首鷹取、告大納言伴宿禰善男、男右衛門佐伴宿禰中庸等、同謀行火燒應天門下 四日丙子、禁鷹取身下左檢非違使 七日巳卯、勅參議正四位下行左大辨兼勘解由長官南淵朝臣年名、參議正四位下行右衛門督兼讚岐守藤原良繩、於勘解由使局、鞠問大納言正三位兼民部卿太皇太后大夫伴宿禰善男、二十九日辛丑、禁右衛門佐從五位上伴宿禰中庸於左衛門府、拷訊殺害大宅鷹取女子者生江恒山、三十日壬寅、拷訊與恒山同謀者伴清繩、並是大納言伴宿禰善男之從僕也

とあり、此事を宇治拾遺物語に、

水尾の帝の御時に、應天門燒けぬ中それを伴善男といふ大納言、これは信の左大臣の所爲なりと、朝定に申ければ、その大臣を罪せんと、せさせ給ひけるに、忠仁公(良房)世の政は、御弟の西三條の右大臣(良相)に譲りて、白川に籠り居給へる時にて、この事を聞き、驚き給ひて、御烏帽子直垂ながら、移の馬(移とは移鞍とて一には唐鞍ともいふ)それを置たるを移の馬といふに、乗り給ひて、乗りながら北の陣までおはして、急きたる體をいふ御前に参り給ひて、此事申、人の讒言にも侍らん中かかる事は、返すくも、よく糾して、實事虚事顯はして、行はせ給ふべきなりと、奏し給ひければ、誠にもと思召て、糾させ給ふに、一定もなき事なれば、免し給ふよし、仰せよとある宣旨承りて、大臣は歸り給ひける、左大臣は、つゆ犯したる事なきに、かゝる横ざまの罪に當るを、思し歎きて、日の裝束して、庭に荒薦を敷て出て、天道に訴へ申給ひけるに、此事は次の左大臣信の條参照せよ、ゆるし給ふ御使に、頭中將馬に乗りながら、馳せまうてければ、今罪せらるゝ使ぞと心得て、一家立のゝしるに、免し給ふよし、仰かけて歸りぬれば、又喜び泣き中免されたけれど、朝廷に仕奉りては、横ざまの罪、出来ぬべかりけりと、いひて、宮仕もし給はざりけり、秋にな

りて、右兵衛の舎人なる者、東の七條に住みけるが、府に参りて、夜更けて家に歸るとて、應天門の前を渡りければ、人のけはひして、ざゝめく、廊の腋わきに隠れ立て見るに、柱より、かゝぐりあるゝ者あり、見れば、伴大納言なり、次に子なる人ある、又次に雑色豊清といふ者ある、何事するにかあらんと、つゆ心も得て見るに、此三人下りはつるまゝに、走る事かぎりなし、南の朱雀門ざまに、走りていぬれば、此舎人も、家ざまに行ほどに、二條堀河の程ゆくに、大内の方に火ありとて、大路のゝしる、見かへりて見れば、内裏の方と見ゆ、走りかへりたれば、應天門の半分ばかり、燃えたるなりけり、このありつる人共は、この火つくとて、のぼりたりけるなりと、心得てあれども、人の極めたる大事なれば、あへて口より外に出さず、其後左大臣のし給へる事とて、罪蒙り給ふべしと、言言れば、したる人はあるものを、いみじき事かなと思へども、云ひ出すべきことならねば、いとほしと思ひありしに、罪なしとて、免されぬと聞けば、罪なきことは誠にておはするものなりけりと、なん、思ひける、かくて九月(八月の誤傳なり)ばかりに、中伴大納言の出納(米金など取扱ふ役なり)の家の幼き子と、外の舎人の小童と、諍論をし、泣言れば、出てとりさへんとするに、こ

の出納、同じく出て、見るに、寄りてひき放ちて、我子をば家に入れて、この舎人の子の、髪を取りて、うち伏せて、死ぬばかり踏む、舎人思ふやう、我子も人の子も、共に童いさかひなり、唯さてはあらで、我子をしもかく情けなく踏むは、いと怪あやしき事なりと、腹だゝしく、まうどは、いかてなさけなく、幼き者を、かくはするぞと問へば、出納のいふやう、おのれは何事いふぞ、舎人たつる、かればかりのおほおほやけ人は、我打たらんに、何事のあるべきぞ、我君の大納言殿のおはしませば、いみじき、あやまちをしたりと、何事の出て來べきぞ、痴事ちじする乞見かたかなといふに、舎人大に腹を立て、口おれは何事いふぞ、我主の大納言を、かうけ(高家)に思ふが、おのが主は、我口によりて、人にもおはするは(口を開かぬ故に人並に居るといふ意)知らぬか、口あけては、主は人にては、ありなんやといひければ、出納は腹立ちさして、家へは入りけり、此諍論を見るとて、里隣の人、市をなして聞きければ、いかにいふ事にか、あらんと思ひて、或は妻子に語り、或は次々語りちらして、いひ騒ぎければ、世にひろがりて、朝廷まで聞し食して、舎人を召して、問はれければ、初めは、あらがひけれども、我も罪蒙りぬべく、問はせければ、ありの件の事を申てけり、その後大納言も

捕へられなどして、事顯れて後なん、流されける、應天門をやきて、信の大臣におほせて、かの大臣を罪せさせて、一の大納言なれば、我れ大臣にならんと構へける上とあり、此書の舍人は、即ち鷹取なり、但し子を踏みにじりたりとあれど、三代實錄に據れば、殺したるにて、しかも女子なり、又善男か罪を、左大臣に課せんとせしに、良房急參内して、之を諫めたりとは、實説にて、即ち八月十九日、善男捕はれて後ち、勅太政大臣攝行天下之政と三代實錄にありて、之に對し、良房再三上表して固辭せしも、許されざりし、よりに、再び攝政となれるにても推知すべし、又此書に、善男も放火せしとあれど、こは誤傳ならん次を參照せよ、其他雜色の名も誤傳なるべし、偕三代實錄右の續きに、

九月二十二日甲子、大納言伴宿禰善男、男右衛門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豐城、伴秋實、伴清繩等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、善男配伊豆國、中庸配隱岐國、豐城配安房國、秋實配壹岐國、淨繩配佐渡國、相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、從五位下行下野守伴宿禰阿男、配能登國、上總權少椽正八位上伴宿禰夏影配越後國、伴冬滿配常陸國、紀春道配上總國、伴高吉配土佐國、紀武

城配日向國、伴春範配薩摩國、公聊就太政官曹司廳、會文武百官、宣制其詞曰、上備中權史生大宅鷹取告言久、大納言伴宿禰善男乃所為奈爰或諸人等又並口天無疑留倍告言已在然毛止件事波世爾不在止思保食天那日月乎延引都早爾罪那不賜御坐都而今勅使等鞠問天志奏久須良初問伴宿禰善男爾每事固爭天不承伏從者生江恒山等加所申口狀乎以天申庸加申辭爾參驗爾留伴宿禰善男乃初所爭言乃殺人留事既知巧詐即中庸波父之教命乎受天所為止云事無疑仍與明法博士等勘定爾大逆之罪共難可避須同久斬刑爾當處止奏聞利然禮止下

とありて既に斬に處すべかりしを宥せられ又中庸は父の教命を受とあれば善男が子の中庸をして放火せしめたるなり此善男ら鞠問の狀を故事談に、清和天皇先身、爲僧、伴僧、望内、供奉十禪師、深草天皇、文德、欲令補之、而善男奏以停之、伴僧發惡、奉讀法華經三千部、願曰、以千部功力、當生宜爲帝、又千部功力、爲善男、洞、爲其妨、殘千部功力、當蕩妄執、可離苦得道、此間命終、無幾程、清和天皇誕生、給雖有童程之齡、依先世之故緣、觸事、令善男云々、見其氣色、語得修經之僧、令修如意輪法、仍則成寵臣、然而故業之所望、坐事、伴大納言、坐事之日、大南淵年名、參議菅原是善藤原良繩

の誤等奉勅於勘解由局推問之更以不承伏即詐令人謂曰息男既以承伏了何獨不然乎善男聞之口惜哉承伏^上

とあり但し前半の僧の話は固より信ずべきならねど後半の鞠問に於ては前の宣制中にも毎事固争天不承伏とあれば蓋し眞なるべし偕善男らの事略は實録に善男者左京人也祖繼人官爲從五位下左近衛少將延曆四年爲皇太子謀與右衛門大尉大伴竹良射殺中納言兼式部卿藤原朝臣種繼皇太子坐而見廢繼人繫死獄中父國道緣坐其父繼人事配流於佐渡國爲人聰敏頗有才國宰優愛引爲師友職歷内外常居清顯爵至從四位上官登參議善男是國道之第五子也生而爽俊天資魁偉見之者皆曰黠兒爲人奇貌深眼長鬚身體短細意氣平岸弱冠入直校書殿侍奉仁明天皇稍被知寵任寄日重^中性忍酷有口辨當官幹理察斷機敏政務變通朝廷制度多所詳究問無不對但心不寬雅出言舛剝彈斥人短無所畏避微倖叨承爲人主所愛也自初爲少內記累遷顯要八年之間早登公卿位望漸貴物議成忌嘗承和中爲右少辨之時法隆寺僧善愷向官告檀越少納言登美真人直名所犯之狀參議左大辨正躬王及傍官與善男爭論律私曲相頂之義縱橫不一分背舛馳遂誣正躬王等許容善愷違法

之訴令明法博士讚岐朝臣永直等斷之永直所執不同善男左大辨正躬王及左中辨伴宿禰成益右中辨藤原朝臣豐嗣左少辨藤原朝臣岳雄明經博士永直等遂坐解官貞觀之初與左大臣源朝臣信有隙數年之後誣告左大臣謀爲反逆殆欲陷害其後犯大逆之罪父子自取干天

とあり其中に察斷機敏政務變通とあれば當時縱横の權略家にてありしを知るべし殊に朝廷制度多所詳究問無不對とあるを見れば其非凡の器なるを察せらるされど其奸曲なりしは當時既に法隆寺善愷の争訟に依て明白なりしに明經博士讚岐永直を壓制せるに至りてはいかに御信任の渥かりしかは推するに餘りあり此事は當時尤も人の矚目したると見えて實錄貞觀四年八月永直卒去の條にも承和十三年法隆寺僧善愷官に向て檀越少納言登美真人直名有犯之狀を告ぐ右少辨伴宿禰善男と參議右大辨正躬王らと執論差躋す善男辨口便佞帝の寵遇を蒙る遂に正躬王らを誣む善愷の違法を許容すと載せたり此永直は當時明法家の巨擘たるは同書右の續ぎに文德天皇の勅に永直は明法博士として律令の宗師なり其齡耆者にあるを以て正説の傳はらざるを惜む諸生をして其里第に就て善説を受讀せ

しむべしとありて、永直私第に在て生徒に律令を授く、式部省其門廷に就て、講竟の禮を行ふ器中勘解由次官に任じて、判決之道、能く其旨を究む、彼司に於て、今猶之を准的となす、嘗て大判事源敏久、明法博士額田今人ら、刑法の難義數十事を抄出し、遣唐使に托して、彼國に質議せんとせしに、永直此舉を不可となし、自ら其義を詳解せしかば、累年の凝滯、一時氷釋す、とあるにても知るべし、斯る人だも眼中に置かざるなれば、其權勢想ふべし、されば左大臣信を讒し斥け、己れ之に代らんと、應天門に放火せしは、宇治拾遺物語に詳かなれど、神皇正統記にも同くのせたり、されど此事は甚だ愚拙を極め、殆ど論ずるの價なし、善男佐渡に在し頃の事を、宇治拾遺物語に、

伴の大納言善男は、佐渡國の郡司が從者なり、彼の國にて、善男夢に見るやう、西大寺と東大寺とを跨またげて立たりと見て、妻の女にこのよしを語る、妻のいはく、その股こそ、さかれんずらめと、あはするに、善男驚きて、よしなき事を語りてけるかなと、恐れ思ひて、主の郡司が家へ、行向ふ所に、郡司極めたる相人なりけるが、日頃は、さもせぬに、殊の外に饗應して、わらぶほだとりいて、對ひて召のぼせければ、善男あやしみをなして、家にすかしのぼせて、妻のいひつるやうに、股などさかんずる

やらんと、懼れ思ふ程に、郡司がいはく、汝やんごとなき、高相の夢見てけり、それによしなき人にかたりてけり、必ず大位には至るとも、事出來て罪を蒙らんぞといふ、然る間、善男縁につきて上京し、大納言に至る下

とあり、夢の事はとまれ、流人の子なれば郡司の家に常に出入して、雜役を執れるは、さもあるべし、借善男の流罪に付て、中府の男にて孫なる八歳、五歳の幼者も、父と共に配所に赴きしを、特に怒み給ひ、道より召還され、又諸國に勅して、善男が田宅資財等悉く沒收ありて、内藏寮に附し、佛像書籍等は圖書寮に附されたり、借善男が、左大臣信を讒言の概略は、實錄貞觀十年信薨去の條に、貞觀六年冬、是より先き大納言伴宿禰善男、大臣(信)と相忤り、漸く嫌隙を積む、是に至り、書を投送る者あり、曰く大臣、中納言源朝臣融(信の弟、右衛門督源勤)同上等兄弟と、同く謀りて、叛逆を作んと欲す、時世嗷々たらしむと、善男之に乗じて、顯言して曰く、左大臣の害をなさんと欲すとは、既に聞く所、今、又表章此の如し、其反端ありと謂べしと、七年春に至り、大臣の家人清原春瀧を日向椽、左馬少屬土師忠道を甲斐權椽、左衛門府生日下部遠藤を肥後權大目となす、皆是鞍に據り弓を引に便なる者、武技に長ぜるの謂、獎擢に似たりと雖も、

實は大臣の勢威を奪ふなり、八年春、使を遣し大臣の家を圍ましめんと欲す、善男が右大臣藤原朝臣良相に誣ゐて、行はしむる所時に太政大臣良房此事あるを知らず、發せるを聞くに及び、愕然色を失ひ、便ち奏聞して、事由を探り認めしむ、帝曰く、朕會て聞かざる所なりと、爰に於て參議右大辨大枝朝臣音人、左中辨藤原朝臣家宗らを遣して、前後慰諭す、大臣始則危懼^中、勅旨を蒙るに及び、既に虎口を免かる、乃ち家中所有の駿馬十二疋、賓從四十五人を獻じ、單子孤獨勢援するものなきを示す、朝廷受ず、皆悉く返下す、大臣是より門を杜き、肯て輒く出ず、とあり、以て善男の專横を察すると同時に、信の公直無私の一斑を察すべし、又善男に縁坐の人々の中に於て、其事略の三代實錄にあるを、一二左に述んに、

紀朝臣夏井者、左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也、夏井眉目踈朗、身長六尺三寸、性甚溫仁、有才思、承和之初、以善隸書待詔於授文堂、就參議小野朝臣篁、受用筆之法、篁歎曰、紀三郎可謂真書之聖也、文德天皇即位之初、徵見之、夏井衣履踈弊、左右見者咸笑之、上曰、是疲駿也、非汝輩所知、遂有殊寵^中、上以其忠正清貧無宅、賜宅一區、夏井秉忠忠直、時有規諫、上以此逾重之^略、夏井天性總敏、臨事不滯、君寵優渥、任用轉重、

内外機務、多所輔益、天安二年八月、文德天皇晏駕、夏井出爲讚岐守、政化大行、吏民安之、境内翕然、不忍相欺、秩滿將歸、百姓相率詣闕乞留、因期更留二年、黎庶殷富、倉庫充實、於是新造大藏於國郡、總四十字、皆繕納以爲不動之蓄、及去、吏民送別者、贈遺甚多、夏井一無所受、歸都之後、米完玩好、以送其家、夏井留紙筆、悉返其餘、貞觀七年、爲肥後守、母石川氏聞而哭之、人問其故、答曰、吾聞肥後風俗、國宰至清、身必不全、吾子其不終乎、有異母弟豐城、夏井以其放誕、數加督責、豐城苦之、遂託身大納言伴宿禰善男、應天門火、善男坐以男中府行火燒之、父善男應知之焉、豐城爲善男之從、夏井爲豐城之兄、轉相緣坐、被處遠流、夏井隨使出境、肥後之民遮路悲哭、如喪考妣、夏井私歎曰、凡法律所謂首從之坐、必有差降、予是從之兄、亦緣坐也、今與善男同配遠流、何其無別哉、向土佐路、過讚岐境、百姓男女老少、皆棄其室、逢迎道路、數十里之間、哭聲相接、數年母亡、夏井至孝、居喪過禮、建立草堂、安置骸骨、晨昏之禮、無異生時、本自崇信佛理、至是於草堂前、每日讀大般若經、凡五十卷、以終三年之喪、夏井兼能雜藝、尤善圍碁、伴宿禰少勝雄、以善奕碁、延曆聘唐之日、備於使員、以碁師也、堂父善岑、爲美濃守、少勝雄爲介、夏井時年十餘歲、習圍碁於少勝雄、一二年間、殆超于少勝雄、又善射覆、文德天皇、與宮人爲藏

鈎之戲、一鈎藏在百手之中、密令夏井筮之、撰著布卦曰、有少女着青衣以白花插首者、鈎在其手中、帝乃探得大悅、又開醫藥之道、配土佐之後、自往山澤、採藥合練、以施民、民多得其驗、嘗有一人中風、被髮狂走、夏井與一匕散藥、以令服之、此人立癒、皆此之類也。とあり、夏井の如きは、當時有數の良吏なるに、端なくも弟に連坐して、遂に流罪に終りしは惜むべし、殊に右の中にもある如く、主犯の善男すら、遠流にて事濟たれば、連坐の夏井までも同罪とは、頗る酷に過たる如きも、蓋し苟も善男に好みある輩は、悉く斥けんとの方寸なるべし、又夏井が刑の過當なるを評せるに、其語を採て、史上に錄せるは、流石に三代實錄は菅原道眞の撰、藤原時平撰と載せあるも、此書進奏の日は、道眞配流後なるを以て、故らに名を削りしなりなれば、其直筆の一斑を知るべし、但し當時擬律の一斑は、三代實錄貞觀七年十月二十五日條に、其奏議を載せあり、左に述て參考に供せん。

中刑部省斷案文云、讚岐國浪人江沼美都良麿、殺香河郡百姓縣春貞、春貞之妻秦淨子申訴云、美都良麿、於春貞宅、相共飲酒、言論相鬪、春貞叫曰、吾爲美都良麿被刺、驚而見之、血出自左脇、即死、同郡人秦成吉等、與春貞、美都良麿等同飲之人也、而相鬪之場、

雖以言詞同諫、而遂不相救助、國司斷云、鬪毆殺人者絞、以刃及故殺人者斬、雖相鬪、而用兵刃殺者、與故殺同、准犯據律合斬刑者、又捕亡律云、隣里被殺人告、而不助救者杖一百、成吉等在殺人處、不助救、准律條、各處杖一百、刑部省覆斷云、國斷有失、何者、案律、鬪而用刃、即有害心、仍處斬刑、但不同於故殺、而引故殺及用兵刃殺等之文、此國司之謬斷也、又淨子詞云、成吉等、與春貞、美都良麿相鬪之場、雖以言詞相諫、而遂不救、淨子聞春貞之叫、纔知被刺、然則成吉等、醉中、不覺美都良麿害春貞之心、非聞告而不助、見刺而不救者也、仍改斷無罪、斷獄律云、官司斷罪、先於人者減三等、名例律云、五位及七位已上、犯流罪以下、各減一等、判斷之失、既由判官、仍正七位下行讚岐椽高階真人全秀、正六位上行左近將監兼讚岐權椽藤原朝臣房雄爲首、全秀身帶七位例減一等、合杖六十、贖銅六斤、房雄遙授、不預其事、合免其罪、從五位下行讚岐介藤原朝臣有年、爲第二從、減四等、合杖六十、身帶五位、請減一等、合笞五十、贖銅五斤、參議正四位下行右衛門督兼讚岐守藤原朝臣良繩、從四位上行皇后宮大夫兼讚岐權守藤原朝臣良世爲第三從、亦遙授、合免其罪、正六位上行讚岐大自秦忌寸安鏡、正七位上行讚岐少目阿波奈臣安繼爲第四從、減六等、合笞四十、身帶七位已上、例減一等、合笞

三十贖銅三斤 越前國足羽郡人生江恒山、因幡國巨濃郡(今ノ岩井郡)人占部田主等、毆備中權史生大宅鷹取女子、恒山等言、隨私主右衛門佐伴宿禰中庸教、毆鷹取女子、鬪訟律云、威力使人毆擊、而死傷者、雖不下手、猶威力爲重罪、下手者減一等、又云、故殺人者斬、恒山曰、主等隨中庸教、非因鬪爭殺鷹取女子、須以中庸爲首、處斬刑、而身犯大逆、降配遠流、不更斷罪、恒山向主爲從、減一等、並合遠流、者降恩詔、斬刑、減死一等、處之遠流

とあり、以て其慎重の程を知るべし、倭應天門再造は、十三年に至り其功竣る、此時其號に付て、三代實錄同年十月二十一日條に、應天門火災之後修復既に訖る、明經文章等の博士をして、應天門の號可改歟、又應天其義何に據るか、又朱雀羅城等の門名、其義如何を議せしむ、從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議して云、宮殿城門等火災之後、更に其名を改るは、兩漢以上未だ必ず此事あらず、但魏明帝青龍二年、崇華殿災す、南閣に延く、繕復の後三年七月に至り、此殿又災す、高堂隆以爲く、更に營造すべからず、と帝從はず、遂に崇華殿を改めて、九龍殿といふ、唐玄宗天寶二年東京應天門災し、延燒左右延福門に至る、十一月應天門成る、改めて乾天門といふ、本朝制度

多く唐家に擬す、凡天災人火、其名異なりと雖も、總て之を論ずるに、皆是國の休徵に非ず、然ば則修復の後、其舊號を除き、更に嘉名を制す、亦宜しからずや、又洛都宮城門は、是陽應、案ずるに、禮に舍文嘉曰、湯順人心、應於天と、然ば則應天之名、蓋し此に取るか、又長安南面皇城門、之を朱雀門といふ、又大明宮南面五門の中、正南を丹鳳門といふ、夫れ丹鳳朱雀其義一なり、然ば則其南方に在るを以ての故に、之を朱雀といふか、又羅城門と稱するは、是國都の門、唐の京城門、西都に之を明德門といひ、東都に之を定鼎門といふ、今こゝに羅城門といふ、其義詳かならざれど、大唐六典註に云、大明宮より、東羅城の復道を夾み、通化門の磴道を経て、興慶宮に入ると、今其文勢を案ずるに、蓋し是羅城の意か、從五位上行大學博士兼越前權介菅野朝臣佐世の議に云、定公二年、左傳云、夏五月壬辰、雉門及び兩觀災す、冬十月新たに雉門及び兩觀を作る、毛詩云、廼ち阜門を立つ、阜門伉たるあり、廼ち應門を立ち、應門將々たり、諸侯の宮外門を阜門といひ、朝門を應門といふ内に、政門あり、天子の宮は加るに、庫門雉門を以てす、正義に云、魯に庫門雉門あり、明堂位に云、庫門は天子の阜門、雉門は天子の應門、之を庫雉といふ、之を制する庫雉の如くす、魯は周公の故を以て、成王特に褒して、二門に

兼て四門を造らしむ、其餘諸侯は然らず、群臣と事を決する朝は、應門の内に在り、故に應門を以て朝門となす、件の文を検するに、魯に三門あり、庫雉路にして、天子の五門、臯庫雉應路を兼ね、然ば則彼魯の三門は、本朝三門と其義相當る、即ち魯は天災と雖も、猶名を改めず、今之に比すれば、應天門は現に是人火なり、舊に依て之に名つけ、何ぞ必ず之を改めん、但名つけて應天朱雀羅城といふの義、經典に見る所なしと、之に依て猶應天門と稱せり。

第三十二節 立太子と貞觀格式 附 良房の薨去

三代實錄に、貞觀十一年二月朔、立貞明親王、爲皇太子、是日以大納言藤原朝臣氏宗爲傳、文章博士橘朝臣廣相爲學士、參議民部卿右衛門督南淵年名爲大夫、刑部少輔藤原朝臣門宗爲亮、從五位下藤原朝臣清經爲大進、十一月己亥、先是皇太子貞誕於太政大臣染殿第、是日移入東宮とあり、同書陽成天皇の條に、清和天皇第一子也、母皇太后高子、贈太政大臣正一位藤原朝臣長良之女也、后兄右大臣藤原朝臣基經、初夢、后露臥庭中、苦腹脹滿、頃之腹潰、氣昇屬天、即便成日、其後后以選、入掖庭、遂有身焉、貞觀十年十二

月十六日乙亥、生帝於染殿院、十一年二月一日己丑、立爲皇太子、誕育三月とあり、大鏡に、

五十七代陽成天皇中御いみ名貞明、これ清和天皇の第一の皇子なり、御母皇太后高子と申しき、權中納言贈正一位太政大臣長良の御女なり中御母后、清和の御門より八、九年の御姊なり、二十七と申し、とし、この陽成院をば生み奉り給へるなり、元慶元年丁酉正月に、后に立せ給ひて中宮と申す中この后の、宮つかへしそめけん、やうこそ、おぼ不思議かなけれ、いまだよ處ごもりて、おはしける時、在中將在原業平のしのびて、おて、かくしたてまつりたりけるを、御兄せうとの君たち、基經の大臣、國經の大納言などの、わか、おはしけん程の、事なりけんかし、とりかへしに、おはしたりけるを、つまもこもれりわれもこもれり、とよみ給ひたるは、この御事なれば、末の世に、神代のこととは、申しいて給ひける中されば、よのつねの、御侍かしづにては、御覽じそめたまはずや、おはしましけん中はなれぬ御中、文徳の后明子は、此高子と御從姉妹なるをいふにて、染殿の宮に参りかよひなど、し給ひけん程の事にや、中いかなる人かは、此にてもごろ古今集、伊勢物語など、おぼえさせ給はぬは、あら

んずる見もせぬ人のこひしきはなど申す事も、この御中らひのほどこそは、う
 け給はれ中二條の后と申すは、この御事なり
 とあり、伊勢物語に、

昔男ありけり、女のえうまじかりけるを中からうじて、ぬすみ出て、いとくらきに
中あくた川といふ川を、つれゐて行ければ中鬼ある所ともしらて中はや夜もあけな
 んと思ひつゝ居たりけるに、おにはや、一口にくひてけり、あなやといひけれど中
 女もなし、あしずりをしてなけども、かひなし、しら玉かなにぞと人のとひし時
 つゆとこたへてきへなましものを、これは二條の后の、いとこの女御の御もとに、
 つかふまつるやうにて、居給へりけるを中ぬすみて、おひて出たりけるを、御せう
 との堀河のおど、たらう國經の大納言まだ下らうにて、内へまいり給ふに中と
 りかへし給ふてけり、それをかくおにとはいふなり
 とありて、つまもこもれりの歌は、同書に、

昔男ありけり、人のむすめをぬすみてむさしのへゐて行程に中くにかみに、か
 らめられにけり中此野は、ぬす人あるあんなりとて、火つけんとす、女わびて、むさしの

はけふはなやきぞ若草のつまもこもれりわれもこもれりとよみけるをきゝて、
 女をばとりて、ともにおいていにけり

とあり、されど伊勢物語は、元より作り物なれば、實事を録せるにせよ、二條後の事を、
 斯く作りなして、業平の放逸を示せるなるべし、右の如き御方をして、入内せしめた
 るは、實に言語道斷の事なれど、此時攝政良房には、子女なかりしかば、兄長良の嫡子
 基經を、養子となしたれば、此基經、やがて養父に嗣て、政局に立に及びて、御外戚の姻
 みなければとの、野心より、斯る計ひをなせしなるべし。

又此年三月貞觀格成る、實録に其序文を載す左に抄録す。

十三日庚子、撰貞觀格畢、大納言正三位兼行皇太子傅藤原朝臣氏宗、參議民部卿正
 四位下兼行春宮大夫伊豫守南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨大江朝臣晉人
 從四位上守刑部卿菅原朝臣是善、散位從五位下上毛野朝臣永世、勘解由次官從五
 位下紀朝臣安雄等、詣闕奉進、其都序曰上律因斷罪、須引律令格式正文、令仍犯罪、未
 斷決、遂格改、者然則格者律令之條流、政教之軌軌、君與百姓共之者也中嚮者弘仁十
 一年四月二十一日、施行格十卷、此乃公卿百官奉詔、簡舊史之凡要、抄新制之大綱中

如今時歷五代、年及六旬、文質暗遷、沿革自至、詔草盈於臺閣、文案溢於縑囊_中、即詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等、令因循舊格、綜緝新符、未及成功、歲月遷往、大納言正三位兼行皇太子傅臣藤原朝臣氏宗等、前與右大臣承冲旨_中、仍與參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守臣南淵朝臣年名以下名の前に見えたるは略す、大外記正六位上臣南淵朝臣與世、正六位上行左少史臣大春日朝臣安永、正六位上行彈正少忠臣布瑠宿禰道永、正六位下行大學大屬臣山田宿禰弘宗等、上起弘仁十載之明年、下至貞觀十載之晚節、擇成規於州郡、搜故實於官曹、事與先格異者、舉而取之、理與舊制同者、推而棄之、凡格者、蓋以立意爲宗、不以能文爲本、故省其繁麗之文、增其精微之典_中、因詔撰貞觀格十卷奏聞、若理輕作格、事足爲儀、專棄之、如遺兼取之、似碎更撰爲兩卷、同以奏上、准開元留司格、號貞觀臨時格_下。

とあり、尋て十三年八月貞觀式弘仁式と同種成る、亦氏宗ら勅を奉じて撰ずる所、共に諸司諸國に頒布して遵奉せしむ。

三代實錄貞觀十三年正月條に、十四日庚寅、天皇御紫宸殿、視事、承和以往、皇帝每日御紫宸殿、視政事、仁壽以降、絕無此儀、是日皇帝初聽政、當時慶之とあれば、是までは萬

攝政の決行する所にて、天皇の御親政と、内外に知られしは、是日始てなれば、當時慶之と、一般歡喜奉賀の態を察せらる、こは天皇既に御壯年にならせ給へれば、當然の御幸なるも、此時良房老病、事に倦るも、其一因なるべし、されば是年四月十日に、特に從一位に陞せ給ふ、其詔の畧は、太政大臣朕が外祖父藤原朝臣は、風槩沈遠、器度淹微にして、朕襁褓に在しより、其保生に頼れり、義君臣たるも、恩父母に過ぐ、蓋し不世の功あれば、須らく非常の寵を受くべし、然るに鳴謙心に在り、卑損已むなし、今朕已に成年に滿つ、大臣類齡漸々暮る、若し播聲の美を遂げ、崇るに加異の章を以てせざれば、恐くは當時後代、朕を鳴謗せん、夫れ大臣食邑三千戸、及隨身兵仗は國成式あり、又三宮に准じ、年官給を給ふは、總て先帝の恩寵なり、封邑に至りては、固く二千戸を辭して、僅に千戸享く、隨身兵仗等の事、皆辭して受ず、今宜しく其封戸を全くして、三千戸を食ふしめ、内舍人二人、左右兵衛各六人を以て、其隨身の兵となし、又帶仗資人三十人を賜ひ、年官三宮に准ずる事、當さに先帝の遺詔に奉遵すべし、皆是先朝の寵章なり、朕の時に於て、一の加益なし、仍一位の餘階を増すとあり、中にも恩父母に過ぐとは、實に至大至渥の事といふべし、僭翌十四年三月七日條に、太政大臣咳逆を患へ、

去二月十五日、禁中直廬より出て、私第に在り、是日錢五十萬貫文を費して、祈禱の費に充つとあり、以て其富饒を察すべし、蓋し仁明天皇の御時、祈禱法會等の喜捨物に付て制限する所ありしも、俗諺の三日法度なりしを知る、又直廬とは讀て字の如く、其祇候所、俗の詰所としるべし、是も同書四月朔日條に、是より先き、太政大臣直廬を禁中に賜はり、彌留出ず、病發して外第に退出す、とあれば、晝夜禁中に詰切なり、後世藤原氏が攝關たるに及び、常に禁中に留宿せるは、蓋し良房に倣へしなるべし、右の如く良房病に罹れるを以て、同九日詔して、爲めに大赦を行はれたり、其詔の略は、朕が外祖父太政大臣藤原朝臣は、功三代を蓋ひ、位上台に應じ、朕の襁褓に在しより、以て今時に至る、こゝに其保佐の功を願れば、豈周且漢光を以て伍とせん、今や病て私第に寢す、日月彌留、珪幣相尋ぐ、祈禱未だ効あらず、朕此患に鍾りしより、寢食安きなく、心墮ち思焦れ、言涙と但深し、之を内經(佛經)に聽く、人を度し、道に歸するの功は、能く人の危命を救ふと、朕が篤情に副ふ、縱へ理、病膏盲に在るも、幸に箴藥をして、其力を得せしめん、宜しく度者八十人を賜はり、又天下に大赦す、云々とあり、九月二日遂に薨ず、依て正一位を贈り、封じて美濃公となし、諡を忠仁公と賜ふ、蓋し養老四年藤

原不比等薨ずるに及び、諡を文忠公と賜ひ、尋て天平寶字四年、淡海(近江)十二郡に封じ、淡海公となせる例に因りしにて、是より數代打續き此恩詔あり、偕十二月に至り御近代十陵四墓へ勅使を派して、荷前幣を奉る例なり、此四墓の中に良房の墓を加へて五墓となされたるなど、恩典至れり盡せりといふべし、大鏡に、

太政大臣良房中白川の大、臣、染殿の大、臣とも申つたへたり、中攝政關白などし給ひて、十五年こそはあはせしが、あほかた公卿にて三十年、大臣の位にて二十五年ぞあはせし中かくれ給ひて、白川にをさめたてまつる日、素姓(良峰)の宗貞即僧正、遍昭の長男宮仕して右近將監たりしを父の遍昭法師の子は法師こそよけれとて自から剃髮せしめたりきみのよみ給へりしは、ちのなみだ落ちてぞ瀧津白川は君が世までの名にこそありけれ中かくいみじきさいはい人の子のおはしまさぬこそ、くちをしけれ

とあり、即ち兄中納言長良の嫡子を養子して、即ち後の攝政基經なり。

第三十三節 大極殿炎上と御脱履

三代實錄貞觀十八年條に、四月十日丁巳、是夜子時、大極殿炎、延燒小安殿、蒼龍白虎樓、延休堂及北門北東西三面廊百餘間、火數日不滅とあり、以て當時宮殿の壯大を察すべし、十一日に前丹波守安倍房上、從五位下笠弘興を、放火の嫌疑にて禁獄し、且諸衛に勅して、晝夜巡警せしむる事數日、倍常儀とあれば、其嚴重なるは察せらる、又明經紀傳の博士を召て、大極殿の炎に付て、天皇御慎みの儀を咨詢す、大學博士善淵永貞、助教善淵廣岑、直講美努清名、小野當岑らの議に、禮記の檀弓を引て、三日哭すべしと、文章博士巨勢文雄、都良香らの議に、春秋の穀梁傳に據りて、三日廢朝し、皇帝及群臣常服を變ぜずして、唯憂戚の意を表すべしと、依て文雄らの議を用ゐられ、後ち例となる、延て二十七日に、更に近衛兵衛等の、勇幹なる者を選び、東西京中を、毎夜巡警せしめらる、以て京師人心の不安を察すべし、二十八日に、木工權大允惟良安宗らを紀伊に遣して、大極殿再造の木材を採らしむ、六月に至り、再造の事始めたり、四年を閲して、元慶三年十月其工成る、然るに是年十一月に至り、天皇俄かに御脫屣あらせらる三代實錄に、

二十七日庚子、車駕幸染殿院 二十八日辛丑、天皇有意讓位、故出居外宮、遣使守内

外要害之處、以戒不虞中各資勅符木契、一時馳赴 二十九日壬寅、皇太子、出自東宮、駕牛車、詣染殿院、是日天皇、讓位於皇太子、勅右大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣基經、保輔幼主、攝行天子政、如忠仁公故事、其詔曰上君臨漸久久、年月改隨、病頻發利、御體疲弱、久天不堪聽朝政、加以、比年之間、灾異繁見、天下無辜之民、每思爾發傷彌甚之、是以此位乎脫屣、天御病乎治賜比、國家乃灾害乎鎮女息乎念行給止已年久奈利、然止毛、皇太子乃成人乎待賜布止爲天奈子、今經數年留奴、今所思波、朕毛、昔以幼穉、天鍾此位、利賢臣乃保佐、爾賴天得至今日略中、故是以皇太子止定多留、貞明親王、爾此位乎授賜布中、又左大臣源朝臣波嵯峨帝の皇子融世に河原の左大臣といふ、爲性蕭疎、天朝務乎仕奉、爾不耐止、先々爾申乞止、慝勸奈利、朕且、不欲奪其志、右大臣藤原朝臣波、内外乃政乎取持、天勤仕奉已止、夙夜不懈、又皇太子乃舅氏、奈利見其情、探爾幼主乎寄托給天中、幼少主乃未親、萬機間波、攝政、行事乎許、近久忠仁公乃如保佐、朕身久相扶仕奉、倍之下、皇太子受天子神璽寶劍、御鳳輦、歸於東宮、文武百官扈從如常儀

とあり、十二月八日、太上天皇の尊號を上り、且諸司に勅して、白綾二百疋、綾三百疋、白

絹五百疋、絹二千疋、帛五百疋、白糸三百絢糸七百絢、細長綿千七百屯、石見綿四百屯、調綿一万屯、庸五千屯、細布千端、調布二千端、新錢二百貫文を太上皇に上り、御封二戸を供せらる。大鏡に世をもたせ給ふ事十八年、おなじ十八年十一月廿九日、染殿の院にてありさせ給ふ。元慶三年己亥五月八日御出家、御とし三十、水の尾のみかどと申とあり、神皇正統記に、天皇佛法に歸したまひて、常に脱屣の御志にありき、慈覺大師に受戒し給ふ、法號をさづけ奉りて、素真と申す、在位の帝法號をつき給ふ事、よのつねならぬにや、中太子にゆづりて、しりぞかせ給ふ、中三とせばかりありて出家、慈覺の弟子にて、灌頂うけさせ給ふ、丹波の水尾といふ所に、うつらせ給ひて、練行したまひしが、程なくかくれ給ふ御年三十一とあり、三代實錄に、元慶三年五月四日、太上天皇清和院より、粟田院に移らる、是所は藤原基經の山莊にて、鴨川の東にあり、同八日御落飾、時に權少僧都宗叡之に侍し奉る、九月に大和國をして、米百斛を清和院に上らしむ、上皇頭陀山中御修行の費に充るなり、又綿二千屯、錢一百貫文を、粟田院が上り、上皇大和御幸の料に充つ、二十四日大和國に幸し給ふ、依て六府の將曹、府生、府別に各一人、近衛、兵衛、門部各十人をして、衛らしめられしに、上皇悉く之を斥け、唯參議治

部卿在原行平、參議右大辨藤原山陰のみを、從へ給ひ、明年(元慶四年)三月、勅して伊勢尾張兩國より、清和院に上る白米一百斛、即上皇御料の内を、丹波國水尾山寺に轉送せしむ、時に上皇大和攝津等の、名山佛壇を御巡覽ありて、水尾寺に入らせ給ふを以てなり、八月上皇水尾山寺より、京都、嵯峨の棲霞觀に還幸ある、此所は左大臣融の山莊なり、尋て又粟田の圓覺寺に移らせ給ふ、即ち粟田院なり、十二月四日、此所にて崩御あらせ給ふ、實算三十一、上皇事を頭陀に寄せ、意經行に切なり、山城國貞觀寺より始め、大和國東大寺、香山、神野、比蘇、龍門、大瀧、攝津國勝尾山、諸有名の處に至り、佛を禮す、勝尾山より山城國海印寺に歸り、俄かに丹波國水尾山に入り、爾後酒醉カクを御せず、二三日を隔てて、一度齋飯を進む、六時苦修して、焦毀削るが如く、寢疾大漸に及び、近侍の僧らに命じて、金剛輪陀羅尼を誦せしめ、上皇正しく西方に向ひ、結跏趺座し、手定印を結びて、崩じ給ふに、御體動せず、儼然として生るが如く、念珠猶御手にあり、依て梓官御棺共に、其制輿に同くせり、聖躰遂に臥し給はざるを以てなり、遺詔に依て、中野に於て、茶毘し奉り、七日山城國上粟田山に葬り奉る、遺詔に依て、山陵を起さず、百官及び諸國に勅して、舉哀素服等の儀を停め、御喪事専ら省約に従はしめら

る、倍右の御讓位の詔に、上皇蒲柳の御質にて、万機に堪給はざるに、天災頻りに至るを、恐れ給ひとあるは、既に前々節に、其一二を述たるも、猶近くは、貞觀十一年五月二十六日條に、陸奥國の言上に、地大に震動し、流光晝の如く、隱映し、頃くして人民叫喚伏して起る能はず、屋倒れて壓死し、或は地裂けて之に埋り、馬牛駭き奔りて、或は相昇踏し、城廓倉庫門櫓墻壁、頽落顛覆する其數を知らず、海口哮吼して、聲雷霆に似て、驚濤涌潮、沂洄張長して、忽ち城下に至り、海を去る數千里の地、今の三十六丁一里に非ずも、浩々として其涯を辨せず、原野道路總て滄溟となる、船に乗るに遑あらず、山に登るも及び難く、溺死する者千許、資産苗稼殆ど子遺なしとあり、又隱岐國の言上に、貞觀七八年の間、疫死する者三千一百八十九人なるに、猶年々此災に罹るとある如きは、其重なるものなるべし、殊に大極殿の災は、尤も宸襟を驚かせしならん、右らは御讓位の因由なるべきも、一は皇太子の御資性、極めて勇武の御質なれば、此時實算は僅か九歳におはするも、遙かに將來を御軫念あらせ給ひて、即ち御自身の良房に於る如く、御幼冲より、万機と共に、基經に寄托して、めて度輔導あらしめんと、の、叡慮に出たるならん、又大鏡に、此御末ぞかし、今の世に、源氏の武者の族は、それも、あほ

やけの御かためとこそは、なるめれとあるは、世に所謂清和源氏の一門を、指せるなるも、後世公の干城となれるは、第六皇子貞純親王の御末、即ち六孫王經基の裔にて、此時源朝臣姓を賜はりしは、貞觀十五年に、皇子長猷母は賀茂氏越中守峰雄の女、同長淵母は大野氏前石見守鷹取の女、同長鑿母は佐伯氏信濃權介子房の女等にて、經基の賜姓は、是より後なれど、經基の裔のみ世に聞えて、他の清和源氏の聞えずなりしも、不思議なれ。

第三十四節 出羽の夷亂

嗟哉、天皇以來、屢々として文物發展し、世運昇平を重るに従ひ、人心漸く優柔に馴致して、亦兵戎を談ぜざるに至る、既に貞觀十二年に、太宰大貳藤原冬緒が、軍族の儲は烽燧是切なり、然るに數十年、國に機警なきをもて、其備ありと雖も、人其調用を知らず、若し非常の事あらば、何を以て通知せん、依て管内の國島に下知し、擧烽焚燧を試み、彼此相通じて、不虞に備へん、と建議せし事、三代實錄にあり、そも太宰府は、海外諸國に對する、最大關鍵なる上に、當時折にふれて、新羅方面より、海賊の來り、敵ふある

に、そが相圖の必要たる、烽燧さへ、人其調用を知らずと、いふに至りては、其安佚の一斑は察せらる、されば夷の鎮守たる、奥羽の如きも、人心漸く安佚に流れ、其隙に乗じて、再び夷亂は出羽國に起れり、三代實錄元慶二年三月二十九日、出羽國司藤原與世飛驒上奏、夷俘叛亂、今月十五日、燒損秋田城并郡院屋舍城邊民家仍且以鎮兵防守、且徵發諸郡軍と、尋て四月四日に、出羽守藤原與世飛驒奏して曰、秋田郡城邑官舍民家凶賊の爲めに燒亡せらるゝ、狀は、去月十七日に上奏す、其後權椽小野春泉、文室有房等を差し、授くるに精兵を以てし、城に入て會戰するに夷黨日に加はり、彼は衆我は寡、城北郡南、公私官舍悉く燒殘し、人物の殺虐勝けて計ふべからず、此國の兵仗多く彼城に在り、城を擧げて燒盡し、一も取る所なし、加るに去年不登、百姓飢弊し、軍士を差發するも、曾て勇敢なし云々、同く六月七日の上奏には、權椽小野春泉、文室有房ら秋田の營に在り、去る四月十九日、最上郡擬大領伴貞道、俘魁夷の歸服せる首領玉作宇奈麿を遣し、官軍五百六十人に將として、賊の形勢を候せしむ、路に賊三百餘人に逢ひ、射て賊十九人を殺し、官軍傷を被ふもの七人、貞道流矢に中りて死す、二十日賊黨増加して、相敵すべからず、軍を引て營に還る、明日賊襲來接戰し、賊死者五十三人、

疵を負ふ者三十人、官軍死者傷者を合て二十一人、賊の弓三十一張、鞆二十五、襖十七領、米穀糶稻を奪取し、賊の廬舍十二を燒き、七人を虜にす、然れども官軍疲れ極り矢亦盡き、軍を引て營に歸る、今月七日重て宇奈麿を遣し、高きに登り賊を望ましむるに、俄に賊に逢ひ、接戰して遂に死す、其後俘囚を遣し來り言ふ、賊秋田川以北の地を以て、已れが地となさんと請ふ、更に賊草中に伏し在るを察し、輕兵を以て之を追殺すと、是日重ての上奏に、出羽權介藤統行及び小野春泉、文室有房ら、進て秋田の舊城に至り、甲を蓄へ糧を積み、陸奥權大椽藤原梶長ら率ゐ來る所と合て、兵五千餘を以て成るに、賊不意に四方より攻め圍み、官軍力戰するも賊勢盛んにして、統行ら敗れ還り、有房死戰して、賊死人を殺し、遂に傷を負ふ、軍に後繼なく、僅かに身を挺して還る、權弩師神服直雄ら戰死す、甲三百領、米糶七百斛、衾一千條、馬一千五百十九疋、賊のため奪はれ、自餘の軍器仗物、一も存する所なしと、依て公卿、仗下に出羽驛使九部瀧麿を召て、軍狀を問ふ、瀧麿云、官軍戰ふ者、人鬪志なく、望願奔竄、唯生是求む、獨り有房死戰、生存を願みざるも、流矢に其左踵を傷つけ、矢盡て飯ると、尋て十六日の上奏に、賊鋒強盛、日に暴慢を増し、營所を固守して去意なし、官軍は畏懦唯逃散を事とし、

陸奥の軍士二千人、押領陸奥椽藤原楯長ら、窃かに山道を求めて、悉く逃亡すと是に於て、中頃の上奏、多く虚偽なるを知らる、是より先き、出羽國司の急報あると、五月二日、右中辨藤原保則を出羽權守に、左衛門權少尉清原令望を同權椽に任じて、差遣し、勅符を陸奥及び兩野に下して、兵を發遣せしむ、是に至り、更に從五位下小野春風を鎮守將軍となし、且東海東山諸國に勅して、勇敢精銳の士を擇び、出羽國に赴援せしむ、即ち伊勢國二十人、參河國二十人、遠江國十人、駿河國三十人、甲斐國二十人、相摸國二十人、武藏國三十人、下總國三十人、常陸國五十人、美濃國三十人、信濃國三十人、又相摸國の綿七百屯を徵して、出羽國に送り、造襖の料となさしむ、此時夷の根據地ともいふべきは、七月十日の上奏に、文室有房清原令望ら、上野着到の兵、六百餘を率ゐて、秋田河北に屯し、賊を秋田城下に拒く、賊地は上津野、火内、松淵、野代、河北、腋本、方口、大河、隄、姉力、方上、燒岡の十二村、向化の俘地は添河、霜別、助河の三村、依て此三村の俘囚良民を并せ、三百餘人を以て、賊を添河に拒かしむ、又雄勝城は十道の犬衝を承け、國の要害なるを以て、左馬大允藤原滋實らを遣し、雄勝、平鹿、山本、三郡の不動穀を郡内及び前の三村の俘囚に給すとあり、されど其後の戦況は、史上に載せざれば、詳かな

らざるも、小野春風ら、専ら鎮撫を主とせりと見えて、十月十二日條に、

出羽國飛驒、備、八月二十九日、逆賊三百餘人、來於城外、願見官人時、得乞降、權椽文室宿禰有房、左馬大允藤原朝臣滋實二百餘騎、直至賊所、賊先申心憂、次乞降、有房等雖不被明詔、議聽其降中、小野朝臣春風、九月二十五日、率軍士四百七十人、來着秋田營以北、即言曰、春風重含詔、先入上津野、教諭賊類、皆令降伏、賊首七人相從同來、從去八月、乞降之賊相續不絕、野心難量、抑而不許、今春風自入賊地、取其降書、亦其首豪隨共來、以此見之、知有降心、但素從俘囚等申云、奉從國家、爲賊所怨、若不殄滅、後必相報中、俘囚所陳、抑有道理、春風所行、亦復不虛、臣等不知所裁、謹待明詔とありて、藤原保則らは誅滅を望み、春風は専ら鎮撫を主とせるを知る、偕右の勅裁は十三日條に、

上逆虜悔過、請欲歸順、其於容許、有何不難、但古之降者、去其甲兵、面縛待命、載得制其死生、然可謂降伏歸降之法、若因舊例、早速容受中、若懷兩端、言與事異、奮兵威、一舉誅滅下

とあり、之に依て降を容るに決したる、其後の狀況は、元慶三年正月十一日に、清原令

望らの議に、今乞降の賊二百、所進の甲二十餘なり、野心測り難し、疑らくは是矯飾の降ならんと、春風の議に、春風賊地に入てより、具さに過ちを悔い、乞降の懇切なるを知る、若し疑慮を懷き、抑て納れざれば、更に叛せんと、是に於て、藤原保則ら議して、令望の議已に道理あり、而して春風の謀、便宜なきに非ず、故に慰納を加へ、其嚴誅を緩うせんと決す、又此時渡島今の北海道夷首百三人、種類三千人を率ゐ、秋田城に詣り、津輕俘囚の戰に關せざる者百餘人と共に、聖化に歸眠す、依て權介藤原統行、椽文室有房をして、饗を賜ひ、尋て左の上奏あり、其略は、

三月二日壬辰出羽權守藤原朝臣保則飛驒奏言中依去正月十三日勅符旨中不能進止、何者、臣等所謂諸國之兵千八百餘人、上野下野兩國各八百人、陸奥國近邊散卒二百人は是也、以此輩、且擊破奥賊之士卒、且討平近城之反虜略中相待鎮守將軍小野朝臣春風等、阪上大宿禰好蔭等之間、未有所定略中爰古老言曰、用兵之道、尤在練士固塞、其後出征、人休、動靜去留、莫不據此、又當國形勢、地迫北陸、秋天多雪、當此時塞塹難恃、不能選練士卒、修造城柵略中臣等、用古老之言、選練諸國當土之軍、爲上兵者一千人、分配官人、令其勞賜、但當土之卒、緣無甲冑、不能輒進、交雜諸國軍、令增兵衆之勢、其中國

兵擔夫、役立柵之事、逕向本國略中凡當土有兵士鎮兵千六百五十人、而承前國司元置千人、今計諸國見留之兵、未及當土例兵之數、臣等定城下之後、殊廻方略、此待隣兵、作爲城柵、軍士得休、國內無造、其後賊三百許人詣秋田城乞降、雖然不受其降略中厥後賊類又來乞降、返進官物、臣等、依彼來降、漸計利害、征討之弊、非只一途、按去延曆年中、被下當道陣圖、以一万三千六百人、爲一軍、令作三軍、輜重八百人、擔夫二千人、而今上野下野兩國之軍、千六百人、輜重擔夫二千餘人、好蔭所率之兵五百人、輜重擔夫千餘人、因茲言之、多違舊制略中國內黎民、苦于苛政、三分之一、逃入奥地、所遺之民、承數年之弊、無自存之方、况軍興以來、運轉軍糧、去今兩年、少時不息、無用之卒、騷動部内略中管最上郡、道路嶮絕、大河流急、中國之軍、路必經此、迎送之煩、不可勝計、今重請大兵、將討降虜、國弊民窮、難可克堪、若慰撫部内之窮卒、驗出奥地之逃民、留國中之甲冑、選當土之例兵、則降虜雖反、不足畏略中但臣等以爲、賊寇無聞、年代移久、因此變亂、不完誅戮、恐綏禦如失、邊難不絕、更發大軍、掃賊無遺、國家之長策、天下之上計也略下

とあり、先づ初めに兵を勸するの狀より、言を古老即ち兵家に藉りて、用兵の道を述べ、次に土地の形勢季候を序し、軍の狀況に及び、擔夫立柵の事に役すれば、逕に本國

に向ふと、勞役を厭ふの實を、憚りなく陳じて、且備兵の數、諸國に超え、即ち兵備に懈らざるを諷して、遂に容降の方略の失計ならざるより、征賊の利害と、用兵の至難を述べ、最後に猶殄滅を期するに於ては、亦辭せざるをいふ等、蓋し盡せり、されば朝廷亦之に依て再征を令せず、唯警備を怠らざらしむ、即ち六月二十六日の奏牒に、

上謹奉去三月五日勅符旨、諸國軍士、解陣放却、并留中國甲冑、及置當國_中配置當國例兵一千六百五十七人、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉二十人、旅師四十人、火長六十人、列士八十人、鎮兵六百五十人、秋田城司正六位上行、左衛門權少尉兼權掾清原朝臣_{イ眞人}令望、右近衛將曹從七位下兼行權大目茨田連貞額、正六位上行、權大目春海連與雄、校尉七人、旅師十六人、火長二十四人、列士三百三人、鎮兵四百五十人、加兵士三百五十人、雄勝城司從五位下行、權掾文室宿禰有房、正七位下行、權掾藤原朝臣有武正六位上行、權大目服部首千代本、從六位下行、少目豐岡宿禰繼雄、校尉六人、旅師八人、火長十六人、列士二十二人、鎮兵二百五十人、出羽國司從五位下行、權介藤原朝臣統行、正六位上行、權掾小野朝臣春泉、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉七人、旅師十六人、火長二十人、列士三百五十七人、兵士四百人、臣保則等、行事相

違、兵威未振、適降恩詔、覓征討、逆賊再生、平民復業_{略下}

とあり、以て其戍所と兵數を知るべし、僭是より夷ら全く平定したる狀況は、元慶四年正月十七日、藤原保則の奏上に、降虜進る所の、掠め取れる甲六十六領、冑三十二枚、太刀四枚、鉾一柄、箭一十隻、賊去年契狀を進む、曰く、遣す所の甲冑、早速進んと、而して年月を踰涉して、未だ返上せず、故に權大目春海連與雄を遣し、奥地に入りて、大に勸取せしむるに、去年五月、陸奥及び當國の軍士、敗走の日、或は甲冑を着して、本土に逃歸り、或は山野に脱き棄、身を跳して奔る、是時前努師從七位上秦忌寸能仁、甲冑一百六十領を調進す、又賊徒返上する所二十二領、今責て勸取する所六十六領、總て一百九十八領、秋田城に納む、とありて、其奥地まで、吏員が入りて、責て甲冑を取上げ來るにて、其鎮定の狀は察すべし、畢竟するに、此回の夷亂は上代の如く、侵襲的の叛亂にあらずして、後世の貧民蜂起、百姓一揆の如きものならんも、昇平に馴れた國衙の官吏が、夷といふより、周章狼狽して遂に大事に至らしめたるならん。

第六章 藤原氏全盛時代

第三十五節 基經の廢立と關白職

清和上皇は、御脱屣後、全く世事を捨させられて、専ら沙門の行業を事とし給ひ、万機は擧げて基經に寄托し給ひ、特に之を御崇重あらせ給ふ、其一二を述んに、元慶元年（貞觀十九年四月十九日開元）正月に基經兼官の左近衛大將を辭せんと上表するに及び、天皇は、大納言南淵年名に、之を齎らして、上皇の御裁を仰く、上皇詔に、右大臣は國の重任に當り、万機を攝行す、之を煩はずに、此一職を以てすべからずと、其請を允るされし上に、君子の武備、腰底忽ち空敷は、大將を辭する上は帶劍するを得ざるをいふ、然るべからず、特に帶劍を賜はり、帶劍を聽すをいふ、其儀容を嚴にすべしとありて、金銀を以て裝飾せる、寶劍一口を、年名に托して、天皇に進いらす、仍即日天皇之を基經に賜はり、殿上帶劍を聽し給ふ、二年七月には正二位に陞せ、舍人隨身兵仗を賜はり、四年十二月四日（上皇崩御の日）に太政大臣となし、明年從一位に陞す、蓋し上皇の遺詔なるべし、尋て明年正月二日、天皇御元服あり、加冠は基經、理髮は大納言源多之を奉仕す、且是より先き、勸學院藤原氏の兒、身長四尺五寸以上の輩、十餘人に元

服せしめ、是日御席に陪列せしむる等、一に上皇の故事の如し、是に於て基經攝政の辭表を上るに、天皇復辟政務を奉還するを斯くいふの事は、朕の堪る所に非ず、時に寶算十五と、之を却け、尋て准三宮の宣下あり、斯く御優渥の待遇は、元より其等の事なるも此頃よりして、天皇基經と御不協なりしが如し、蓋し上皇は、御眞實に、所謂托孤寄命の御依頼なりしも、天皇には、基經を厭はせられ、其御眷遇は、所謂形式的にて内實は敬而遠焉主義なりしなり、そは三代實錄元慶五年二月九日條に、太政大臣拜職之後、退居里第、頻上讓表、不聽事、同二十一日條に、太政大臣拜職之後、讓表四上、其間太政官奏事、多擁公卿議定、令并大夫、就太政大臣直廬以職院爲直廬也始白庶政とあるにて、其一斑は察せらる、されど此時天皇猶未だ御若齡なれば、全く左右の群小らに誤られしにて、天皇馬を好ませ給ひ、宮中に馬三十疋を飼立て、中厩院と號し、左馬六名小野清和、馬術に巧みなるより、之を御寵任あり、又道術を好ませ給ひて、紀正直を深く御信じありしより、此二人寵を恃み、万づ不法の所業のみにて、朝廷の作法悉く崩れたりとあれば、此者らの所爲に相違なし、さはいへ、此二人の馬術といひ、道術といひ、御若齡の天皇なれば、必ず僅々たる年月の間なるべきに、斯まてに跋扈せるとは、

猶外に恃む所ありしに相違なく、其恃む所は、即ち天皇の御生母皇太后高子(二條后)なるべし、此後は、前にも述たる如く、御入内前、既に在原業平と醜行ありし程にて、老後寛平八年に至り、遂に醜行を以て廢されたり、日本紀略同年九月二十二日條に、停廢皇太后藤原朝臣高子、清和后陽成院母儀事秘不知とあるも、扶桑略紀には、皇太后藤原高子與東光寺善祐法師、窃交通云々、仍廢御位、至善祐法師者、配流于伊豆國講師とあるにて、推せらる、されば此二人、天皇御母子の御寵深しとすれば、小人の常として、傍若無人に振舞ふも、其等の事にて、從て基經の如き、畏き譬言なれども、亞父ともいふべき人は、必ず忌厭せるも、亦當然の事なり、然るに基經はとにかく、左大臣源融、右大臣源多(元慶六年右大臣に進む)ら、之を默視せる如きは、頗る不思議の事なるも、融は、先きに清和上皇の、基經が右大臣なるも、御外戚の故を以て、左大臣融を超越して、攝政に擧げ給ひしより、融は病と稱して、常は朝參もせず、私第にのみ閉居せるを以て考れば、基經に遜りし如くなるも、實は不満の意もありしなるべく、そは融は山城の宇治後ち平等院といふ、嵯峨接霞觀と號す後ち阿彌堂といひしとの別業の外に、六條万里小路の東、鴨川の西に、四丁四方の地に、河原院と號せる殿舎を營み、池

には種々の珍鱗奇介を放ち、且毎日難波の浦より潮水二十斛づゝ汲よせて陸奥の鹽竈に擬し、鹽を焼せて自ら憂悶を遣ると、其傳にあれば、蓋し不満の鬱情と遣りしにて、融自身は左はなくとも、之に附隨せる輩が、即ち基經の自引を企畫せるより、内々清和らを唆かしたるにて、基經を嫌厭し給ふ動機は、必ず此邊にありしに相違なし、斯る狀況なれば、藤氏及び基經に附隨の輩が、いかて拱手して在るべき、亦必ず對抗の計畫をなせしに、相違なく、表面にこそ顯はれざれ、内密の軋轢は、激甚なりしならん、されば三代實錄元慶七年十一月十日條に、散位從五位下源朝臣蔭之男益、侍殿上、卒然被格殺禁省事秘、外人不知、益者、帝乳母紀朝臣全子所生也とあるは、頗る研究を要する問題と思はる、次に述る如く、天皇殺を好むといふにせよ、蓋し兩派の軋轢も、茲に至り其極に達せしと見えて、是年十月九日條に、先是、太政大臣、頻抗表、請停攝政、累月不視事、辨史等、參堀河邊第、白庶事、と同書にあるに、十一月十六日條に、于時天皇、愛好馬、於禁中閑所、秘而命飼、事々不法、太政大臣聞之、遽參内裏、駈逐宮中、庸猥等とあるにて、察せらる、又同書十二月五日條に、豐樂院北邊人死とあるも、研究する價あり、明年基經遂に廢立を決行せり、同書に、

二月四日乙未、先是、天皇手書送太政大臣曰、朕近身病數發、動多疲頓、社稷事重、神器難守、所願、速遜此位焉、宸筆再呈、旨在難忤、天皇、出自綾綺殿、遷幸二條院、二品行兵部卿本康親王、右大臣從二位兼行左近衛大將源朝臣多、以下諸卿扈從、文武百官供奉如常、但少納言、不奏給鈴之狀、諸衛不稱警蹕、神璽寶劍鏡等、依例相從、驛鈴傳符內印管鑰等、留置承明門內東廊、令參議左大辨藤原朝臣山陰、少納言藤原朝臣諸房、左少辨安倍朝臣清行等、留守會文武百官於院南門、詔曰、現神止大八洲御宇日本根子天皇我御命止良萬宣中御病時々發止已有天萬機滯止已久成奴中天皇位乎讓避給天別宮爾遷御坐止已宣中國典爾隨天大上天皇乃尊號乎上留又皇位波一日毛不可曠一品式部卿親王波諸親王中爾貫首仁毛御坐又前代爾無太子時爾如此者德乎立奉之例在之中是以天皇璽綬乎奉天日繼位爾定奉止良久宣中納言在原朝臣行平庭中誥之、百辟群寮並立侍、事畢、王公已下拜舞而退、於是、以神璽寶劍鏡等、付於王公、即日親王公卿步行、奉天子神璽寶鏡劍等、今皇帝孝於東二條宮、百官諸仗圍繞相從、二條院與二條宮、相去東行數百步、是夜皇太后、出自常寧殿、遷御二條院、とあり、とも臣下として、君主を廢し奉るとは、實に本朝未曾有の大變事たりと雖も、

蓋し天皇、久敷群小の輩に、誤られつゝ、御座ある間に、畏くも御心疾に罹らせ給へるをもて、基經が、會て自家に反抗、即ち天皇との御間を、疎隔し奉りつゝある、群小を貶斥して、親敷聖體咫尺し奉るに及び、御心疾にて、到底萬機に堪させ給はぬを拜しつゝるより、已むなく此舉に出でたるなり、されど是よりして、基經の威勢、忽ち朝野に輝き、遂に藤氏全盛時代を開始せり、但し三代實錄に、天皇手書を太政大臣に送り云々、又宸筆再呈旨在難忤などあるは、元より一時の飾詞なるは、いふを待ず、是即ち下として、上に虐なるの態を掩はんために、國家及び君上に對する禮なりとす、又此事を世繼物語に、

陽成院位につかせ給ひて、物にくるはせ給ふやうにて、けうふしぎの政をせさせたまへば、すべしかたなくて、關白殿基經但し攝政の誤をはじめて、世はうせなんと、歎きあひ給へど、かなはず、いきたるものを、とりあつめて、くちなはに、蛙をいくらともなく、のませ、猫に鼠をとらせ、犬猿などを、たゝかはしつゝ、ころさせ給ふだに、あるには、はてには、人を木にのぼせ、させ給へて、うちころさせ給へつゝ、いくらともなく、人しぬるに、關白にも中なげきて、今は術ずぢなし、位をおろし參いらせんと

おぼし中さてうち大内にまいり給へば、木に人をのぼせて、うちころしたるを、けうじて、人々笑ひ、我も笑入ておはします、いとあさまし、おど大臣、申給は、つれくに候へば、くらべ馬のせん専當とし候に、行幸して御覽ずべきよし、申給ふに、いみじう、よろこばせ給へて、いつばかりと仰らるれば、あさてと申給へば、よろこびて、いつくかと待せ給ふ、其日になりぬれば、上達部殿上人少々参りて、よき人々をば、えりとめて、年老末あるまじき人々、つかうまつりて、陽成院といふ所に、御輿よせて、おろし奉りつ、さて中物くるはしく、人をさへ、ころさせ給へて、世のうせ候ひぬべければ、おろし参らせつるぞと、申かけけるを、さかせ給へて、かなしき事かなとて、をうくとおめかせ給ひたりける下

とありて、いかにも、暴惡至極の御様子、を、憚りなく記せる如きも、こは御脱屣後の御事どもまでを、混同して、基經の廢立は、決して惡意に出ざりしを、傳へんためなるべし、先づ生けるものをと、りあつめ、蛇に蛙をのませ、猫に鼠をとらせ、犬と猿とたゝかはせなど、はいかにも、至尊の御上にあるまじき御事とは、申せ、群小らが、日夜近侍し奉りつれば、斯る事は、當然の事にて、恐れ多き申様なれど、少年の惡戯に過ぎず、殊に

人を木にのぼせ云々などは、御脱屣後の御濫行に、附會して、當時に牽強したるなるべし、此殺人の一條を除去すれば、決して御濫行にて、帝徳に缺けたりとは、申難ければ、此一條に係らず、實は御心疾に、罹らせ給へるをもて、已むを得ず、御遜位を、決行せるなり、但し殺人の事は、源益等の事實あるも、こは格殺せらるとあれば、格闘殺傷せる上に、御乳母の所生にて、此人の死に付ては、前に既に一言せり、但し基經の、競馬に托して、天皇を別宮に遷し奉り、且老朽の輩を選みて、上皇の奉侍に充し等は、其苦心の程と周到の用意を想ふべし、偕陽成上皇の御心疾は、御老年までも御平癒なきと見え、扶桑略紀、寛平元年二年の間に、一二散見せるは、

八月十日、太政大臣(基經)参内、談話之次云、陽成院之人厄、滿世間、動致おと凌轢、天下愁苦、諸人嗷々、若有濫行之徒、只號彼院之人、惡君之極、今而見之云々、十一月二十五日、左大臣(融)奏曰、一日陽成上皇、乘御馬、直入六條下人家、陪從諸人、捧持杖鞭、打女人兒、童驚走分散、或隱竄云、惡主無益於國、二十九日、每日、有聞陽成院、□有駿河介女子、令院人追捕之、極凌轢、甚憂也、以琴絃、而縛、漬于水底云々、十二月二日、甘南扶持道來云、去二十九日申時、始到島下郡、審問事由、鄉人語云、太上天皇(陽成)御此鄉、備後守

藤原氏助之宅御在所也、率若于從卒、亂入此宅、家人士女、或遁亡山澤、或迷道路、氏助之宅、無有一人、是爲狩取安倍山猪鹿也、而夜以松火炬、時臨暮之間、還御此宅、但率童子十二人、厩舍人二人、悉着武裝、帶弓矢、相分前後、騎馬行列云々、今日以伴山爲院禁野、御狩場、宇治繼雄爲專當、勝示路頭、行路之人、往還艱難、動加凌轢、怨嗟之甚、胸臆何言口云々、二年十二月、左大臣源朝臣融奏云、臣之別業在宇治鄉陽成、帝幸其所、悉破柴垣、朝出涉獵山野、夕還掠凌鄉閭、如此事、非只一二、左大臣別業、在其鄉、又奪取厩馬、驅馳原野、

とあり、蓋し上皇天資御勇邁にましますに、偶ま御心疾に罹らせ給ひしに、強て御位をさるされ給へしより、御不平の念、常に鬱勃たるより、折にふれて、斯る御濫行もあらせ給ひしにて、御心情を推し奉れば、轉た泣涙に耐へざるなり、さばれ、上皇の左右に奉仕せる輩が、上皇一時の激を藉りて、己れらの權威を示さんとして、種々の暴行をなしたるに相違なし、を總て、上皇の叡慮に出たりと、傳へらるゝに至れるは、群小の常とはいひ、其心情憎みても餘りあり、是らの説によりてか、神皇正統記に

此天皇性惡にして、人主の器になへず、攝政なげきて、廢止の事を、さだめられにけ

り、むかし漢の靈光昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世はやくし給ひしかば、昌邑王を立て天子とす、昌邑不徳にして、器になへず、即廢立をおこなひて、宣帝を立て奉りき、器中此大臣、まさしき外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下のため、大義を思ひて、さためおこなはれける、いとめてたし

とありて、後世まで惡の字を付し奉るは、尤も至憾なり、大鏡に、世をしらせ給ふ事八年位ありさせ給ひて、二條院にぞおはしましける、器中八十一にて、天慶二年九月廿九日、かくれさせ給ふ、御法事の願文には、釋迦如來の、器中一年、このかみとは、作らたるなりとあり、御壽に於て稀有の御事なり、偕基經が時康親王奉立に付て、三代實錄に、

第五十八代光孝天皇、諱時康、仁明天皇之第三子也、母贈皇太后藤原氏、子澤贈太政大

臣正一位總繼朝臣女、器中天長八年、生天皇於東京六條第、天皇少而聰明、好讀經史、容止閑雅、謙恭和潤、慈仁寬曠、親愛九族、性多風流、尤長人事、仁壽太皇太后、甚親重之、每有遊覽讌會之事、太后必請、令爲之主矣、嘉祥二年、渤海國入覲、大使王文矩、望見天皇、在諸親王中拜起之儀、謂所親曰、此公子、有至貴之相、其登天位必矣、復有善相者、藤原仲直、其弟宗直、侍奉瀋宮、仲直戒之曰、君王骨法、當爲天子、勉事君王焉、元慶八年、二

月四日乙未、太上天皇、遷御二條院、遜皇帝位、于時、天皇在東二條宮、親王公卿奉天子
 璽綬神鏡寶劔等、天皇再三辭讓、會不肯受、二品行兵部卿本康親王、天皇の御弟、起座
 跪奏言、曆數所在、謳歌是歸、昔者漢文三讓、漢の宣帝死後、呂氏位を篡ふに當り、陣平、
 周勃ら、呂氏を斃して、代王恒を迎立す、恒時に西に向て三度辭す、帝坐上り、南向
 するに猶再辭して、位に即く之を孝文帝とす、此故事なり、イニ天廣雖高、猶當大橫之、繇、遂應
 代邸之迎、伏願陛下、在樂推、幸聽於群臣矣、是夜親王公卿侍宿於行在所、五日丙申、
 親王公卿引文武百官奉迎天皇、即日鸞輿入御東宮、王卿扈從、天皇將出宮、未御鸞輿
 之前、太政大臣經基詣宮、奉問起居、解却太上天皇勅賜之劔、腰底既空、兵部卿本康親王、
 左大臣源朝臣融先侍、猶帶劔、乍驚相視、各自解之、天皇即時、勅賜三人帶劔、
 とあり、尋て二十三日太極殿に御即位あり、六月四日、基經に詔して、今日より太政官
 廳に坐して、万政を頒ち行ひ、入りては朕が躬を輔け、出ては百官を總べし、應さに奏
 すべきの事、應さに下すべきの事、必ず先諮稟せよ、朕將さに垂拱して成るを仰んと
 とあり、是關白内覽の初めなり、同書六月十日條に、天皇紫宸殿に御し、御牀の御卜を
 奏せしむ、承和已後此儀停絶、是日舊式を尋ねて、之を行ふ、左大臣源融、貞觀十八年陽

成天皇御踐祚の年、冬より、門を杜きて出でず、今日始て太政官廳に就て、事を視ると
 あるは、天皇舊儀を重んじ給ふ一斑と、茲に至り、融も基經に對しての、不滿の和融せ
 るを察せらる、されば是年十一月、大嘗會に付ても、二十二日より二十五日に至り、專
 ら鄭重に御舉行あり、但し仁明天皇の御時程には、あらざる如きも、其後の御代々に
 は超させ給へり、明年二月仁和と改元す、大鏡に、

上略光孝天皇中略承和三年丙辰正月七日四品し給ふ御年七つ、嘉祥三年庚午正月中
 務卿になり給ふ御年廿一、仁壽元年辛未十一月廿一日三品にのぼり給ふ御とし
 廿二、貞觀六年甲申正月十六日上野太守かけさせ給ふ御年三十五、同じ八年丙戌
 正月十三日太宰權帥にうつりならせたまふ御年三十七、同じ十二年庚寅二月七
 日二品にのぼらせたまふ御年四十一、同じ十八年丙申十二月廿六日式部卿にな
 らせ給ふ御とし四十七元慶六年壬寅正月七日一品にのぼらせ給ふ御歳五十三
 同じ八年甲辰正月十三日太宰帥かけ給ひて二月四日位につきたまふ御歳五十
 五

又基經が、諸親王の御中より、天皇を迎立したる事情を、同書基經の條に、

このちどは略中 小松の御門(光孝)の御母、この殿の御母のはらから兄弟に、おはします、さて見より、小松の御門をば、親しく見奉らせ給ひて、ことにふれて、さやうざく(巧者)に、おはしますを、あはれの(可慕)君かなと、見奉らせたまひけるが、良房のちど、の大饗(任)大臣の後ち公卿を宴するを大臣の大饗といふにや、昔は親王だち必ず大饗につかせ給ふことにて、わたらせ給へるに、雉の足俗に雉子盛といひ饗品の重なるものは、必ずもる物にて侍るを、いかしけん、尊者(上客)の御まへにすうるを、いかおぼしめしけん、おまへの御となぶら(燈臺)を、やをらかいけたせ、掻き消す給ひける、この大臣は、そのをりは下臈(下位)にて、座の末にて、見奉らせ給ふに、いみじくも、せさせ給ふものかなと、いよ／＼見めて奉らせ給ひて、陽成院ありさせ給ふべき、陣の定め(朝廷の評議)に、候はせ給ふに、融のおど／＼やんごとなくて、位につかせ給はん、御心ふかくて(融の野心)いかは、近き皇胤をたつねば、融らも侍るはと、いひ出てたまへるを、この大臣(基經)こそ、皇胤なれど、姓を賜はりて、たゞ人にて、つかへて、位につきたる、ためしやあると、申し出て給へ略中 この大臣の定めによりて、小松の帝は、位につかせたまへるなり、帝の御末もはるかにつたはり、大

臣の末も、ともにつたはりつゝ、うしろみ見給ふ略下

とあり、又世繼物語には、

小松の御門略中 小松の宮に、誠に久しく、人まいるよしもなく、すぎさせ給ふ略中 陽成院位につかせ給ひて、物にくるはせ給ふやうにて略中 昭宣公なけきて略中 位をおろしまいらせんと、おぼして、さりぬべき宮たち、又ちかき御そら(兄弟)の源氏に、なり給へるなどを、みありき給ふに、宮たちは、心えて、よく見えんと、つくるひ、きらめきあひ給へり、つぎ／＼敷(花)いみじきを、これもわるし、是もよくも見へずと、おぼして、小松の宮へ、参上のよし、申させ給へば、さかさせ給ひぬとて、しばしありて、いれ奉りて、とみに出させ給はず、けたかく、ものし(支度)し給ふと、おぼす程にぞ、出させ給へる、古めき神さびて(當時親王家の饒)かならざるを知るべし(御直衣)もき給はず、したり顔落つきたるなるさまにて、何事にたちよらせ給ひたるぞとて、物のたまひたるさまも、とかく(優)に、おはします、位につかせ給ひたらんに、かしくおはしましなんと、見奉り給ひて、かう／＼(迎立)と申給ひば、いつばかりと、問はせ給ひば、程へばあしく候ぬべければ、あさて、日もよく候、其日とてまかて給ひぬ略中 其

日になりぬれば略中(此間に陽成天皇遜位の事あり前に收めたり)昭宣公をはじめ奉りて、百官を引つれて、御輿ぐして、小松の宮へまいらせ給ひぬる、めてたぐいみじ、御輿よせたるに、行幸は、これにはのらぬものを(鳳輦にあらざる故なり)今一つにこそ(別の輿)のれと、仰られければ、ありさせ給ひぬる(上皇)を、のせ奉りて候へば、此御輿をもてまいりて候と、申させ給略下

とありて、基經が皇子選定に苦心の程、さこそと察せらる、されば天皇を迎立し奉れるは、其御賢徳に因りしは、右の如く、勿論の事なれど、一は自己と外戚の御姻みあるにも因りしなるべし、偕天皇御潜宮より、大内へ入らせ給ひし御様子は、大鏡に、

小松の帝の親王にて、おはしまし、時の御所は、みな人しりて侍り、おのがおやのさふらひし所住所、大炊の御門よりは北町尻よりは西にぞ侍りし、されば宮の傍にて、常にまゐりて、あそび侍りしかば、いと閑散にこそ、おはしまし、かきさらぎの三日、初午といへど、甲午、最吉日、つねよりも、世こそりて、稻荷まうてに、のしりしかば、父のまうて侍りしとも略中侍る、さは申せ、幼きほどにて略中其日のうちに、還向つかまつらざりしかば略中又の日、かへり侍りしか、東の洞院よりのぼりに、ま

かるに、大炊の御門より、西さまに、人々の、さゝとはしければ、あやしく見さふらひしかば、わが家のほどにして、いとくらうなるまで、人たちこみてみゆるに、いと驚かれて略中こゝろもなきまで、まどひまかりしかば、小野宮のほどにて、上達部の御車や、鞍おきたる馬ども、冠りうへのきぬなどきたる、人々などの、見え侍りし、心えず、あやしくて、何事ぞくと、人ごとにと、ひさふらひしかば、式部卿の宮みかどに居させ給ふとて、大殿(基經)をはじめ、奉りて、みな人參らせ給へるなり

とあり、其實況今も猶見るか如し
右の如く、基經迎立の功あるを以て、天皇特別に御優遇あらせ給ひしは、蓋し御歴代中にも、稀有の御事にて、既に元慶八年七月八日、基經が攝政辭退の勅答に、一日不見如三秋、故望其日々入朝、一事不詢、如蒙面、故命其事之諮問とある如き、又扶桑略記寛平二年二月十三日、藤原仲平殿上元服の條に、先帝の(光孝天皇)言に、我曾て長大まで藩邸に潜む、太政大臣の扶持に因りて、幸ひに此皇極に登るを得、枯木更に榮るは、是誰が徳ぞや、又朕に兩兄あり、先帝の願托ありと雖も、大臣の濟導に非るより、朕位を定む云々とあるにても、いかに天皇、親しく基經の徳を御唱道ありしやは、察せらる、

されば、仁和元年四月廿日に、延暦の東西院、崇福、梵釋、元興の五寺に勅して、各十僧を請じて、五十ヶの誤か紀略には六ヶ日とあり、日大般若經を讀み、基經の滿五十歳を賀し、兼て壽命を祝さしめ、十二月二十五日、天皇内殿に於て、基經に五十滿算の賀宴を賜ふ、杯案精華、絲竹間奏、促席談飲、通夜盡歡、贈賚左右馬寮善馬五疋、夏冬衣裳五襲、臥具屏風等有數と、三代實錄にあり、又度僧五十人を贈りて、修善祝算に備へしむ、年齢の祝賀に僧を賜るとは、尤も優渥の恩典にて、即ち此僧らは、爾後二六時中に、基經の現當二世の祈願を、修するを以て職務とすれば、當時迷信深き世態に在ては、いかに貴重なるやは、察するに餘りあり、翌二年正月二日に、基經の第一男時平を、仁壽殿に召て元服を加へ、天皇御手自冠を取りて、其首に加へ給ふ、時平時に年十六、其所用の冠巾等は、悉く服御の物を賜ひ、且正五位下に叙す、天皇宸翰の位記を賜ふ、公卿大夫、太政大臣の直廬に會して、賀を述べ、宴を設け樂を擧ぐ、蓋し殿上元服は、皇子皇孫と雖も、稀有の事なれば、人臣としては、勿論の事なるに、是後宇多天皇に至り、寛平二年二月に、基經の次子仲平に、此事ありしより、遂に後例となり、藤氏關白大臣の子は、必ず殿上元服の上に、御料の冠服を賜はるは、近く維新前まで、攝關五家の規模とせ

る所なり、偕同二十日に、基經も、時平の加冠拜爵を慶して、獻進する所あり、仁壽殿の東庭に置陳じ、供御の器金銀精華、絲竹備奏し、清和太上皇第八皇子貞數親王、及四位以上の子、童卯の輩十許人、童舞を奏せしめ、群臣歡洽、通宵樂飲し、畢りて時平に御衣一襲を賜ふと、三代實錄にあり、以て其盛讌を察すべし。

第三十六節 天皇の御儉德と立太子

天皇の御聖德は、前述の如くなれば、御登極の上は、萬機御振肅あらせ給ふべきは、勿論なるも、流石に基經に御斟酌あらせ給ひてか、悉く之を御委任あらせられたるを以て、御治績に於て、取立て述ふべき程の御事もなく、且は御在位も、僅かの事なれば、其等の御事なるも、基經とても、陽成天皇の御時には、君臣御不協の故にや、庶政は、單に先朝の例を、施行するに止まるといふも、不可なく、天皇迎立の後に於ても、亦右に同じきは、蓋し自ら専らにすとの難を、避けたるにもよれるならん、但し上皇の御時より、凶歉等にて、諸國免祖等の事打續き、從て御料の上に影響せしをもて、仁和元年四月に、帑藏虚耗、經用殷聚、計會征入、未供其費、宜朕之服御絹綿二色暫從省減と

ありて、中務省に令して、御服の絹千疋を減じて、二千五百疋と、綿千七百屯を減じて、七千四百二十七屯とし給ふ、大鏡に、この御時に、藤壺の上の御局の黒戸は、あきたりとあるは、黒戸とは、御釜木にて煤けて、自然に黒くなりたるにて、即ち勝手の隔て戸なり、天皇潜龍の御間、折々御自身に、湯火の御用を辨じ給ひしかば、御登極の後も、昔を忘れずとて、黒戸の間へも、出御あらせ給へるにて、其御平常の御儉徳を察すべし、且、天皇文武に叡念を注かせ給ひるは、仁和二年に、禁中に於て釋奠を行はせられて、御親拜の後、明經博士に周易を講ぜしめらる、從來は孝經又は論語周禮等の中を講ずる例なるも、茲に至り始めて周易とせり、又弓馬に御心を注かせ給ふをもて、常に狩獵を好ませ給ひ、延暦以後中絶したる、芳川の御狩なども、再興し給ひ、殊に其日は風雪を冒して、終日狩し給ひ、仁和三年七月の相摸節會には、紫宸殿に御して、親しく左右相撲人の、體骨強弱を御覽じて、後ち撰抜して、其名を呼び、相撲せしめらるゝ等にて、其御勇邁の一斑は察せらる、然るに御在位僅かに四年にして、仁壽三年八月、俄かに御惱となり、二十二日、太政大臣基經已下、諸公卿上表して立太子を奏請す、依て二十一日、第三皇子定省親王を立て、皇太子となす、即日天皇仁壽殿に崩御、實算五十八

皇年代略紀に、辰一、剋立皇太子紀略には、立爲皇太子、即日受天祚、年二十一、今日已二、剋光孝天皇晏駕とあれば、家に勿卒の立太子なり、之を宇多天皇、又は亭子院とも、御脱屣後は寛平法皇と稱へ奉る、御母は班子女王、桓武天皇の皇子仲野親王の御女なり、此事を世繼物語に、

今は昔小松の御門^{中略}御子三人おはしましける、つれづれのまゝに、あらまし事には、位につきたらば、我らいかゝ思ふべき、所望どもありなんと、仰られければ、太郎の宮、さる事候はゞ、大貳(太宰)になりて、いかて西の國を、すたまはらんと申給ふ、二郎は、東國十五たまはらんと申給ける^{中略}ていしの院(亭子院)三郎^{中略}いて我は、位につかせ給はゞ、春宮にたちて、御つかさをこそ、はしさふらはめと申給へば、よく申給ふと思召ける^{中略}さて御位につかせ給ひて、宮たちの申給ふまゝに、西國、東國奉らせ給へば、わろく申てけりと、おぼして、いと^{中略}給はざりけり

とあり、されど、こは崇神天皇の故事を、翻案せる如し、蓋し父皇の、賢徳を撰定し給ひたりとの意にて、古く傳説せる所なるべし、大鏡には、

このみかど、貞觀九年丁亥五月五日生れさせ給ふ、元慶八年甲辰四月十三日、源氏

になり給ふ、御歳十八、王侍従などきこえて、殿上人にておはしましける時、殿上の御椅子の前にて、業平の中將と、相撲とらせ給ひける程に、御椅子にうちかけられて、勾欄をれにけり、そのをれめ今に侍るなり、仁和三年丁未八月廿六日、東宮に立たせ給ひて、やがて同じ日に位につかせ給ふ略中寛平元年己酉十一月二十一日、己酉の日、賀茂の臨時の祭始まる事、この御時よりなり、使には右近衛中將時平なり略中この帝、いまだ位につかせ給はざりける時、十一月廿日餘りの程に、賀茂の御社の邊に、鷹つかひ遊びありきけるに、賀茂の明神託宣し給ひけるやう、此邊に侍る翁どもなり、春は祭多く侍り、冬のいみじくつれくなるに、祭たまはらんと、申給へば、その時に、賀茂の明神の、仰らるゝと、覺えさせ給ひて、おのれは力及び候はず、おぼやけに、申させ給ふべき事にこそ、候なれと、申させ給へば、力及ばせ、給ぬべきなればこそ申せ、いたく輕々なる、ふるまひな、せさせ給ひど、さ申やうあり、近くなり侍りとて、かいけつやうに、うせ給ひぬ、いかなる事にかと、心得ずおぼしめすほどに、かく位につかせ給へりければ、臨時の祭、せさせ給へるぞかし、賀茂の明神の託宣して、祭せさせ給へと、申させ給ふ日、酉の日にて侍りければ、やがて霜月のは

ての酉の日、臨時の祭は侍る略中東遊東遊舞樂なりの歌は、敏行の朝臣のよみけるぞかし、ちはやふる賀茂の社の姫小松よろづ代ふとも色はかはらじ、これは古今和歌集にいらて侍り略中位につかせ給ひて、二年といふにはじまれり

とあり、此賀茂明神託宣云々は、所謂天人共に歸する、聖徳を表せる一説に、相違なきも、此御代に、賀茂臨時祭を、始て御舉行あらせ給ひしなれば、此祭に付て、斯る説も出來たるならんも、此事の御舉行に付ては、必ず御内密の、御事情ありしならん、蓋し光孝天皇、春秋に富ませ給ひるに、猶未だ立太子の御事もなくて、四年を超させ給ふは、頗る研究すべき事なりとす、そは第一、光孝天皇、基經に依て御登極あらせ給ひしに、皇后宮は皇統にまします事、第二は天皇と基經は、御姻戚なるも、皇子に藤氏の所生なき事、第三は、皇子は第一皇子を始めとして、皆先きに源朝臣姓を賜ひて、臣列に在りし事、第四は、姓を賜はり、人臣に下りて奉仕せる皇子登極は、嘗て基經の、融に對して拒みし事、第五、此時他に親王皇子のおはせし事、右らの事情あれば、輒く立太子の御舉行は、成難く、萬一立太子とあるに於て、藤氏は藤氏の異議をいひ、皇統源氏亦天位を競望の餘り、異議を申に於ては、紛議百出、容易に決すべくも、あらざるべしと、

宸憂の餘り、御躊躇あらせられしにて、從て皇子立坊の事は、元より御本望にて、内密に、神佛に御祈願ありて、其冥助を仰がせ給ひ、中にも賀茂社に、深く御悃祈あらせられたればこそ、御本望の如く、立坊あらせられしをもて、特に臨時祭を執行ありしは、永く報賽を費し給ひるを、斯く明白にいふべきならねば、明神の託宣として、殊に重く行はれしならん、但し第三皇子立坊とは、叡慮とにかく、皇子得自身には、毫も其思召なく、反りて謝世の思召なりしは、御登極の後、寛平二年五月に、比叡山中の圓成寺を擧て、定額寺となし給ふ、詔の中に、朕幼より膏粱に耽ず、叡岳に登降、諸寺に往還し、十七歳に至り、世間を出んと欲して、未だ果さず、とあるにても察せらる、然るに百官上表して、立太子を奏請するに當り、特に第三皇子を御撰定ありしは、賢徳を以てし給ひるは、勿論の事なるも、一は御兄御二方は、或は中納言、或は左近衛中將に任じて、久敷官仕せるを以て、之を避けたるにて、第三皇子も、源姓を賜はりて、臣下には列せしものゝ、日尙淺く、殊に官途もかけ給はざるを、以てなるべし、但し大鏡には侍從とあるも、侍從は、至尊の御左右に親侍するのみなれば、他の官に比しては、外面に押出されば、直ちに陞せて、親王となし給ふに、便宜なる故もありしならん、されど或る一

部には、密に不平の徒もありしと見え、九月二日、父帝御送葬の日に、内膳司が大行天皇(先帝)に供すべき御膳を、誤りて皇太子に上れるなどは、其一端を伺ふべし、いかに匆忙の際、とは申せ、其職としては、斯る誤りあるべきや、こは當時御幣擔ぎの世態なれば、故らに斯る事して、在位の短きを諷せるなるべく、其他凶兆は、頻々たり、其一二は、九月三日即ち先帝御葬の翌日、鷲大極殿及び小安殿の上に集り、五日に同く大極殿及び豊樂院の樓上に集り、七日には、虵ありて、待賢門より宮中に入る、其長さ一丈五尺、九日には、流星宮中より出て、坤方に墮ち、十一日夜、雲りあて月を亘る、其色赤黒、十三日には、白雲天を横斷し、十月十四日には、日光りなく、動搖車輪の廻るが如く、殆ど將さに地に落とすとす、といふ如き、種々の事は、立坊と基經に不平の徒の、盛んに唱道したる所なるべし。

第三十七節 基經の阿衡問題と其薨去

是年(仁和三年)十一月十七日、天皇大極殿に御即位あり、且萬機巨細、百官己れを總べ、太政大臣(基經)に關白して、然後奏下せよと詔あり、關白の字、是よりして職號となる、

尋て二十一日に、基經に賜ひし詔の中に、先帝有遺託之命、况朕已爲孤子、于思隨教諭耳、卿若有所辭、朕小子、不佳世、不聽政、而逃于山林、是所念也、とあれば、いかに御依頼の渥きやは、察するに餘りあり、されば基經も恐懼して、之に抗表を上りしに、更に詔を下して慰諭し給ふ、其中に、宜しく卿に委するに、阿衡の任を以てす云々とありて、こは文章博士橋廣相の草する所にて、左大臣源融の奉行する所なり、然るに阿衡の二字に付て、一紛議を惹起せり、そは一日、紀傳博士藤原佐世、此詔書を見て、基經に、公は攝政を停められしかと問ふ、基經答て、然らず、是前日、萬機關白の詔に、抗表を上りしが、それを却けて、賜ふ所なりといふ、佐世曰く、夫れ阿衡は、位貴きも職掌なしと、基經之を聞くや、大に憤り、然るに於ては、是用なきなりと、直ちに厩馬若干疋を放ち遣る、此馬京中を奔逸して、行人皆驚き怪しみしかば、忽ち天聽に達しけるに、全く阿衡の任といふより、基經既に職掌なければ、無用なりとて、放ちたる由を申せしにぞ、酷く驚かせ給ひ、阿衡の語は、廣相の所爲にて、朕の知る所にあらずと、重ねて詔書を賜らんとせるに、基經上表す、其大意は、去年十一月廿七日の勅宣を奉ずるに、阿衡の任を以て、汝の任となすとあり、但し未だ阿衡の任、關白とのいかんを辨せざるを以て、久

敷疑ひを持せしに、近頃聞く、是左大臣(融)の、明經博士らをして、勘進せしむる所にて、阿衡の任は、典職なかるべし、其典職なきを以て、阿衡の貴きを知ると臣を以て之に比擬す、臣の克く堪る所に非ず、但し典職なきに至りては、臣の願なりと、憤懣の情を吐露したり、實に仁和四年五月なり、是より先き、二月十九日に、基經に隨身、内舍人左右近衛各四人を合て、十人を賜はり、准三后となす、但し先帝の御時に此宣下ありしも、辭して拜せざるをもて、今此恩詔ありしなり、ざるを、既に阿衡の任云々の詔あるに、猶其旨を知らざるを以て、萬機を關白しつゝあるに、重ねて三宮に准ぜらるゝは、既に人臣の格を離れたる、極貴に達したるにて、こは即ち阿衡の實を、諷し給へるなるべしとの意にて、斯く憤りしなるべきも、融の意は或は右の如くなりしも、知るべからず、融のみならず、天皇の御深意も、或は右の如くなりしも知るべからず、故に基經も右らの消息を察知したるより、厩馬を放散して、京中を驚かす如き、亂暴の舉動もなせしなるべし、是に於て、天皇彌々御驚愕あらせられ、文章紀傳明經等の諸博士に、阿衡の任に付ての意見を、御諮詢あらせ給ひしに、何れも至貴至高にして、分職なきの報奏なれば、斯ては基經の本望に反せるを以て、六月二日、更に慰諭の宣命を基

經に賜ひり、其略は、

太政大臣藤原朝臣先々乃御世與利國家乎濟助計朝政乎總攝奉仕給倍利又奉立先帝保護朕躬仁波功大德高已止古之周舊與利超多利朕即位之初仁所念行保之累代乃聖主毛猶仰其輔助久况乎未小子天仁志何勿倚賴委任也止所念行天去年十一月二十一日下詔書天萬機巨細皆關白於太政大臣然後奏下而上表天固執閑退之志奚即令左大辨橘廣相作勅答而下之其結句宜以阿衡之任爲卿之任而尙持疑天不肯視事天下之務擁滯多利於是使明經紀傳之道之人々等令勸申云阿衡者是般世三公之官名三公者坐而論道無所典職止申世利然則以三公之貴天更煩碎之務乎守倍久不在奴奈利然而朕之本意波萬政乎關白天欲賴其輔導止之前詔波下流世奈而奉旨作勅答之人廣相加阿衡波已乖朕本意奈多流中中驚企御坐天志更重天述御意天宜太政自今以後衆務乎輔行比百官乎總攝倍上奏之事付下之事先必諮稟與朕將垂拱而仰成止宣

と諭詔ありて、事濟となりぬ、蓋し基經に在ては、光孝天皇は己れが迎立する所、故に萬機御委任ありて、垂拱して成る仰くと勅あるは、當然の事理となせるにて、露骨に

いひば、畏こけれど天皇は一の儀形に備ふるのみにて、萬機は自家の勝手に取捌くは、當然の事となせるに、其立太子に於ても、亦天皇迎立と、同一事情にして、一部に反對の人なきにあらざるも、己れ率先して、推戴せしからは、亦先帝の如くなさるべきは、當然と期待せしに、反りて敬而遠焉の、御扱ひとなりしより、斯る紛議を起せしなり、此事に付て、天皇、橘廣相の朝參を停め、且重く罪せんとありしを、廣相聞て、大に藤原佐世を怨み、願くは吾死後犬となりて、佐世を咬殺さんと申されたるが、幾くもなく、佐世が宅邊に赤狗あり、群をなして阿衡々々と吠て、人を咬むに、程なく廣相は憂死したり、又初め天皇、廣相を罪せんと詔ありしに、菅原道真左中辨たりしが、獨り廣相に誤失なきを主張し、恩免あるべしと申て、遂に斷罪の宣旨を停めたり、然るに道眞の夢に、廣相來りて厚く之を謝し、且三金の笏を授く、道眞覺めて此狀を圖し、是予が三公に登るの象なりと、申されたりと、著聞集等にあるは、例の作り物語にて、採用するに足らずと雖も、廣相の斷罪を停められしは、事實にて、こは表面基經の手前に對して、斷罪の宣旨を下されたるにて、御本意にあらざりしに、會ま道眞の抗議ありしを幸ひに、之を停められしにて、蓋し天皇の道眞の賢を知ろし召れしも、此時を初

めなるべし、何となれば、至尊と雖も、其歡心を獲んと勉め給ふ程の、基經を憚らずして、廣相のために辨疏するは、決して尋常人の企及ばざる所なればなり、されば右の物語は、此意を寓して述たるものなるべし、又寛平二年四月十六日に、廣相卒去ありしに、勅使を其第に遣して、中納言從三位を贈り、且穀倉院の絹布を賜りて、葬費に充しめられたり、廣相生前に、前の如き、大紛議を起したる人なるに、死後右の如き恩典ありしにても、當時内密の御事情は察せらる、偕右の紛議の故を以て、天皇御即位あらせられても、年號改元の事も行はず、打過しに、前の詔を下せると同時、詔ありて、基經の女溫子、年十七なるを入内せしめ、尋て十一月、女御となされたれば、是にて基經の感情も和らぎ、是年(仁和四年)十二月廿七日詔して、寛平と改元あり、紀略に「天祚之後、及三年、改元之例、始于此時」とあり、これにても右の紛議の容易ならざりしを察すべし、時に菅原道真、讃岐守として任國に在り、改元の詔を讀て、賦して曰く、明王欲變舊風烟、詔出龍樓到海壖、爲向樵夫漁夫祝、寛平兩字幾千年、と菅家詩集にあり、想ふに欲變舊風烟とは、單に改元をいふに非るに似たり、後年大臣まで御擢用ありしも、當時既に何らかの、密契あるに非るか、偕明年二月、基經病に因り、職を辭せんと請ふ、仍勅

して、關白の事は、暫く來請に依るも、猶事を視るは故の如くせしむ、十月に至り、病猶癒えざるを以て、爲めに詔して、天下に大赦し、且度者三十人を賜ふ、明年(寛平三年)正月、大漸の由を聞き召れ、其第に行幸あるべしとありて、又俄かに停められたるも、御事情のある事と思はる、夫より四日を過ぎて薨去ある、紀略に十三日癸亥、太政大臣從一位藤原朝臣基經、薨于堀河院第、年五十六、天子哀悼、輟朝三日、十五日乙丑、警固諸國三關、以勅命、贈故太政大臣藤原朝臣正一位、封越前國、爲越前公、諡曰昭宣、食封資人並如生存、是日、葬於山城國宇治郡とあり、大鏡に

昭宣公略中公卿にて廿七年、大臣の位にて廿年、世をしらせ給ふ事十餘年かとぞ、おほえ侍る、世の人堀川の大臣と申略中うせ給ひて、深草の山にをさめたてまつる夜、勝延僧都のよみたまへる、うつせみはからをみつゝもなぐさめつ、深草の山烟りだにたて、又上野の峰雄といひし人のよみたる、深草の野べのさくらし心あらば、ことしばかりはずみぞめにさけ、などは古今に侍る略中御家は堀川院と閑院とにすませ給ひしを、堀川院をば、さるべきことをり、はれくしき料に、せさせたまひ、閑院をば、御物忌や、又うとき人などは、參らぬ所にて略中むつまじくおぼす人ば

かりを御供にさふらはせてわたらせ給ふをりも、おはしまし中堀川院は地形の
いといみじきなり、大甕のをり、藤原の御車のちやうなどよ、尊者の御車をば、川
より東にたて、牛は、みはしのひらき柱に、ひきつなぎ、こと上達部の車をば、川より
は西にたて、中方四丁にて、四面に大路ある、京中の家は冷泉院のみとこそ、思ひさ
ふらひつれ、世の末になるまゝに、まさる事のみ出て、中この昭宣公の大臣は、陽成
院の御をぢにて、宇多帝の御時、准三宮の位にて、年官年爵をえ給ひ、朱雀院ならび
に村上のおほぢにて、中世におほえ、やむごとなし、中御をのこ子四人おはしまし
き、太郎左大臣時平、次郎左大臣仲平、四郎太政大臣忠平と、中三郎にあたらせ給ひ
しは、從三位して、宮内卿兼平の君と申して、うせたまひにき、さるは御母、忠良ちゅうりょうの式
部卿の親王の御むすめにていとやんごとなく、おはすべかりしかど、早世せられ、
この三人の大臣たちを世の人三平と申しき

時に左大臣は源融、右大臣は源多(仁明天皇の皇子)にて、又關白を置かず、萬機御親裁
あり、尋て多薨ず、大納言藤原良世を以て其後任とす、七年融薨ず、依て良世を左大臣
大納言源能有(文徳天皇の皇子)を右大臣となし、二人薨じて後は暫く大臣を置れず。

第三十八節 御治績の概略 菅公登用

天皇の攝政關白を置れざるは藤氏の嫡流に其人なきに依れるも、一は久敷攝政時
代に狃れて諸官漸く懈怠の風あるをもて、之が匡正の爲萬機御親裁の聖慮なりし
なり、天皇御英質の一斑は寛平元年五月に石清水八幡宮寶藏震動の由を社司より
奏するに當り、神祇官及び陰陽寮之をトひしに祟り聖體にありとの占筮を奏せし
詔に朕は愚冲と雖も、非法は行はず、非道を爲さず、假令小過を犯すあるも、巨惡に及
ばず、常に神明を敬し、佛理に皈す、然ば今咎徵發すと雖も、必ず大故に至らざるべし
唯天神地祇の冥鑒に任せんとありて、例の御祈りなどを却け給ひしにても、拜察す
べし、されば御政務に於ても、右の如く舊弊を刷新し給ひしも、少なからず、殊に地方
の政務に、最も御軫念あらせられたり、其一二を述んに、是頃諸國共に、漸く租税に懈
怠多く、例は、諸國より年々正税帳を主税寮へ差出すは、二月三十日を限りとす、太宰
府は、五月三十日を限る事なるに、之を怠る國多く、或は帳を差出しても、其物を備ひ
ず、甚しきは二十年に及ぶも、税帳の結解(勘定濟)に至らざる所さへあり、殊に調庸雜

税には未納未進多く、國司交替毎に、後任より解由狀を附與せず、遂に勘解由使の判決を請ふに至り、初めは格例に従て、之を所斷せしも、遂には前司前の國司の待罪者多くなるのみにて、之に辨濟を命ずるも、私産既に缺乏して得る所なく、依て斯る國には、後任者をして、先専ら前年の調庸雜稅未納未進の、結濟に勉めしめたるに、之が爲め餘事滯りて、國務は更に揚らざるもありしかば、更に郡司に命じて、兼濟せしめしも、郡司は職責重からざる上に、郷人なれば、其成績揚らず、依て他方人を以て、郡司となせしも亦功なし、茲に於て、國司らの辨濟の責ある者は、猶舊任地に在りて、新國司に係らず、専ら舊未納等の、辨濟を勉めしめ、尋て最末任期の未納は、新國司に引繼て、歸京するを免るされたり、然るに國司らの中に、秩滿(任期限満年なり)解任して、歸京すべき輩も、猶事に托して、舊任地に留り、果は土着して、家産を營み乍ら、身は京師に在籍し、且は官位等あるを以て、地方の課役を勤めざるのみならず、租税を納れず、時に他方に往來するに當りては、官位あるをもて、人馬驛傳等を勞し、頗る地方の煩をなせるに依り、寛平五年、勅して、嚴に此輩の地方に居住するを禁じて、各本郷へ還住せしめ、又郡司らは、其辨濟等に付て、官と民との間に立て、大に苦悶の餘り、遂に他國

の吏等に轉ずる者などありて、其事務は彌滯りつるを以て、此年、郡中百姓、雖有數多、堪郡司者、不過一兩人、仍撰定其人、差充調庸雜稅等預、或爲舊年調庸綱領、未究預事、或爲當時租稅專當、多有所負、而彌任諸國之吏、或號爲親王家司、不勤公事、專利私門、非唯規避一身之宿債、抑亦令騷動部内百姓と勅して、之を禁じたるに、更に此輩縁を求めて、左右衛門、兵衛等の官を帯び、之を以て本務を避るに至りしを以て、嚴禁し、斯して漸く其成績を見るに至りしに、一方、諸院即ち太后女御等を始め、親王諸公卿等の料邑ある地方の、國司郡司ら、此徵求に苦しめられしは、寛平五年の格に、郡司雜掌入京之日、先號前分、責取官物、以稱土毛、掠奪私銀、縱不叶其求、遂加凌轢、郡司等、爲免身危、偏忘公損、或折納官物、充賂遺之贈、或取封戶物(諸院の料)送致本家、諸家領邑之費、又雜掌所職、專在公文、不預雜物、而郡司未致之間、勘責如前、公糧竭酒食、旅費盡苞苴、因茲不濟預事、置以逃歸、調物難濟、公文擁滯とあるにて、其一斑は察せらる、依て此令を以て、斯る事を禁じたるが、之のみならず、此料邑に收納徵求に人を派するに、此者ら、國司に由らず、隨意に部内に入りて、百姓の田宅等を檢索して、見物を徵收し、之を運搬するにも、頗る亂暴を極めしは、同七年の格に、諸院諸宮諸司諸家使等、強雇往還船車人馬

事^中調物以駄爲本、運送官米以船、而上道之日、前件諸院等使、結黨路頭、追妨駄馬、率類津邊、覆奪運船、於是^中官物致缺失とあるにて知るべし、或は私物出舉の禁を犯し、利殖を専らとするあり、殊に此輩の出舉は、納期に至れば、些の用捨なく取立て、毫も百姓の衰弊を顧みず、大に地方の煩ひをなせるより、是らの類殿に制止を加へられたり、且是より先き、畿外の人民ら、籍を僞りて京畿に移住し、京紳の輩は、亦貨殖の爲めに、京畿を去りて、諸國に居住するもの、多かりしは、同五年の格に、外土之民、奸附京畿、多避課役、無懷土心^中頃年京貫人庶王臣子孫、或就婚姻、或通農商、居住外國、業同土民^中横行村里、對捍宰吏、或脅細民、非唯妨國務、抑亦傷風教とあるにて知るべし、依て七年に畿外の民は、檢して其本郷に還らしむると同時に、王子王孫の畿外に遊ぶの制限を立て、東は逢坂關、南山埒與渡、西攝津丹波の國堺、北は大江山に至るを限りとせり、されば、此制は長く後世に傳はりて、堂上家の出遊は、概ね此範圍を越ざりし、又是より神戸に付ても、頗る濫奸あり、其一二は、神戸は神宮(宮司社人)と神宮寺の分領する所にて、先づ神宮(宮司社人)に收納し、然る後宮守(社僧)に、收納する例なるに、佛法興隆の結果として、神宮方は、宮寺方の隸屬の如くなれるより、收納も宮寺を先にして、

神宮を後にする事となり來れるを以て、寛平五年之を改めて、神宮々寺の格式を嚴にしたり、殊に此神戸には、往々官戸の民逋逃するものありしは、此年紀伊國解に、此國封社十一所、充る所の封戸二百三十二烟、正丁千二百七十六人あるべし、是則式の每戸五六人を以て、率とする所の數なり、然るに今神戸領する所正丁の數、或は戸十五六人、或は戸二三十人、官戸所有課丁の數、或は戸僅に一二人、或は戸曾て課丁なし、詳かに其由を検するに、神戸は課役頗る軽く、官戸は輸貢尤重し、之に依て彼の重課を脱して、此輕課に入る、然るに、神祇を憚りて、曾て正し、所なしとあり、仍諸國に勅して、神戸の釐正をなさしめたる等、其重なるものなるが、何れも數年の仕來りを改正する事なれば、實に容易の業にあらざるに、斯く着々御斷行ありしは、元より天皇の御英質に出たるは、勿論なれど、當時左大臣源融、中納言在原行平の如き人材ありて、輔佐し奉るも、其一端なるべく、特に菅原道眞を御拔擢あらせられしは、實に天皇の御明識を拜察すべし、即ち寛平三年三月九日、讚岐守より式部少輔となし、同月二十九日、藏人に補し、左中辨を兼しめ、尋て四月十八日、禁色雜袍を聽し、藏人頭に補す、道眞左の表を上りて之を辭す。

略上伏奉昨日任藏人頭之勅旨中謹檢近代之例、天安藤原良繩、貞觀藤原家宗、同山陰、仁和平正範、藤原有種、源光、當代藤原時平、同高經、源希等、或出自清流、或生於鼎族、其性也、堪守芝蘭之種、其威也、足率鸞鳳之群、未有凡夫儒士之能當其任、以遺其名中况其職之、乖人望乎、况其任之、違天意乎、伏願聖主陛下、濟臣不當、更選其人略下然れども、允るされず、其藏人頭たる人の、皆權貴の出なるを知るべし、尋て左京大夫を兼ね、參議に進み、式部大輔、左大辨、勘解由長官等を兼ね、寛平六年遣唐大使となる左少辨紀長谷雄副使たり、道真乃ち左の表を上る。

謹案在唐僧中瓊、去年三月、附商客王訥等、所致之錄記、大唐凋弊、載之具矣、更告不朝之間、終停入唐之人、中瓊雖區々之旅僧、爲聖朝、盡其誠、代馬越鳥、豈非習性、臣等伏檢舊記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者、唯未見、至唐有難、阻飢寒之悲、如中瓊所申報、未然之事、推而可知、臣等伏願、以中瓊錄記之狀、遍下公卿博士、詳被定其可否、國之大事、不獨爲身、且陳欵誠、伏請處分

書中いふ所の、中瓊の錄記は、今傳はらざれば、其趣旨を詳かにせざるも、右の表中にて、其大意は推せらる、蓋し此時、唐は僖宗、僖宗傑の代にて、内には宦官事を專

らにし、政績日に亂れ、外は黃巢、李克用、秦宋權、董昌など、各所に兵を擧て、自立を謀り、唐主屢々諸方に蒙蔭せるを以て、其狀況を報ぜしならん、當時遣唐使を以て、國家の重典となし、彼國の狀況に關せずして、之を派す、故に道真表中にいふ如き、危難に遭遇せるなり、是に於て、道真彼國の狀況を遙察して、此重典を停む、亦勉めたりといふべし、是より遣唐の事、遂に廢止となる、是年菅家の門生等、吉祥院に於て、道真の五十の賀會を張る、其日一老人の、草鞋輕裝したるが、一卷の文と、沙金一包を携へ來り、賀席の案上に置き、名を告ずして去る、衆怪みて文を見るに、願文なり、其詞に、傳聞、菅家之門客、共賀知命之年、弟子、雖削跡人間、無名世上、而數記淳教之風、多改恣味之過、古人有言、無德不報、無言不酬、深感彼義、欲罷不能、故福田之地、捨此沙金、金以表申誠之不輕、沙以祈上壽之無涯、莫疑其人、可求其志云々とあり、何人の贈る所とも、知れざりしに、後に、天皇かりに塵外者の如く粧へて、特に賜りたると知れたり、以て其眷遇の優渥なるを察すべし、されば貞觀格式の撰を始め、寛平三年に、類聚國史を撰ずる等、皆特に勅に奉ずる所、且年々御遊宴、詩文の序は、多く勅に依て、道真の撰ずる所、今寛平五年の作を、左に録して參考に供す。

應制賦春惜櫻花其詞曰 承和之代、清涼殿東二三步、有梅樹、樹老代變、々々樹遂枯、先皇馭曆之初、事皆法則、承和、特詔知種樹者、移山木備庭、實移得之後、十有餘年、枝葉惟新、根菱如舊、我君每遇春日、遍及花時、惜紅艷、以叙叡情、翫薰香、以廻恩盼、此花之遇此時也、紅艷與薰香而已、夫勁節可愛、貞心可憐、此花北有五柱松、雖小、不失勁節、花南有數竿竹、雖細、守貞心、人皆見花、不見松竹、臣願我君兼惜松竹云、春物春情更問誰、紅梅一樹酒三遲、浮羅切齒相同色、桃李慙顏共過時、欲褰飛香憑舞袖、將纏脆帶有遊絲、何因苦惜花零落、爲是微臣身拾遺、

と菅家文集にあり、其花に對して、花のみをいはず、松竹の高節をいふが如きは、一時の遺興にも、猶節義を説く、以て平素の德操を察すべし、其君恩の特殊なる、誠に其故なきにあらず、所謂此君にして此臣あり、其政績の擧るは、當然のみ、後世延喜の治を謳歌すと雖も、延喜治績の根基は、蓋し寛平にあるを知らざるべからず。

第三十九節 立太子^付御脱履と御遺戒

此時文治のみならず、武備も亦甚だ盛んなりし、是亦其人を擧げたるに因れるなり、

そは寛平六年九月、對馬國に、新羅賊船四十餘隻襲來せしに、是月十七日、國守文室善友、郡司以下士卒らを召集し、諭して云く、汝ら若し背に賊箭を受る者あらば、即坐に斬るべく、之に反して、面に賊箭を受るあらば、厚く賞すべしと、即ち見兵二百人を部署し、撃て賊を破り、大將一人、副十一人、卒三百二人を殺す、船十一隻、甲冑太刀弓矢胡籙楯等數多分捕、又賢春といふ賊を生擒し、之を鞫問するに、彼國比年五穀登らず、府庫空乏、依て侵襲して穀を奪はんと、王命を奉ずといふ、是に於て太宰府、及び中國沿海の諸國に勅して、嚴に賊に備へしめしも、此後又東襲せざりし、又是より先き、御代々四方拜あらせられしも、或は廢停の時等ありて、一定せざりしを、寛平元年正月元日、早旦、天皇親敷庭上に下御ありて、天地四方屬星山陵を御遙拜あらせられ、以後恒例となし、大事故あるに非れば、必ず行はせらる、公事根源に、四方拜は此時に防まる、とあるは此故なり、又二年正月元日には、三種神器の一なる神鏡を、溫明殿に奉遷して祭らせ給ふ、後世内侍所の御供と、俗に稱し奉るの始めなり、又是月上の子の日に、内膳司に勅して、若菜の御膳を上らしむ、後ち恒例となり、若菜の御宴といひ、八年正月上の子の日に、雲林院に幸して御遊あり、是子の御遊の始めなり、又二年上元の日

主水司に勅して、七種の御粥を上らしむ、亦恒例となる、七種とは米粟豆麥類の七種にて、田圃の豊熟を祝し給ふ聖旨なり、又是年藤原直方、源興基、平惟範、藤原時平等に弘仁以後、鴻儒の詩を能くする輩を、撰ばしめ、巨勢金岡に、其像を、禁中南庇の東西障子に畫かしめ、尋で般周以來、漢土歷朝の名士の像を、金岡に命じて、紫宸殿障子に畫かしむ、之を賢聖の障子と號して、後世に傳へて、同殿裝飭の一典故となる、以上の如きは後世まで、斷えず行はれしは、以て聖徳の程を拜すべし、偕寛平五年立太子あり、紀略に、

醍醐天皇諱敦仁、亭子天皇、宇多第一之皇子也、母前女御從三位藤原朝臣胤子、中納言高藤之女也、天皇元慶九年乙巳正月十八日甲戌誕生、寛平元年十二月廿八日詔爲親王、年五名維城、二年十二月十七日改本名維城爲敦仁、三年□月□日半減封戶、四年十月九日以山城國相樂郡荒廢地四十一町二段二十步、賜親王、五月四月十日詔遣使於諸陵、告以親王可爲皇太子、由同十四日壬午策立爲皇太子、九年同二十六日始入御於東宮、

とあり、乃ち大納言源能有を傳、中納言藤原時平を春宮大夫、參議菅原道眞を春宮亮

となす、尋て七年度眞を中納言に陞せ、春宮權大夫となす、元來春宮職を兼るは、大中納言を始め、諸官共に、概ね其官の首班者、若くは名門權家の人の、任ずる例なるに、此時道眞は、其名望はといへば、父是善は參議刑部卿を、先途としたるに、是に至り、納言に陞りし上に、先任の藤原國經、同有實、源直、藤原有穂、源湛を超越して、權大夫となりしは、實に纒搆の奇禍は、此時に既に起因せり、尋て九年七月、皇太子御元服、即日天皇御脱履あらせ給ふ、紀略に

七月三日丙子、卯二剋、皇太子、於清涼殿加元服、三年十皇年代畧記に大夫藤原卿時平加冠權大夫、菅原卿加手、左中將定國、理御髮とあり、午剋天皇、御紫宸殿、讓位於皇太子、敦仁親王、宣制如常儀、遜位之後、遷御弘徽殿、其時春秋卅一、在位十二年、

同書後編右の續きに、十日、詔、上太上天皇尊號於先皇、十四日丁亥、太上天皇上書、辭尊號、天皇上狀不許之とあり、是時父皇、治國の大要十餘條、宸翰を染させ給ひて、御附與ありしを、世に寛平御遺戒といふ、但し今傳ふる書は、所々缺滅せるは、惜むべし、左に其大略を述ん。

略上諸國諸家等所申、季祿衣服月料等、或入官奏、或就内給、申不動正稅等、雖令勘申國

中帳遣或遠年帳、難爲實、今須不動者一切禁斷、正稅者隨狀處分、若必用不動者、即後年全令委填、不可忘、此事當時執政可進止也、雖然存於內心補萬分一努力々々、略中諸家とは親王諸王公卿等にて、季祿は春冬二季に賜はる官俸なり、不動とは諸國所蓄の不動倉なり、こは凶年飢歲のために、設けられたるに、國司等の事理に暗き輩が、往々此蓄穀を以て、一の贅物視して、之を使用し、剩へ其減穀を填補せざるより、一朝凶歉に際しては、非常の慘況に陥れるは、當時國司弊政の一なりしをもて、上皇茲に叡慮を注かせ給へるなり。

齋宮者、出在外國(伊勢)用途雖繁、料物不足、隨其申、量宜進止、唯寮司能々可選任之、齋院者、種々物藏例雖具、其於用度、不足十分一、特加相勞、略中可明賞罰、莫迷愛憎、用意平均、莫由好惡、能慎喜怒、莫形于色、左大將藤原朝臣(時平)者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事、有失、朕早忘却、不置於心、朕自去春、加教勵、令勤百事、又已爲第一之臣、能備顧問、而從其輔道、新君慎之時平の女事に於て失ありとは、蓋し其叔父大納言藤原國經の夫人を奪ひしをいふなり、斯る濫蕩の人物なれど、功臣の後といひ、藤氏の嫡宗なるを以て、當時の勢、之を

第一の臣となされたり。

右大將菅原朝臣者、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、加以朕前年立春宮之日、只與菅原朝臣一人論定此事、略中又春宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、略中以此意、密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽、不可早云々、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又是正論也、至于今年、告菅原朝臣以朕志、必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七日、略中人口言、殆至於欲延引其事、菅原朝臣申云、大事不再舉、事留則變生云々、遂令朕意如石不轉、略中菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎、其功不可忘、新君慎之、略中

そも菅原氏は、其始は土師の家柄なるを、古人に至り、菅原朝臣の姓を賜はり、爾來文章家となりしも、其家聲未だ顯れず、是善に至り、參議刑部卿從三位に進み、漸く顯れたるに、其子道眞に至り、大納言右近衛大將に進み、しかも基經の嫡子時平の、大納言左近衛大將たるに對して、政柄を執る、此時大臣はなしに至りしは、實に非常の援擢にて、元より道眞の賢德に相違なきも、宇多上皇、人を識るの明に因りしなり、されば多く諫正を受くとあるは、最も御信任あらせられたるにて、蓋し宇多上皇の御治績

たる、専ら數年政界の混濁を、清澄するに勉められ、後世延喜の聖代と、謳歌さるゝの基礎は、既に寛平なるを知ると同時に、道眞の、決して文人學士たるのみに止まらず、否文人學士たるよりも、政治の才なるを知るべし、且立太子より御讓位に至るまで、皆道眞の聖旨奉行に出てたるなり、獨り道眞のみならず、人才に於ては、

季長朝臣(藤原深熟公事、長谷雄紀)博涉經典、共大器也、莫憚昇進、新君慎之とあるにても、上皇の御聰明を拜すべし、且次條には、

朕聞、未且求衣之勤、毎日整服盥嗽拜神、又近喚公卿有識、訪治術、夕還本座、招召侍臣、求六經疑、聖哲之君、必依輔佐、以治事中有特疑、必可推量以決之、新君慎之

諸司諸官之言奏見參、有先例者、可下諸司令勸舊跡、唯有舊跡、能推量可行、新君其慎之中、前敷事之誠、朕若忘却、而有所囑者、引此書可相驚中、是爲不可遺失耳

と最尾にあれば、之を以て天皇の訓誡とせしのみならず、亦上皇御自身の鑑戒となされしなり、さて上皇朱雀院に移御あり、明年昌泰と改正す、二年十月廿四日、上皇御落飾あり、仁和寺灌頂堂權大僧都益信、三歸十善戒を授け奉り、御法號を金剛覺と上る、是日天皇、亦仁和寺に行幸あらんとせしを、上皇、中納言源希を遣して、山路鸞輿の

通御に難きをもて、之を停め給ふ、且太上天皇の尊號を辭するの詔書あり、中に前年讓位は社禊のためなり、今日の出家は菩提の爲め也、と尋て十一月二十四日東大寺に行して、登壇受戒あり、勅使參議藤原定國を、前日同寺に遣し、調布五百段錢百貫文を以て、法會の料に充らる、是より上皇、名山大刹に御幸ありて、専ら藎事を避け給ふ如きも、猶政務には御軫念あらせられたり、尋て延喜十年九月、比叡山に登り、座主增命に就て天台灌頂を受け給ふ、仍て勅して、增命に法眼和尚位を授けらる、承平元年七月十九日、仁和寺の南御室に於て崩御、御年六十五、實に御脱屣後三十五年なり、神皇正統記に、

天下を治め給ふこと十年、位を太子にゆづりて中、中一年ばかりありて出家させ給ふ、御年三十三にや、わかより、其御志有きと仰給ひける、弘法大師三代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺にて灌頂せさせ給ふ、又智證大師の弟子增命僧正于時、なり後諡に、比叡山にてうけさせ給へり、弘法の流れを宗とせさせ給ひ、眞言宗御歸依ければ、其御流(法皇の)とて、今にたえず、仁和寺につたへ、法皇は仁和寺の歴代第二に列す、依て後世門跡と稱するの最初は仁和寺にて同寺は門跡中の第一位

なり侍るは是なり、凡そ弘法の流に廣澤仁和寺小野勸修寺の二つあり、廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、敦實親王の子法廣澤に住れしかば、中其後代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじはらず、法流をありつれども御室は代々親王小野の流れは、益信の相弟子に、聖實僧正とて智法無双の人ありき、中今の世までも、かしかりし事は、延喜天曆と申ならはしたれど、此御世こそ、上代によれば、無爲の御政なり、中菅氏の才名によて、大納言大將まで登用し給ひしも、此御時なり、中御壽もながくて、朱雀の御代にぞかくれさせ給ひける

第四十節 時平と道眞及び道眞の左遷

右の如く、宇多上皇は、道眞の賢に御信任ありしを以て、天皇御即位の初めに、左大將大納言時平を左大臣に、右大將大納言道眞を右大臣に陞せらる、蓋し上皇の聖旨なり、時に天皇の御外祖藤原高藤及び仁明天皇第十皇子源光の二人を超越せり、されば道眞も再三辭表を上りしかど、曾て勅許なし、既にして高藤を内大臣に陞せたり、斯の如く上皇、道眞を御信任あられしは、是より先き、藤原良房、基經等、久敷攝政たり

しより、藤原氏の權勢漸次熾盛に成行き、皇統源氏は、在るも亡きが如く成果てつるに、政治の上にも、漸く其弊を來せるより、之を匡正せんには、賢に任ずると同時に外戚即ち藤原氏の權勢を、滅殺せんとの叡慮なりしに、藤原氏の輩に於ては、前代に稍く公卿の列に入りし程の、菅原氏が、既に納言大將として政務に與かるさへあるに、こは春宮權大夫たる故なりとせしに、今又御外祖を超越して、大臣と進み、萬機を執行ふとはと内實十分に不平なるに、皇統源氏たる方々に於ても、既に前年、右大臣基經が、左大臣を超越して、攝政たりしさへ、不快なりしかど、こは御外祖なれば、其故なきにもあらざればと、之を忍びしに、今又俄か出身の菅原氏が、超越して大臣大將となり、萬機を裁決するは、此時天皇實算僅かに十四なるに、別に攝政を置れざれば、名こそなけれ、實に攝政なりとの不快は、勃々たりしに相違なし、こは尋常人情として、深く咎むべきにあらず、此二様の不平は知らず、識らずの間に相融合して、皇統源氏の先きに藤原氏に對せる惡感は今や一轉して、菅家の身上に注ぎ、陰に陽に藤原氏が菅家に對する嫉妬の聲援となりて、相共に之を倒さんと計りつゝあり、然るに道眞は兩皇別て上皇の御覺えめで度て所々御遊覽には必ず供奉に列して時々風色に付て

詩歌を上りなど、常に親侍し奉り、公事に暇なき程なれば、反對黨をして、十分に攻撃の準備をなさしめ、遂に左右大臣、相軋するの狀態となれり、其一班は大鏡に、

上左大臣御年二十八九ばかりなり、右大臣の御とし五十七八ばかりにや、中右大臣は、才世にすぐれ、めてたく、中はしまし、中左大臣は、御年もわか、才もことの外にありたまへ、略中此左大臣、ものゝをかしさぞ、得ねんぜさせ、堪ふる事たまはざりける、笑ひたゝせたまひぬれば、すこぶる、こともみだれけるとか、北野道真と、世をまつりごたせ、給ひけるあひだ、非道なる事、ほせられければ、さすがに、中この大臣のしたまふことなれば、不便なりとみれど、いかゞはすべからんと、なげき給ひけるを、道真が、なにがしの史が、事も侍らず、己れかまへて、此御事をとゞめ侍らんと、申ければ、いとあるまじき事、とても出来ぬ、いかにしてかはなど、の給はせけるを、たゞ御覽ぜよとて、座につきて、事さびしく、さだめのゝしり給ふに、この史、ふみばさみに文はさみて、地下の官人は公卿の殿上に在るに、文書を呈するに、必ず斯くするなり、いらなく、うやくしくふるまひて、この大臣に奉るとて、いとたかやかに、ならして侍りけるに、大臣ふみもえとらず、手わなゝきて、やがてわらひて、け

ふは術なし、右のふどゝに、まかせ申とだに、いひやり給はざりければ、それにこそ菅原の大臣、御心のまゝに、まつりごちたまひけれ

とあるにても、察知せらる、斯る狀況なればか、昌泰三年正月三日、天皇、法皇の朱雀院に行幸あり、左右大臣も供奉に候せられしに、法皇密に天皇に、今左大臣時平、右大臣道真と相並びて、政を執行ふにつけては、定めて、さしらひ、さかふ事の出こんと思ひいづれか、一人をとゞめたらんが、よかるべしと、叡慮を廻らし給ふに、時平は昭宣公の嫡子として、將た女御の御兄なれど、年齢も三十に満たず、其身の才、心の掟なども道真には及ぶべくもあらず、道真は重代の執政に非ずと雖も、其身道を守り、徳を崇べば、執柄の任に適ひたりと、詔あり、やがて兩皇の御前に、道真を召し、已後は一人として、政を執行ふべしと、勅ありしかば、道真大に驚惶して、固く辭し奉る、此時御前に道真を召れたる御様子の、何となく異常の體なりしかば、時平既に座を起て、退出せんとせしに、道真奏して、唯今臣を召れし事の、怪しみ思ふ人も候べければ、詩の題を賜るべしとて、春生柳眼中といふ題を申下し、今日道真を召れしは、各此題にて、詩を上るべしとの御事なりと申せしかば、時平も氣色直り、元の座に歸りて、詩の宴に列

れり、既にして此年五月(紀略八月となすも今菅家後草に従ふ)十六日、家集二十八卷を上げる、依て法皇御製を賜ふ、見右亟相献家集 門風自生是儒林、今日文華皆是金、唯詠一聯和氣味、况連三代飽清吟、琢磨寒玉聲々麗、裁制餘霞句々侵、更有菅家勝白様、從茲拋卻匣塵深、平生所愛白氏文集七十卷とあり、其御崇信の厚きを知べし、但し是より先き、寛平四年に、渤海國の使臣裴文藉といふもの、道眞の詩を見て、白居易の風骨なりと賞美せしより、當時傳稱せるを以て、御製も是に及びしなり、道眞も亦奉感見獻臣家集之御製、不改韻、兼叙鄙情、一首、反哺寒鳥自故林、只遺風月不遺金、且成四七箱中卷、何幸再三陛下吟、犬馬微情又手表、冰霜御製遍身侵、恩及父祖無涯岸、誰道秋來海水深とあり、蓋し法皇、藤氏の權勢を抑へ、賢に任ぜんと、の聖慮は、右の如く、既に道眞に内勅ありし程なれば、遂には、隠れたるより、顯はるゝなしとの、諺の如く、常々の御様子にも、見たるなるべし、されば此御様子を見て、覺り得たる藤氏と、皇統源氏の人々は、いかで默視すべき、加るに文章家の中にも、道眞の榮達を嫉む輩もありしは、江談抄に、三善清行は、巨勢文雄の門人なるが、文雄、清行を薦る奏狀に、才名超越於時輩とあるを、道眞其過賞を嘲りて、愚魯に超越と改むべしといふ、依て之を橘良相に問

ふに、良相更にいふ所なし、道眞之を聞て、良相は先考是善の門人なるに斯の如きは、我に芳志なきの所爲なりと、申されしと、あるにても察すべし、されば是時道眞の一身は、法皇に於ては無比の御眷遇なるも、僚友其他の方面には少なからざる反對者ありて、日夜に嘔ふといふ如き、實に危殆の状況なりしなり、さるからに是年十月十一日、三善清行、書を道眞に贈りて、其勇退を勸告せるは、

文章博士三善清行言、交淺言深者妄也、居今語來者誕也、妄誕之貴、誠所甘心、伏冀尊閣、殊寬容、某昔遊學之次、偷習術數、明年辛酉、運當變革、二月建卯、將動干戈、遭凶衝禍、雖未知誰是、引弩射市、示當中薄命、天數幽微、縱難握察、人間云爲、誠足如亮、伏惟尊閣、挺身自翰林、超昇槐位、朝之寵榮、道之光華、吉備公外、無復與美、冀知其止足、察其榮兮、擅風情於烟霞、藏山智於大壑、後生仰視、不示美乎、努力々々、勿忽鄙言、清行謹言

とありて、ゆめく鄙言を忽かにする勿れと、いふに至りては、深く其省察を求めしにて、蓋し此時既に讒構の漸く成れるを知るを以て、故らに右の如く、勸告せしなるべし、果して翌年正月二十五日、道眞は太宰の員外權帥に左遷せられ、大納言源光を右大臣に陞されたり、偕時平等が讒言の大意は、是より先き、上皇の天皇に御讓位あ

るべしと、道真に御内勅ありしに、道真、主上寶算壯んなるを以て、未だ御脱屣あるべからずと、諫奏せしを、こは道真の内心は、自己の女の所生なる、齋世親王に御讓位あるべき企望にて、現今も猶齋世親王を立太子あるべき企てありと、密奏したるにて、時に天皇寶算僅かに十七にましませば、前後の御考もなく、此一言に迷はされ、御若齡の御身にて陽成帝の如くなるべきを、怒らせ給ひ、斯く急劇に、配流の御決行ありしにて、同時に、男子は悉く諸國に配流せらる、之を歎きて、上皇に一首を獻ず、流れゆくわれはみくづになりぬとも、君しがらみとなりてと、めよと、上皇も大に驚き給ひ、帝と申せども我子なり、親から行て申さんに、なとか叶はざらんと、ありて正月卅日、上西門より豐樂院、眞言院を過させ給ひ、清涼殿近づきければ、斯と帝に申せとありしに、藏人頭藤原菅根、其身も學匠なれば、常に道真に抗せしに、或時殿上庚申の夜の御遊の時、道真に辱かしめられし、遺恨あるを以て、拒みて奏聞せず、空敷上皇を勞させ奉りしは、紀略に、卅日癸丑、太上皇御幸左衛門陣、官人已下衛士等不下胡床、上皇通夜不還、二月一日甲寅、上皇還本宮、今日權師向任とあるは、即ち是なり、陣官人已下衛士等不下胡床とは、至尊の通御には、是らの輩悉く、胡床を下りて、警届即ち平伏する事なるに、無禮にも、胡床にかゝり、嚴然として警衛し、空しく上皇を、徹宵陣に御座あらしめしとは、當時藤氏專横の狀、推知すべし、蓋し上皇、常に菅家を擧げて、藤氏を抑へ給ひつる、鬱憤あるをもて、是に於ては、上皇を畏こけれど、反對派の首領と見なして、道真の京師を發するまでは、毫も主君を以て視奉らざるにて、實に暴狀至極なり、偕道真は、其第を發するに及び、子女十二人の内、男子四人は、諸國に配流せられ、女子の他に嫁したるは、悉く京師に残り、唯幼き男女子二人と共に、太宰府に赴けり、發する時、庭前の梅の盛りなるを見て、東風ふかばにほひおこせよ、梅の花あるじなしとて、春なわすれぞ、此詠歌に依て、遂に飛梅の俗説も出來たり、又櫻樹に對して、さくら花ぬしを忘れぬ物ならば、吹こん風にことづてはせよ、の二首を殘し、やがて山崎にて出家し、次第に都の遠くなるまゝに、君がすむやどの梢をゆくも、かくるゝまでにかへりみしは、やと、夫人の許に送り、程なく播磨の明石浦に着せしに、此地は道真曾て讚岐守たる時、往來せし地なれば、驛の長殊に懇情を盡し、且驚き且慰めければ、驛長莫驚時、變改一榮一落是春秋、と書して與へ、偕太宰府に着せしに、離家三四月、落涙百千行、万事如夢、時々仰彼蒼、夕ざれば野にも山にもたつけぶりなげきよ

りこそもえまさりけれ、等の詩歌に其悶を遣り、是年七月十五日、延喜と改元ありし、其詔書を見て、「開元黃紙詔、延喜及蒼生、一爲辛酉年、一爲老人星、陰陽家の説に、辛酉を革命といひ、去年十月三善清行、其議を建て、十二月十一日老人星見ゆ、是瑞祥なり、仍改元の建議ありたり、大辟以下罪、蕩條天下清、省徭優壯力、賜物恤頽齡、茫々恩德海、獨有鯨鯢橫、具見于此此魚何處在、人道汝新名、詔書の中に、道眞の事を反を謀るとなしたるをいふ、吞舟非我口、吐浪非我聲、哀哉放逐者、蹉跎喪精靈、と懷を述たり、偕道眞別に所職もなければ、門戸を鎖して、敢て人にも接せず、菅家後草に、不出門行の長編あり、大鏡に、

筑紫におはします所の、御門もかためて、おはします、大貳の居所はるかなれども、樓のうへの瓦などの、心にもあらず、御覽じやられけるに、又いとちかく、觀音寺といふ寺のありければ、鐘の聲を、きこしめして、つくらせ給へる中都府樓纒看瓦色觀音寺只聽鐘聲、これは文集、白氏の白居易の遺愛寺鐘欵枕聽、香爐峰雪撥簾看といふ詩にも、まささまに、つくらせ給へりところ、むかしの博士どもは申けれ中九月十日、菊の花を御覽じ中京におはしましたし、時、九月のこよひ、内裏にて、菊の宴ありしに、この大臣のつくらせ給へりける詩を、みかど、かしく感じ給ひて、御衣を

たまはり給へりしを、筑紫にもてくだらしめ、給へりければ中去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、この詩いとかしこく、人々感じ申されき畧下

とあり、去年獻じたる詩は、菅家文集に 九日後朝、同賦秋思、應制、丞相度年幾樂思、今宵觸物自然悲、聲高絡緯風吹處、葉落梧桐雨打時、君富春秋臣漸老、恩無涯岸報猶遲、不知此意何安慰、飲酒聽琴又詠詩、とある是なり、偕菅家後集より、一二を左に抄出して、道眞が居常を參考に供すべし。

慰小男女 衆姉總家留、諸兄多謫去、小男與小女、相隨得相語、晝食常在前、夜宿亦同處、臨暗有燈燭、當寒有綿絮、往年見窮子、京中迷失欄、裸身博奕者、道路呼南助南大納言子內猶藏助、博徒、今猶號南助徒、跳彈琴者、閭巷稱辨御俗謂貴女、爲御、蓋取夫人女御之義也、藤相公、兼辨官、故稱其女也、其父共公卿、當時幾驕倨、昔金如沙土、今飯無厭飽、思量汝於彼、天感甚寬恕、聞鴈 我爲遷客汝來賓、共是蕭々旅、漂身欹枕思、量歸去日、我知何歲汝、明春 秋夜 九月十五日、黃萎顏色、白霜頭、况復千餘里、外投昔被榮華簪、組縛今爲貶謫草萊囚、月光似鏡無明罪、風氣

如刀不破愁、隨見隨聞皆慘慄、此秋獨作我身秋

既にして延喜三年正月より病に罹る、自ら起ざるを知り、昌泰三年八月以後、太宰府にての詩文を一巻となし、文章博士紀長谷雄の許に送る、是即ち菅家後草なり、二月十五日遂に薨ず、年五十九、即ち其地に葬る、今の安樂寺の廟なり。

第四十一節 時平等の薨去と天満宮

右の如く道眞は、時平らの讒構に依て、貶謫せられしに、恩赦なくて遂に配所に薨せられしを以て、藤氏以外の或る部分にては、其冤を慨くと同時に、其死を悼み、必ず後日、何事かあるべしとは、當時迷信の世態とて、密々私語合し事の、甲乙丙丁に傳播するに從ひ、所謂公然の祕密として、遂に時平らの耳に入りしと見え、大鏡に「北野神にならせ給ひて、いとあもしろく、神なりひらめき、清涼殿におちかゝりぬと、見えけるが、本院のおどし(時平)太刀をぬきさけて、いきても、我つぎにこそ、ものしたまひしが、けふ神となりたまへりとも、世には、われに所あき(一步を譲る)給ふべし、いかでかさらではあるべき(左様になくてはすまぬ)と、にらみやりての給ひけるに、一度はしづ

まらせ給へり事されど、それは、かのおどし、の、いみじくおはするにはあらず、王威のかぎりなく、おはしますにより云々とあり、此事は何年なるかは、詳かならざれど、延喜三年六月より、炎旱數旬に涉り、依て諸社諸寺に、祈雨の御祈ありしに、七月中旬より、大雨雷鳴數日に涉り、依て止雨の御祈あり、翌年四月七日には、雷紫宸殿上より所々に震し、七年八月の間、毎日雷雨あり、此頃雷雨を以て、道眞の祟りといひ囃したりと見え、延喜五年八月十九日、始て筑紫安樂寺に、道眞の廟堂を建て、味酒の安行といふ人、之を奉行せり、然るに同六年四月、雷雨暴風數日にして、雹さへ降り、其大さ梅實の如く、人畜死傷し、鴨河洪水にて、洛中往來を斷つ、依て延曆寺法性房僧正に止雨御祈の勅ありしも、宣旨三度に及びて、漸く參内せりといへば、いかに雷雨の甚しかりしやは、察せらる、同く八年十月七日、雷雨ありしに、參議藤原菅根薨ず、當時之を、菅公の靈に、蹴殺されたりと俗傳せり、明年四月四日、時平薨ず、年三十九、此人は道眞と對比せられしをもて、世に愚物の如く、俗傳さるれど、決して然らず、詩作なども巧みにて道眞が、時平の詩に和韻せる作は、菅家文章にも載せ、且政治の才も非凡にて、其一斑は延喜年間、朝廷公卿以下の、美服を著するを嚴禁ありしかど、數年奢侈の浸染せ

るより、中々行はれざりしかば、天皇銳意、之を禁ぜんとなされつる折しも、時平一日殊に美服を刷ひて、参内せしを、天皇疾くも殿上の小葎より、かいまみ給ひて、御氣色俄にかはらせられ、急き職事を召して、服飾の禁は特に厳しくせる折柄、左大臣今日の服装、殊に美麗を盡されしは何事ぞ、其官に在り乍ら、朝禁を犯すとは、免すべきにあらず、早々退出せしめよと、勅命ありしかば、職事、時平に斯と傳ふるや、時平大に恐懼して、前駆隨身の参るをも待ず、忿々として退出し、固く門を鎖して、簾外へだも出ず、人々の訪問するあるも、勅勘の身なれば、憚りありとて、對面だもせざりしかば、之を見聞せる人々、左大臣すら、服装の禁を犯したりとて、斯までの御嚴譴なるからは、自餘の輩はいかなる嚴科に處せらるゝも、計り難しとて、各々恐れ戒めて、華美の弊風は一時止みたり、此事内實は、天皇、時平と密に仰合せられて、斯くなされしと、大鏡等にあれば、中々の權略家なり、其權略家なる丈けに、道眞を讒せしも、深刻なりしは、獨り道眞に止まらず、其外孫たる、齋世親王も、其年仁和寺にて、御薙髮あらせられたるにても、其宸怒の程は察せらる、但し日本紀略等は、延喜五年御出家となせば、東寺長者補任の、元年二月二日となすは、是ならん、皇胤紹運録の同年十二月となすは、十

衍字なるべし、されど時平の薨去までは、正史に道眞の祟りをいはず、且紀略延喜十三年三月十二日條に、右大臣源朝臣光薨^{十六}號後西三條右大臣、狩獵之間、馳入泥中、其骸不見、有薨奏とあり、此光は、道眞左遷の日、直ちに右大臣に進みたる程にて、時平と共に道眞讒言の、主謀者なるに、斯る不良の死を遂るに於て、當時既に或る一部には、道眞の祟りとなしたるに、相違なきは、同書延長元年三月廿一日條に、

是日也、依皇太子臥病、大赦天下、子刻皇太子保明親王薨^{一年}廿天下庶人莫不悲泣^{略中}

舉世云、菅帥靈魂、宿忿所爲也 四月廿日甲子、詔故從二位太宰權帥菅原朝臣本官

右大臣、兼贈正二位、宜奔昌泰四年正月廿五日詔書

とあり、此皇太子の女御は、即ち時平の女なれば、是に於て、曾て或る一部に、行はれつゝありし、菅帥忿怨説は、一般に信ぜられ、遂に復官のみならず、贈位の詔さへありしにて、是月廿九日、故皇太子の御子、慶頼王を立て、皇太子(皇太孫と稱せず)となせしに、同三年六月十九日に、皇太子又薨御あり、尋て御母女御(時平の女)も薨去ありしも、不思議といふべし、夫れのみならず、時平の子女の續て薨逝ありしを、大鏡に、

時平のおとゝ、延喜九年己巳四月四日うせ給ふ、御年三十九、大臣の位にて、十一年

おはしましける、本院の大臣と申す、此時平のおとゝのむすめの女御瑛子もうせ給ひぬ、御孫の東宮慶頼も、一男八條の大將保忠卿も、うせ給ひ略この殿ぞかし、病ひつき給ひて、さまゝの祈りし給ひしに、薬師經の讀經、まぐらがみにて、せさせ給ふに、いはゆる軍毘羅大將と、うちあけ唱ふたるを、われをくびると、よむなりけりと、おぼしける臆病に、やがてたえいり給へり略其弟の敦忠の中納言も、うせ給ひにき、世にめてたき和歌の上手、管絃の道にも、すぐれ給へり、かくれ給ひてのち、御あそびなど、あるをりに、博雅三位の、さはる事ありて、参られぬ時は、けふの御遊は、とゞまりぬと、博雅は琵琶の名手なり、たびゝめされて、まゐるをみて、ふるさ人々は、世の末こそあはれなれ、敦忠の中納言の、いましかりしをりは、かゝる道に、此三位の、おほやけをはじめ奉りて、世の大事におもはるべき略とこそ、おもはざりしかとぞ、のたまひける略この君たちの御中には、大納言源昇の卿の御女の腹の顯忠おとゞのみぞ、右大臣までなり給へる略富小路の大臣と申す、是より外の君たち、皆三十餘四十に過ぎ給はず、その故は、たゞことにはあらず、この北野の御歎きになんあるべき略あさましき悪事を、申し行ひたまへりし罪により、此大臣の御する

は、おはせぬなり、

とありて、朝野共に、道眞の祟りと喧傳せる上に、時平の弟忠平、兄に繼て左大臣となるより、彌々恐怖の念を増すと同時に、悔非の念も起り、依て道眞の子息も、悉く赦免ありて、官位を復せしめる等、専ら怨忿を宥るに勉めたり、然るに同八年に又大雷震ありしは、紀略に、

六月雨不降 廿六日戊午、諸卿侍殿上、各議請雨之事、午三刻、從愛宕山上、黒雲起、急有陰澤、俄而雷聲大鳴、墮清涼殿、坤第一柱上、有霹靂神火、侍殿上之者、大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫、衣燒胸裂、天亡十四年又從四位下行右中辨兼内藏頭平朝臣希世、顔燒而臥、又於紫宸殿者、右兵衛佐美努忠包、髮燒而死亡、紀蔭連腹燔、悶亂、安曇宗仁、膝燒而臥、民部卿清貫朝臣、載半部、至陽明門外、載車、希世朝臣、載半部、至修明門外、載車、時兩家之人、悉亂入侍、哭泣之聲、禁止不休、

とあり、是亦道眞の怨忿となしたり、蓋し清貫希世等、共に道眞左遷の議に、與づかれを以てなり、是らに依て、忠平彌々安樂寺の廟所を崇敬せしに、天慶三年七月、右京七條の文子といへるもの、菅神の託宣を蒙ふれりと、朝日寺の僧最珍と計りて、北野

に祠を建るに、一夜千本松の奇瑞あるより、朝廷、天満天神の號を賜ふ、尋て一條天皇正曆四年に、左大臣及び太政大臣正一位を贈り、天満宮と宮號を允して、聖廟と稱し、文學の神と崇めらる、但し其斯くまでに御崇敬あらせられしは、皆例の祟りといふ、迷信家の唱道より、漸々に成來るにて、既に大鏡にも、

夜のうちにそこら(澤山)の松をおほさしめ給ひて、わたりすみ給ふをこそは、只今の北野の宮と申て、あら人神におはしますめれば、おほやけも行幸せしめ給ふ中内裏やけて、たび／＼つくらしめ給ひしも、圓融院の御時の事なり、たくみ(工匠)ども、うら板どもを、いとうるはしく、飽かきてまかり出でつゝ、又のあしたに、まいりて見るに、きのふのうら板に、物のすゝけて、みゆるところのありければ、梯にのぼりて見るに、夜のうちに、虫のはめるなりけり、そのもじは、つくりとも又もやけな、ん菅原や、むねのいたまのあはぬかぎりは、とこそありけれ、これもこの北野の、あそばしたまへると、こそは申めり、

とあり、これのみならず、天慶の將門純友の逆亂をさへ菅神の忿怒に依れりといふに至りて、實に言語道斷の誣妄にて、道眞の爲めには、冤の上塗といふべし、蓋し當時

道眞が時平と始終和好したりとて、決して終りを能くすべきにあらず、何となれば、門地政治の時に當り、一學生の身を以て、臺鼎の職に居るは、時勢の許さざる事、第二は、皇子皇孫の方々が、藤原氏は、數代御外戚の姻みあるにも係らず、時に或は之を斥んとせるに、其他の輩は、決して許さざる事、第三は、功業優賞は、古今の通規なれば、非常の功あるに於ては、或は門地を論ぜざるべきも、道眞には、其功なき事、第四は、當時鴻儒、若くは文章家を以て、自から許す者數人にて、此輩は、何れも學業に於ては、道眞に、輒く屈下せざるもあれば、此輩の中にも、或は我其後を受んとの野心より、政事の得失に付ては、窃かに道眞を非難せるもあるべく、即ち三善清行の辭職勸告は、反對派の密計を、探知せるに出たるべくも、亦以上の事情にも、因れるにて、斯る事情の、身邊に纏綿せるからは、逆も功業の成就は、必期し難し、然るに世論は、右の事情を酌す専ら時平の惡爲となせるに、偶然にも、時平の子孫皆短命にて、遂に攝關職は、季弟忠平任ずる所となり、剩へ其子忠頼より以下、子々孫々永く世襲する所となり、殊に忠平父子は、尤も菅神を崇敬し、太宰府の宮殿、例祭の莊嚴より、北野天満宮の社殿等まで、悉く此父子の創立造營に出たるより、菅神の祟りは、彌事實となりて、菅神の怨忿

は、忠平父子の崇敬に依て、和らぎたる上に、榮達の冥助を蒙れるなりと、後世までの語り草となりたり、要するに、道眞の功業は、藤原氏に依て破られたるも、其徳望は、藤原氏に依て顯はれたりといふべきなり。

第四十二節 御治績と三善清行意見封事

前述の如く、天皇は、宇多上皇の御治績を、御繼承あらせ給ひ、攝政關白も置れず、親敷萬機を御裁決ありて、銳意に治を圖らせ給ひし程に、後世傳て、延喜の聖主と稱し奉る、大鏡に御平素の御事を

同しみかど、申せど、その御時(延喜)に、生れあひてさふらひけるは、あやしの民の、かまどまで、やんごとなくこそ、大小寒のころほひ、いみじう雪ふり、さえたる夜は、諸國の民百姓、いかにさむからんとて、御衣をこそ、夜の殿みやより、なげ出し、おはしましければ、おのれらまで、恵みあはれびられ略中大かた延喜の帝の、つねに笑みてぞ、おはしましける、その故は、まめだち(嚴格)たる人には、物いひにくし、うちとけたる、けしきに、つきてなん、人は、ものいひよき、されば、大小事、さかんがためなりと、仰ご

とありける、

とあり、其下民の疾苦を深く恤れみ給ふは、申に及ばず、故らに御聲色を和らげて、人言を求めさせ給ふ等、後世まで、聖主と稱し奉る所以にて、彼の道眞左遷の事をも、神皇正統記に、此君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなく、御みづから政をしらせまし、くける、猶御幼年のゆへにや、左相の讒にも、まよはせ給ひけん、聖も賢も、一失はあるべきにこそとあるは、蓋し適評といふべし、されば常に専ら治道に御勵精ましまして、御登極の初め、御前代の御治績を傳へんと、時平、道眞らに詔して、清和、陽成、光孝、三朝の史傳を編せしむ、延喜元年、其稿成りて之を上る、時に道眞罪蒙れるも、其名を載せず、此書天安二年八月に起り、仁和三年に訖る、三代實錄と題す、是より史傳の勅撰、永く絶たるは惜むべし、右と同時に、貞觀十二年以來の、詔勅官符を輯録せしめ、以て施政に辨す、延喜四年成りて上る、即ち延喜格式なり、後世、弘仁格、貞觀格に、此書を合せて、類聚三代格と題して、今に傳ふ、されど中世以來、佚冊ありて、缺卷となれるは惜むべし、尋て式即ち官府の章程を撰定せしめ、以て其所掌を明かにし、是即ち延喜式とて、今に傳ふ、爾後又是らの勅撰なし、依て其内容の一二を左に述ん。

延喜式を上る表文は略す、其序は器上今上陛下、體元履正、御斗提衡、以爲貞觀十二年以來、炎涼已久、文案差積、加以前後之式、專條既同、卷軸斯異、諸司觸事、檢閱多岐、因茲延喜五年秋、又詔左大臣從二位兼行左近衛大將藤原時平、使從三位守大納言兼行右近衛大將春宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣定國中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣有穗參議大藏卿正四位下兼行播磨權守平朝臣惟範參議左大辨從四位上兼行讚岐權守紀朝臣長谷雄從四位下行式部大輔兼春宮亮備前守藤原朝臣菅根從四位下行文章博士兼備中權守三善朝臣清行民部大輔正五位下兼行勘解由長官但馬守大藏朝臣善行權左少辨正五位下兼行勘解由次官藤原朝臣道明從五位上行神祇大副大中臣朝臣安則從五位下行大内記兼周防介三統宿禰理平外從五位下行明經博士惟宗善經等略中撰定未畢之間、公卿大夫頻年薨卒、仍同十二年春二月、勅從三位守大納言兼右近衛大將行春宮大夫臣藤原朝臣忠平從四位下右大辨兼勘解由長官臣橘朝臣澄清等、共隨先業、促此裁成、至延長三年秋八月、重遣大納言正三位兼行民部卿臣藤原朝臣清貫、與前奉詔者大中臣朝臣安則略中同催撰輯、奏其成功略中凡起弘仁舊式、至延喜新定、前後綴叙、筆削甫就、總編五十卷、號延喜式器下

神名帳には、

天神地祇總三千一百三十二座宮中廿二社器中京中三所畿内五百十九所東海道七百二所東山道三百六十五社北陸道三百三十七所山陰道五百三十一所山陽道百二十八所南海道百五十六所西海道九十八所總合二千八百六十一所

又國郡は民部式の中に、畿内 山城上管乙訓 葛野 愛宕 紀伊 宇治 久世

綴喜 相樂

大和大管添上 添下 平群 廣瀬 葛下 忍海 宇智 吉野 葛上 城上

山邊 高市 宇陀 城下 十市

河内大管錦部 石川 古市 安宿 高安 河内 讚良 茨田 大縣 若江

志紀 交野 澁川 丹比(今丹南丹北八上の三郡となる)

和泉下管大鳥 和泉(今泉南の二郡となる) 日根

攝津上管住吉 百濟(今住吉に合す) 東生 西成 島下 豊島 河邊 武庫

島上 八部 能勢 菟原 有馬

東海道 伊賀下管阿拜 山田 伊賀 名張

伊勢大管桑名 員辨 朝明 三重 河曲 鈴鹿 奄藝 安濃 壹志 飯高

飯野 多氣 度會

志摩下管答志 英虞

尾張上管海部(今海東海西の二郡となる)中島 葉栗 丹羽 山田(今の東春日井)

春部(今の西春日井) 智多 愛智

參河上管碧海 額田 賀茂(今東西に分る) 播豆 寶飫(今飯と書く)一設樂(今南

北に分る)八名 渥

右爲近國

遠江上管濱名 敷智 引佐 鹿玉 長上 長下(今長上一郡となる)磐田(今豊田

と二郡に分る)山名 佐野 周智 山香(今周智に合す) 城飼(今東に改む)秦原

(今榛に改む)

駿河上管志太 益頭(今津に改む)有度(今渡に改む)安倍 廬原(今庵に改む)富士

駿河(今駿東)

伊豆下管田方(今君澤と二郡になる)那賀 賀茂

甲斐上管山梨(今東西に分る)八代(同上)巨麻(今摩に改め南中北の三郡となる)都留
(今南北に分る)

右爲中國

相摸上管足上 足下(今柄に改む)餘綾(今淘に改む)大住 愛甲(今津久井と二郡に

なる)高座 鎌倉 御浦(今三に改む)

武藏大管久良(今岐の字を加ふ)都筑 橋樹 多麻(今摩に改め東西に分る)秩父

荏原 足立(今南北に分る)豊島(今南北及び葛飾南北の四郡に分る)新座 入間

高麗 比企 横見 埼玉(今南北に分る)大里 男衾 幡羅 榛澤 見玉 賀

美 那珂

安房中管平群(今郡に改む)安房 朝夷 長狹

上總大管市原 海上(今市原に合す)望陀 畔蒜(今望陀に合す) 周淮(今淮に改む)

天羽 夷濫(今隅に改む) 埴生 長柄 山邊 武射

下總大管葛飾(今東中西の三郡に分る)千葉 印幡 匝瑳 海上 香取 埴生

相馬(今南北に分る)援島 結城 豊田(今岡田と二郡になる)

常陸大管新治(今眞壁に合す)眞壁 筑波 河内 信太 茨城(今東西及び新治の
三郡となる)行方 鹿島 那珂 久慈 多珂(今賀に改む)

右爲遠國

東山道 近江大管滋賀 栗太 甲賀 野洲 蒲生 神崎 愛智 犬上 坂田

淺井(今東西に分る)伊香 高島

美濃上管多藝 石津(今上下に分る)不破 池田 大野 安八(今海西中島羽栗と

四郡に分る)厚見 本榎(今集と改む)席田 方縣 各務 山縣 武義(今儀に改

む)群上(今郡に改む)賀茂 可兒 土岐 惠奈(今那に改む)

右爲近國

飛驒下管益田 大野 荒城(今吉に改む)

信濃上管筑摩(今東西に分る)伊那(今上下に分る)安曇(今南北に分る)諏方(今訪に改

む)水内(今上下に分る)更級 高井(今上下に分る)埴科 小縣 佐久(今南北に分

る)

右爲中國

上野大管吾妻 碓氷 群馬(今東西に分る)甘樂(今南北に分る)片岡 多胡 綠野

利根 勢多(今南北に分る)山田 那波 佐位 新田 邑樂

下野上管安蘇 足利 都賀(今上下に分る)梁田 寒川 河内 芳賀 鹽屋(今谷

に改む)那須

陸奥大管白河(今東西及び石川の三郡に分る)菊多(今磐前と二郡に分る)磐城(今猶

葉と二郡に分る)標葉 行方 宇多 亘理 伊具 刈田(今田村と二郡に分る

以上は今磐城國なり)會津(今南北に及び大沼河沼の四郡に分る)耶麻 磐瀬(今

岩に改む)安積 安達 信夫(今伊達と二郡に分る)以上は今岩代國なり)柴田

名取 宮城 黒川 賀美 色麻(今賀美に合す)玉造 栗原 新田(今栗原に合

す)長岡(今栗原と遠田に合す)遠田 小田(今遠田に合す)志太(今田に改む)桃生

牡鹿 登米 氣仙(今本吉と二郡に分る)以上は今陸前國なり)磐井(今東西に分

る)膽澤 江刺(今東西和賀稗貫紫波閉伊の東西南北中と南北岩手南北九戸鹿

角の十五郡に分る)以上は今陸中國なり)其余上下北及び三戸二戸東西南北中

津輕の九郡に分る即ち今陸奥國なり)。

出羽上管置賜(今東西南の三郡に分る)田川 出羽(今の西田川)最上 村山(今東西南北の四郡に分る)以上は今羽前國なり(飽海(今由利と二郡に分る)雄勝 平鹿山本(今仙北と改む)河邊 秋田(今南北及び山本の三郡に分る)以上は今羽後國なり)

右爲遠國

北陸道 若狹中管三方 遠敷 大飯

右爲近國

越前大管敦賀 足羽 丹生南條と二郡に分る(今立 坂井(今吉田と二郡に分る)

大野

加賀上管江沼 能美 加賀(今河北と改む)石川

能登中管羽咋 能登(今鹿島と改む)鳳至 珠洲

越中上管新川(今川に改め)上下二郡に分る(婦負 礪波 射水

右爲中國

越後上管石船(今岩に改む)三島(今刈羽に改む)古志(今三島と二郡に分る)蒲原 沼

垂(今蒲原に合して)東西中南北の五郡に分る(魚沼(今南北中の三郡に分る)頸城(今東西中の三郡に分る)

佐渡中管雜太 羽茂 賀茂

右爲遠國

山陰道 丹波上管桑田(今南北二郡に分る)船井 何鹿 多紀 氷上 天田

丹後中管加佐 興謝 丹波(今中と改む)竹野 熊野

但馬上管城境(今崎に改む)出石 美含 二方 氣多 七美 養父 朝來

因幡上管巨濃(今岩井と改む)法美 邑美 高草 八上(今八東と二郡になる)氣多

知頭

右爲近國

伯耆上管會見 日野 汗入 八幡 久米 河村

出雲上管島根 能義 意字 秋鹿 楯縫 出雲 大原 仁多 神門 飯石

右爲中國

石見中管安濃 邇摩 邑知(今智に改む)那賀 美濃 鹿足

隱岐下管知夫 海部(今士に改む)周吉 穩地

右爲遠國

山陽道 播磨大管明石 賀古 印南 飭磨(今飾東飾西の二郡に分る)美囊 賀茂(今加西加東の二郡に分る)多可 神崎(今神東神西の二郡に分る)突粟 揖保(今揖東揖西の二郡に分る)赤穂 佐用

美作上管英多(今田に改め吉野と二郡になる)勝田(今勝南勝北の二郡に分る)苦東(今東北條東南條の二郡に分る)苦西(今西北條西々條の二郡に分る)久米(今久米南條久米北條の二郡に分る)大庭 眞島

備前上管邑久 赤坂 和氣 磐梨 上道 御野 津高 見島
右爲近國

備中上管小田 淺口 窪屋 下道(今川上と二郡になる)都宇 賀夜(今陽に改め上房と二郡になる)英賀(今阿に改む)哲多 後月

備後上管安那 深津 神石 沼隈 品治 葦田(今蘆に改む)甲奴 御調 世羅 三谿 三上 奴可 惠蘇 三次

右爲中國

安藝上管沙田 沼田(二郡を合して今豊田と改む)安藝(今高宮と二郡になる)高宮(今高田に合す)高田 賀茂 山縣 佐伯(今沼田と二郡になる)

周防上管吉敷 佐波 都濃 熊毛 玖珂 大島
長門中管阿武 大津 美禰 厚狹 豊浦(今見島と二郡になる)

右爲遠國
南海道 紀伊上管名草 海部 那賀 伊都 在田 日高 牟婁(今東西南北の四郡に分る)

淡路下管津名 三原

右爲近國
阿波上管阿波 麻殖 板野 名東 名西 美馬 三好 勝浦 那賀(今海部と二郡になる)

讃岐上管大内 寒川 三木 山田 香川 阿野 鷺足 那珂 多度 三野 刈田

右爲中國

伊豫上管宇麻(今摩に改む)新居 周敷(今布に改む)桑村 越智 野間 風早 和氣 溫泉 久米 伊豫 浮穴(今上下二郡に分る)宇和(今東西南北の四郡に分る)喜多

土佐中管安藝 香美 長岡 土佐 吾川 高岡 幡多

右爲遠國

西海道 筑前上管志麻(今摩に改む)怡土 早良 那珂 席田 御笠 糟屋 穂

波 夜須 下座 上座 嘉麻 宗像 鞍手 遠賀

筑後上管三瀧 御井 御原 山本 竹野 生葉 上妻 下妻 山門 三毛(今

池に改む)

豊前上管企救 田河(今川に改む)京都 仲津 築城 上毛 下毛 宇佐

豊後上管國埴(今東に改め東西二郡に分る)速見 大分 玖珠 日田 直入 大

野 海部(今南北二郡に分る)

肥前上管基肆(今肆に改む)養父 三根 神埼 佐嘉(今賀に改む)小城 杵島 藤

津 高來(今南北二郡に分る)彼杵(今東西二郡に分る)松浦(今東西南北の四郡に分る)

肥後大管玉名 飽田 山鹿 菊池 阿蘇 合志 山本 託麻(今摩に改む)益城

(今上下二郡に分る)宇土 八代 葦北(今蘆に改む)球磨(今摩に改む)天草

日向中管臼杵 兒湯 諸縣 宮崎 那珂

大隅中管菱刈 桑原(今始羅と二郡になる)贈於(今贈於に改む)肝屬 始羅(今肝屬

に合す)大隅 熊毛 馭謨

薩摩中管鹿嶋(今兒字を加ふ)谿山 給黎 揖宿 穎娃 河邊(今阿多と二郡にな

る)伊作(今阿多日置の二郡に分合となる)日置 薩摩(今伊佐と二郡になる)高城

出水 甌嶋

壹岐下管壹岐 石田

對馬下管上縣 下縣

右爲遠國(以上の國名の下に大とあるは即ち大國上中下亦之に倣へ)

陸奥 出羽 佐渡 隱岐 壹岐 對馬 右四國二嶋爲邊要

凡郡不得過千戶、若餘五十戶以上者、分隸比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡、其不滿百戶者、隸入他郡、若不得已、而應分者、別錄申官。凡諸國部內郡里等文、並用二字、必取嘉名下略。又調庸等に付て其略を述んに同書主計式の中に、

山城調 廣^{はし}藤二百八十枚、狹^{はし}藤五百九十枚、折薦八百五十八枚、葉薦四百六枚、食薦千五百枚、隨時損益、餘國准此、自餘輸錢。

大和^{一行}調 箕百四十枚、鍋二百二口、玉手土師^{ヒシ}坏五十口、間坏百口、贊土師^{ヒシ}竈廿八口、竈子卅四口、瓶卅四口、瓮^い三百五十八口、片坏七十二口、自餘輸錢。

河內^{一行}調 黑山藤五十枚、折薦千三百八十三枚、葉薦二百枚、柳筥十合、蓋^け筥大十合、贊土師^{ヒシ}鏡形二百七十口、片盤^ハ二百七十六口、手洗盤廿二口、手湯^か瓮四百十三口。

水碗^ミ八十八口、鍋二百口、大高盤五十口、粥盤十四合、酒蓋^さ三百二十口、汁漬坏六十口、中片坏八百六十一口、吐盤六口、坏作土師酒蓋七十六合、心高盤百二十四合、中片坏六百六口、自餘輸錢。

攝津^{一行}調 葉薦五百枚、折千二十合、明櫃^ハ十合、大明櫃二百三十五合、小明櫃百八

十四合、麻^ハ筥三百合、柏^ハ筥六百三合、圓^ハ筥百二十四合、大筥四百五合、陶^ハ礪^ハ筥四口、脚短坏四十六口、管坏二百七十二口、水碗三十九口、壺^ハ坏七十口、自餘輸錢。

和泉^{日行}上二調 蘭^ハ筥四十六枚、筥^ハ十^ハ小^ハ五^ハ陶池由加三口、瓶^ハ二口、壺^ハ百^ハ十^ハ口、缶^ハ百^ハ卅^ハ二口、由加十六口、脚短坏八十六口、酒坏八十口、管坏二十六口、多志羅加十二口、大山^ハ礪^ハ十口、叩^ハ瓮^ハ七十七口、水瓮九十二口、大礪十二口、洗盤二十口、中礪九十口、平瓶

百十口、酒壺十四口、等呂須伎九十二口、缶蓋五十七口、高盤百四口、小礪九十八口、白九十六口、瓶九十九口、酒蓋百六十口、祭壺四百二十九口、短女坏九十二口、小坏

百三十五口、礪^ハ八十口、片盤百六十口、燈^ハ蓋^ハ十二口、自餘輸錢。

東海道

伊賀^{日行}上二調 一窠綾三疋、二窠綾一疋、絹二百疋、餘^ハ內^ハ輸^ハ絹^ハ國^ハ皆^ハ准^ハ此^ハ、橡^ハ絲^ハ廿^ハ絢^ハ練

絲百^ハ絢^ハ練^ハ國^ハ以^ハ徭^ハ夫^ハ使^ハ染^ハ夫^ハ此^ハ、絲三百^ハ絢^ハ調^ハ、自餘輸絲布。

庸 白木^ハ韓^ハ櫃^ハ九十合、自餘輸米。

中男^ハ作物^ハ 紅花七斤八兩、紙、茜、胡麻油、蜀椒^{シロヒツカ}。

伊勢^{日行}上四調 兩面十疋、一窠綾二窠綾各十六疋、三窠綾六疋、薔薇綾四疋、布二

百疋白絹百疋白絲八百八絢調赤引絲百十絢神服絲百絢御調絲廿絢自餘輸絹

鹽 庸 韓櫃廿合白漆付銀八合自餘輸米鹽

中男作物 紙 木綿 麻 紅花 茜 胡麻油 櫻椒油 雜魚腊 滑海藻

志摩行程上六日 御取みとり 雜雑 堅魚かつか 熬海鼠いりこ 雜魚楚割そわ 雜魚脯はじ 雜腊はじ

雜雑 鹽漬雜魚しほつけ 紫菜のり 海松みそ 鹿角菜しのり 海藻いも 海藻根 小凝菜いさなのり 角俣菜つゝまのり

於胡菜あこのり

庸 輸鮑 堅魚 鯛楚割

中男作物 雜魚腊

尾張行程上七日 兩面八疋 冠羅鼠頭羅各一疋 二窠綾廿疋 三窠綾五十疋

七窠綾三十疋 薔薇綾五十疋 帛二百疋 緋絲標絲綠綠各四十絢 皂絲廿

約 練絲二百四十絢七兩二 鹽一斛六斗自餘輸絹絲鹽

庸 韓櫃十五合自餘輸米鹽

中男作物 麻百斤 黃粟きび二百斤 紙 紅花 胡麻油 雜腊 雜魚腊 煮鹽

干魚 雜魚腊

參河行程上十一日 調 樺羅藻羅各一疋 一窠綾十五疋 二窠綾五疋 白絲二千

百絢 雜魚楚割二百五十一斤 鯛脯百十斤 鯛楚割九十斤 貽貝鮓三斛六

斗自餘輸白絹

庸 韓櫃十合自餘輸米鹽

中男作物 麻百斤 黃粟三百斤 紙 紅花 席 胡麻油 雜腊 雜魚腊

海藻

遠江行程上十五日 調 一窠綾十三疋 二窠綾八疋 三窠綾廿疋 七窠綾廿五疋

小鸚鵡綾廿七疋 薔薇綾廿四疋 筧核綾白十疋赤廿疋 吳服綾白廿疋赤十

五疋 御梳料白絹十二疋 緋帛四十疋 縹帛五十疋 橡帛二十五疋 貨布かま

十二端自餘輸絹但山香郡輸庸布

庸 韓櫃二十合深十合絲

中男作物 木綿 胡麻油 與理等魚腊

駿河行程上十八日 調 一窠綾六十疋 二窠綾五十疋 三窠綾四十疋 薔薇綾三

十疋 帛百廿疋 橡帛十三疋 縹帛八疋 皂帛十疋 綾文帛卅一疋 煮豎
魚二千百卅斤十三兩 堅魚千四百十二斤自餘輸絕

庸 白木橫廿合自餘輸布

中男作物 千綱堅魚尾 鮫卅九斤十三兩二分 紙 紅花 火乾年魚 煮鹽年魚

堅魚煮汁 堅魚

伊豆行程上廿二日 一窠綾三疋 二窠綾二疋 冠羅一疋 緋帛十五疋 皂布

十疋自餘輸絕堅布

庸 布

中男作物 木綿 胡麻油 堅魚煎汁

甲斐行程上廿五日 緋帛卅疋 紺布六十端 皂布廿五端 橡帛十疋自餘輸絕

庸 布

中男作物 紙 熟麻 紅花 芥子 胡桃油 鹿脯 猪腊

相摸行程上廿五日 一窠綾五疋 二窠綾三疋 三窠綾五疋 七窠綾五疋 橡

綾十三疋 黃帛八十疋 紺布六十端 縹布四十端自餘輸絕布

庸 韓楨 布

中男作物 紙 熟麻 紅花 茜 短鰓 堅魚 海藻

武藏行程上廿九日 緋帛六十疋 紺帛六十疋 黃帛百疋 橡帛二十五疋 紺

布五十端 黃布四十端自餘輸絕布

庸 布

中男作物 麻五百斤 木綿 紅花 茜

安房行程上廿四日 緋細布十二疋 白賞布十八疋 薄賞布九疋 縹細布二百

五十疋 烏子鰓都々伎鰓各廿斤 放耳鰓六十六斤四兩 長鰓七十二斤自餘

輸細布調布九鰓

庸 海松四百斤自餘輸布

中男作物 紙 熟麻 泉 紅花 堅魚 鰓

上總行程上卅日 調 絕二百疋 緋細布二十疋 薄賞布百十四端 細賞布六十

三端 小堅賞布五十一端 紺望陀布五十端 縹望陀布七十三端 縹細布三

百八端 望陀賞布百端長八丈廣一尺九寸 賞布百四十八端自餘輸望陀布細布調布鰓

庸布

中男作物 麻二百斤 紙 熟麻 白暴熟麻 桌 紅花 漆 芥子 雜魚腊

鰾 凝海藻

下總 下程十日 上程十日 調 純二百疋 紺布六十疋 縹布四十疋 黃布三十疋 自餘輸

布

庸布

中男作物 麻四百斤 紙 熟麻 紅花

常陸 下程十日 上程十日 調 緋帛七十疋 緋縵繩卅疋 紺帛七十疋 黃帛百六十疋

純千五百二十五疋 長講布純七疋 纓文純卅一疋 自餘輸暴布純

庸布

中男作物 麻四百斤 苧 紙 熟麻 白暴熟麻 紅花 明鰾

東山道

近江 下程十日 上程十日 調 二色綾卅疋 九點羅二疋 白絹十疋 綠帛二十疋 帛百卅

疋 柳筥一合 缶六十口 酒壺八合 燒盆四口 水椀四百八十口 大筥坏

千三百六十口 小筥坏六十口 深坏六十口 麻笥盤卅四合 自餘輸絹

庸 韓纒卅三合 塗漆付銀五合 自餘輸米

中男作物 黃檗三百斤 紙 胡麻油 醬餅 阿美魚鮓 煮鹽年魚

美濃 下程十日 上程十日 調 白絹十疋 綠帛廿疋 廣純十疋 長講布廿二疋 長席三百

七十五枚 罌十六口 由加十二口 缶廿七口 酢瓶八十口 水碗廿五口 深

坏四十四口 箸壺十四口 麻笥盤十四合 片盤四十六合 洗盤十二合 手

白髮瓶四口 水紮廿五口 罌瓶四口 罌十口 油瓶二口 大瓶七口 有蓋碗

卅五口 高盤十七合 雜坏廿口 甘壺十一合 酒壺十合 白六枚 清坏廿

口 足下坏五十口 油坏卅六口 斐坏六十口 乳付瓮四口 燒瓮坏十口

叩瓮廿二口 自餘輸絹

庸 韓纒卅四合 塗漆付銀五合 自餘輸米

中男作物 漆 胡麻油 荏油 煮鹽年魚 鮓年魚 鯉鮓 紙

飛驒 下程十日 上程十日 調 不輸但浮浪人輸商布 庸輸商布

信濃 下程十日 上程十日 調 紺布六十疋 縹布卅疋 緋革五張 自餘輸布

庸布

中男作物 紙 紅花 麻子 芥子 猪脯 雜脂 鮭楚割 氷頭 背腸(二種 共に鮭より採る)鮭子

上野 日行程上廿四日調 緋帛五十疋 紺帛五十疋 黄帛八十疋 橡帛十三疋 繩

三百十疋 紺布五十疋 縹布十五疋 黄布卅疋 標布卅五疋 緋革十五張

自餘輸布

庸布

中男作物 麻百五斤 細布 席 漆 紙 紅花

下野 日行程上廿七日調 緋帛五十疋 紺帛六十疋 黄帛五十疋 橡帛廿五疋 繩

二百疋 紺布八十疋 綠布十五疋 榛布十疋 自餘輸布

庸布

中男作物 麻百五斤 紙 紅花 麻子 芥子

陸奥 日行程上廿五日調 廣布廿三疋 自餘輸細布米穀

庸布

中男作物 狹布 米穀

出羽 日行程上二十四日調 海路五十二日調 庸狹布米穀

北陸道

若狹 日行程上三日調 瀉薄鮫 烏賊 熬海鼠 雜魚脂 鮫鮓 雜魚鮓 貽貝保夜

交鮓 甲贏 凝菜 自餘輸鹽

庸米

中男作物 紙 蜀椒子 海藻 鯛楚割 雜魚脂 雜魚鮓

越前 日行程上七日調 海路六日調 兩面十疋 九點羅二疋 一窠綾二疋 二窠綾五疋

白絹十疋 帛百九十疋 緋帛廿疋 橡帛廿五疋 綠黄帛各廿疋 絲百絢

自餘輸絹

庸 韓槽廿一合 塗漆付鑲五合 自餘輸綿米

中男作物 紙 熟麻 麻 紅花 茜 黄檗皮 黑葛 胡麻油 荏油 吳桃

子并油 薑 海藻 雜魚脂

加賀 日行程上六日調 海路八日調 小鸚鵡綾二疋 薔薇綾四疋 緋帛十疋 黄帛廿

疋 橡帛十二疋三丈 帛八十疋 白絹十疋自餘輸絹

庸 白木韓楨八合 綿 米

中男作物 紙 茜 紅花 熟麻 吳桃子 荏苳 海藻 雜魚腊

能登行程上十八日海路十二日調 吳服綾一疋 白絹十疋 熬海鼠三百三十五斤

海腸六十二斤八兩自餘輸絹

庸 白木韓楨十七合 綿

中男作物 席 韓薦 折薦 黃檗 胡麻油 雜魚腊 鱈

越中行程上十七日海路廿七日調 白疊綿二百帖自餘輸白細屯綿但浮浪人別輸高布四端

庸 韓楨四十六合塗漆付鏤五合 綿

中男作物 紅花 茜 漆 胡麻油 鮭楚割 鮭脂 水頭 鮭背腸 鮭子

雜魚腊

越後行程上十七日海路卅六日調 白絹十疋自餘輸絹布鮭

庸 韓楨十合自餘輸狹布鮭

中男作物 黃檗三百斤 布 紙 漆 鮭內子并水頭背腸

佐渡行程上十四日海路四十九日調庸並輸布

中男作物 布 綿

山陰道

丹波行程上一日調 兩面五疋 小許春羅一疋 一窠綾七疋 二窠綾七窠綾各五

疋 白絹十疋 縹帛十疋 帛二百二十疋自餘輸絹綿

庸 韓楨四十二合塗漆付鏤五合自餘輸米

中男作物 黃檗四百斤 黑葛 漆 胡麻油 蜀椒子 平栗子 搗栗子

丹後行程上七日調 兩面五疋 二窠綾五疋 三窠綾七窠綾蓄薇綾各三疋 小鸚

鵝綾一疋 白絹十疋 緋帛縹帛各廿疋自餘輸絹綿

庸 白木韓楨廿合自餘輸綿米

中男作物 紙 黑葛 漆 胡麻油 雜魚腊 海藻

但馬行程上七日調 九點羅二疋 一窠綾十三疋 二窠綾九疋 三窠綾三疋 蓄

薇綾四疋 白絹十疋 緋帛卅疋 橡帛十五疋 皂帛五疋 帛三百卅疋自餘

輸絹

庸 韓楨十合塗漆付鍊五合自餘輸絹

中男作物 黃檗二百斤 紙 胡麻油 櫻椒油 搗栗 養鹽年魚 雜魚腊

貽皮 海藻

因幡行程上十二日下六日調 白絹十疋 緋帛四十疋 縹帛黃帛各十疋 橡帛十二疋

皂帛十五疋 帛二百疋自餘輸絹

庸 白木韓楨八合自餘輸綿

中男作物 紙 席 胡麻油 紅花 黑葛 海石榴油 平栗子 火乾年魚

雜魚腊 海藻

伯耆行程上十三日下七日調 白絹十疋 緋縹絹各二十五疋 橡絹十二疋三丈 皂絹廿

疋 帛二百六十疋自餘輸絹綿鐵貨布

席 白木韓楨九合自餘輸綿鐵

中男作物 紙 紅花 席 貽皮 養乾年魚 賞布

出雲行程上十五日下八日調 白絹十疋 緋絹廿疋 縹絹十疋 縹絹八十疋 橡絹十二

疋三丈 帛百疋 緋絲十五絢 縹絲綠絲各五絢 皂絲廿絢 烏賊廿斤 鰾

廿四斤自餘輸絲

庸 白木韓楨十二合自餘輸綿

中男作物 紙 海石榴油 荏油 胡麻油 薄鰾 雜魚腊 紫菜 海藻

石見行程上廿九日下十五日調庸並輸綿

中男作物 紙 紅花 薄鰾 雜魚腊 紫菜

隱岐行程上廿八日下十八日調輸 御取鰾 薄鰾 烏賊 熬海鼠 鮪腊 紫菜 海藻 烏

蒜

庸輸布

中男作物 雜魚腊 紫菜

山陽道

播磨行程上五日下三日海路八日調 兩面十疋 九窠綾二疋 一窠綾十疋 二窠綾三

疋 小鸚鵡綾蓄薇綾各二疋 吳服綾四疋 白絹十疋 緋帛四十疋 縹帛皂

帛各十疋 綠帛廿疋 帛百五十九疋 池由加五口受五石 中由加五口受一石

漚四十八口 小由加十六口 酒盞四十合 岳百七十五合 着乳資十八口

洗盤七十七合 有柄大瓶卅九口 負瓶二口 大高盤九十九口 有柄中瓶四十口 叩^{ツク}盃八十七口 麻笥盤四 椀五百五十口 小罌廿口 無蓋椀五十口 椀下盤各五十口 深坏五十九口 大管坏卅口 小管坏藥坏各七十一口 壺^{ウツ}坏八十口 燈盞八十口 赤土五斛一斗自余輸絹布鹽

庸 韓櫃卅二口 塗漆付銀五口 自余輸米
中男作物 紙 薄腹 簀 黑葛 蜀椒子 胡麻油 雜魚腊 煮鹽年魚 鮓年魚

美作^{日行上七} 日下四日調 白絹十疋 緋帛廿五疋 緋絲卅絢 綠標皂絲五十絢 黃橡絲各廿絢 練絲二百絢自余輸絹鐵

庸 白木韓櫃九合自余輸綿米
中男作物 紙 茜 筥 黑葛 搗栗子 胡麻油 櫻椒油

備前^{日行上八} 日下四日調 海路九日調 白絹十疋 橡絲廿絢 鼈^{カメ}一口 罌^{ウツ}八口 由加八口 盃六十六口 水盃八十四口 燒^{ヤキ}盃八口 陶盃卅三口 御碗二百口 猿^{サル}膝^{シヅメ}研十八枚 小罌廿四口 趁^{ツチカ}十二口 白廿四口 負^ネ瓶六口 水瓶 大酒瓶 平

瓶 筥瓶各廿四口 大壺廿四口 中壺卅二口 小壺六十口 酢瓶四十口 麻笥盤十六合 洗盤六十口 片盤二百十四口 椀四百六十口 片椀卅口 脚短坏廿六口 坏二百八十口 管坏四百廿六口 片坏一千五百六十口自余輸絹絲鹽

庸 白木櫃十三合自余輸米鹽
中男作物 韓薦 胡麻油 許^コ都魚皮 押年魚 煮鹽年魚 雜魚腊

備中^{日行上九} 日下五日調 海路十二日調 標帛十五疋 緋絲六十絢 綠絲標絲各十絢 黃絲四十絢 皂絲五絢 練絲五十絢自余輸絹鐵鹽

庸 白木韓櫃六合自余輸米鐵
中男作物 黃檗三百斤 茜 胡麻油 櫻椒油 漆 搗栗子 許都魚皮 押年魚 煮鹽年魚 大罌 比志古罌

備後^{日行上十一} 日下六日調 海路十五日調 白絹十疋 帛百疋 絲九十絢 標絲廿絢自余輸鐵鹽

庸 白木韓櫃三合自余輸米鹽鐵鉢

中男作物 紙 紅花 黃礫 黑葛 漆 胡麻油 押年魚 煮鹽年魚 許都
魚皮 大鱒 雜魚腊

安藝 日行上十四 海路十八日調 兩面五疋 一窠綾十疋 七窠綾二窠綾三窠綾

各四疋 薔薇綾三疋 白絹十疋 帛四百疋 綠帛標帛各卅疋 綠絲十絢

標絲卅絢 練絲二百五十絢 絲五百余調厚 自余輸絹絲鹽

庸 白木韓積十合自余輸絲鹽

中男作物 紙 木綿 紅花 茜 黑葛 胡麻油 臘ワカ 比志古鱒

周防 日行上十九 調庸輸韓席六百三十枚自余絹鹽綿等

中男作物 紙 茜 黃礫 海石榴油 胡麻油 煮鹽年魚 鯖 比志古鱒

長門 日行上廿一 海路廿三日調庸輸綿絲雜魚鰓但大津郡至南部浮浪人調充採鉛

銅料自余輸綿米

中男作物 紙 胡麻油 雜魚腊 海藻

南海道

紀伊 日行上四 海路六日調 兩面五疋 鼠頭羅二疋 一窠綾四疋 二窠綾五疋

薔薇綾三疋 白綾廿疋 繻帛卅疋 綠帛十疋 緋絲卅五絢 標絲綠絲各卅

絢 椽絲十絢 皂絲五絢自餘輸絹絲綿鹽鰓堅魚久惠腊滑海藻

庸 白木韓積五合自余輸綿米

中男作物 黃礫三百斤 龜甲十七枚 絹 綿 紅花 胡麻油 鹿脂 猪脂

堅魚 押年魚 煮鹽年魚 鯛楚割 大鱒 海藻 滑海藻

淡路 日行上四 海路六日調 宋一千斤 雜魚五千三百斤自余輸鹽

庸 輸米

中男作物 雜魚腊

阿波 日行上九 日 海路十一日調 兩面五疋 四點羅二疋 一窠綾九疋 二窠綾

五疋 七窠綾薔薇綾各四疋 白絹四十疋 緋絲五十五絢 綠絲標絲各廿絢

皂絲五絢 練絲二百五十絢 絲一千五百絢調厚 御取鰓二百斤 細割鰓三百卅

三斤 橫串鰓卅九斤 堅魚五百卅五斤八兩自余輸絹絲

庸 白木積十二合自余輸米

中男作物 紙 黃礫三百斤 龜甲十三枚 筥 麻子アサノ 罌瀾油 椴椒油 胡

麻油 短鰵 猪脯 久惠脯 鰵腸漬 鮫鰵 鮫年魚 養鹽年魚 雜魚鮫
鹿角菜 凝海藻

讚岐行程上十二日 下六日 海路十二日調 兩面五疋 二窠綾十二疋 七窠綾小鸚鵡綾各

八疋 薔薇綾四疋 三窠綾五疋 白絹十疋 緋帛縹帛各卅疋 陶瓮十二口

水瓮十二口 瓮八口 壺十二口 大瓶六口 有鈎大瓶十二口 同中瓶八十

五口 水瓶卅口 鉢六十口 椀卅口 麻笥盤五十口 大盤十二合 椀下盤

四十合 椀三百卅口 壺坏一百口 大管坏三百廿口 小管坏二千口自余輸

絹鹽但阿波郡輸熬鹽

庸 白望韓橫廿合自余輸米

中男作物 黃藥百五十斤 紙 胡麻油 乾鮫 鯛楚割 鯛鮫 滑海藻

伊豫行程上十六日 下八日 海路十四日調 兩面五疋 九點羅二疋 二窠綾三窠綾各六疋

小鸚鵡綾二疋 七窠綾八疋 薔薇綾四疋 緋綾四疋 緋帛四十五疋 縹帛

十疋 帛帛五疋 白絹十疋 長鰵卅六斤 短鰵三百卅斤自余輸帛絹鹽

庸 白木橫廿八合自余輸米

中男作物 黃藥百五十斤 紙 胡麻油 砥 短鰵 鮫鰵 養鹽年魚 貽貝

鮫 鯖 海藻根 海藻 雜海藻

土佐行程上十八日 下八日 海路廿五日調 緋絹卅疋 縹十五疋 堅魚八百五十三斤自余

輸絹

庸 白木韓橫十四合自余輸綿米

中男作物 龜甲十枚 紙 胡麻油 堅魚 雜魚脯 養鹽年魚 鱧

西海道 太宰府行程上卅四日 下十四日 海路卅日

筑前行程上一日 調 絲卅九絢 賞布卅五疋 綿紬五疋 席三百六十三枚 大甕びん九

口 小甕百九十五口 瓮百九十五口 麻笥盤五十六合 水碗三百二十口

海石榴油一斛四斗六升四合 御取鰵二百六十斤 羽割つぎ鰵六斤 葛貫鰵百八

斤 薄鰵百卅五斤 鞭鰵廿四斤 腐耳鰵百八十二斤 醬鮓百廿八斤 鮫鮓

二百八斤 海藻三百六十八斤二兩自余輸絹布鐵、鐵、短鰵、薄鰵、鮫鰵、火燒鰵、鹽

庸 熬海鼠八百廿八斤 鹽三石九斗七升五合自余輸綿布、鐵、米、鹽、薄鰵、火燒鰵

雜魚鮫

中男作物 綿 穀皮 麻 席 防壁 蒲薦 韓薦 筥 簀 漆 胡麻油
 海石榴油 荏油 鹿脯 鹿鮓 押年魚 烏賊 鯛腊 雜魚楚割 腐耳鮓
 鮪鮓 腸漬鮓 鮪鮓 醬鮓 醬漬年魚 海藻
 筑後去府行程一日調 綿紬十八疋 貫布卅二疋自余輸絹絲綿布
 庸 輸綿米

中男作物 穀皮 席 防壁 筥 薦 蒲薦 簀 漆 胡麻油 海石榴油
 荏油 櫻椒油 醬鮓 雜魚楚割 雜魚腊 押年魚 煮鹽年魚 漬鹽年魚
 鮪鮓

肥前去府行程一日調 綿紬十八疋 貫布廿六疋 御取鮓三百六十四斤 短鮓五
 百卅四斤 羽割鮓廿四斤 熬海鼠三百一斤十四兩 鹽卅五斛自余輸絹絲綿
 席薄鮓
 庸 輸綿米薄鮓
 中男作物 斐皮 葉薦 筥 防壁 韓薦 蒲薦 折薦 簀 閉彌油 荏油
 鮪鮓 腸漬鮓

肥後去府行程一日調 絹二千五百九十三疋 綿紬廿五疋 貫布卅七疋 布百

廿疋 耽羅鮓卅九斤 熬海鼠二百卅二斤十四兩 鯛腊三百卅二斤八兩 乾
 鮓百六十六斤十三兩 雜魚腊四百三斤
 庸 輸綿絲

中男作物 木綿 麻 熟麻 席 韓薦 蒲薦 防壁 折薦 簀 黑葛 胡
 麻油 海石榴油 荏油 鹿脯 押年魚 鮫楚割 蠣腊 煮鹽年魚 鮪年魚
 漬鹽年魚

豐前去府行程一日調 綿紬十七疋自余輸絹絲貫布烏賊雜魚楚割
 庸 輸綿米

中男作物 防壁 韓薦 折薦 黑葛 黃檗皮 海石榴油 胡麻油 荏油
 烏賊 雜魚楚割 鹿鮓 猪鮓 漬鹽年魚 鮪年魚
 豐後去府行程二日調 絲四十八絢 綿紬十七疋 貫布廿疋 御取鮓五十二斤
 短鮓七十二斤 蔭鮓卅斤 羽割鮓十二斤 葛貫鮓十二斤 耽羅鮓十八斤
 堅魚卅四斤十四兩 小町席廿張自余輸綿布薄鮓

庸 輸絲布米薄腹

中男作物 熟麻 穀皮 黑葛 漆 櫻椒油 海石榴油 胡麻油 荏油 鹿

脯 押年魚 堅魚 雜魚腊 魚鮓 鮓年魚 煮鹽年魚

日向去府行程上十日調 絲十八絢自余輸綿布薄腹堅魚

庸 輸綿布薄腹

中男作物 斐紙 麻 熟麻 茜 胡麻子

大隅去府行程上十日調 庸輸綿布

中男作物 紙

薩摩去府行程上十日調 鹽三石三斗自余輸綿布

庸 輸綿紙席

中男作物 紙

壹岐去府行程三日調 大豆廿三斛 小豆十一斛 小麥廿斛二斗

庸 海藻 薄腹中男作物を載せず下の對馬條庸共に載せず

對馬去府行程四日調 銀

右にて當時諸國の京都への行程と其地の物産の一斑と其多寡の概畧を知るべし但し其收納に於ては右の記載の如く全く輸したるは稀れにて過半は未進に畢り或は其物品の産惡にして殆ど用に堪ざる等ありしは度々の勅令(格)に見えたりこは人民の奸濫はいふまでもなきも多くは國司の怠慢なるより凡て放任せると一は國司ら人民と密に狙れ合て單に帳簿上と物品の點數上とに責を塞ぐに出たるにて此弊は長く絶ざりしなり又正租公廩等の國別は同書主稅式に

凡勘租帳者皆據當年帳即通計國內十分以得七分以爲定若有不堪佃者不堪田は耕作に堪へざる地聽除十分之一如過此限者各申官聽裁其神田寺田布薩戒田放生田勅旨田公廩田御巫田采女田射田健兒田學校田諸衛射田左右馬寮田飼戶田調急田勸學田典藥寮田節婦田易田膂力婦田悍獨田船瀬田功德田造船瀬料田並爲不輸租田其位田職田國造田采女田膂力婦女田賜田等未授之間及遙授國司公廩田沒官田出家得度田逃亡除帳口分田乘田並爲輸地子田自余皆爲輸租田略中諸國出舉正稅公廩雜稻

山城 正稅公廩各十五万束 國分寺料一万五千束 嘉祥寺料千七百卅六束四

把 海印寺料三千束 元慶寺料一万束 圓覺寺料一千束 東光寺料一千束
 文殊會料二千束 修理驛家料一千束 修理池溝料三万束 救急料六万束
 不易葛生料八千三百三十束二把三分
 大和 正稅公廨各廿万束 國分寺料一万束 豐山寺料二千四百束 壺坂寺料
 三千束 松尾寺料二千八百束 靈安寺料四千束 八島寺料一万束 子島寺
 料四百束 文殊會料二千束 修理驛家料二万束 修理池溝料四万束 救急
 料六万束
 河内 正稅公廨各十四万九千四百七十束 國分寺料一万束 文殊會料二千束
 修理池溝料二万束 修理堤防料一万束 救急料六万束
 和泉 正稅公廨各八万束 國分寺料五千束 文殊會料一千束 卷尾觀世音堂
 料五百束 初與庄御稅料一千束 修理官舍料一万束 修理池溝料二万束
 救急料三万束
 攝津 正稅公廨各十八万五千束 國分寺料一万五千束 大日寺料五千束 修
 理池溝料三万束 救急料六万束

伊賀 正稅公廨各十三万五千束 國分寺料五千束 文殊會料一千束 修理池
 溝料一万束 修理堰河防料一千束 救急料三万束
 伊勢 正稅公廨各卅万束 國分寺料四万束 修志摩國國分寺料三千束 文殊
 會料二千束 修理池溝料四万束 救急料四万束
 志摩 正稅穀千二百束 救急料五百束
 尾張 正稅公廨各二十万束 國分寺料二万束 文殊會料二千束 修理池溝料
 三万束 救急料二万束
 參河 正稅公廨各廿万束 國分寺料二万束 修志摩國國分寺料二万束 文殊
 會料二千束 修理池溝料三万束 救急料二万二千束
 遠江 正稅公廨各廿八万束 國分寺料三万束 大安寺料四万九千束 文殊會
 料二千束 修理池溝料三万束 救急料六万束 夷俘囚料二万六千八百束
 白羽牧馬直四千四百六十束 藥分料一千束
 駿河 正稅廿三万束 公廨廿五万束 國分寺料二万束 大日料一万一千束
 藥師寺料八千束 文殊會料二千束 修理池溝料三万束 救急料六万束 俘

因糧料二百束 官牧牛直千三百卅四束

三七四

伊豆 正稅公廨各六萬五千束 三島神社二千束 國分寺料一萬束 大安寺料三千束 禪理院料一千束 國分二寺供養料一千束 三島神宮寺料二千束 文殊會料一千束 修理池溝料一萬束救急料一萬束
甲斐 正稅公廨各廿四萬束 國分寺料二萬束 大安寺料一萬二千束 文殊會料二千束 修理堤防料二萬束 救急料五萬束 俘囚糧料八百束
相摸 正稅公廨各卅萬束 國分寺料四萬束 大安寺料二萬六千九百束 文殊會料二千束 俘囚糧料二萬八千六百束 官牧馬牛直五千五百八十三束
武藏 正稅公廨各四十萬束 國分寺料五萬束 藥師寺料四萬二千束 梵釋寺料四萬七千七百束 大安寺料二萬六千九百束 文殊會料二千束 藥分料一萬束 修理池溝料四萬束 救急料十二萬束 悲田院料四千五百束 俘囚糧料三萬束 勅旨繫飼御馬秣料二千二十束 印埜牧牛直五千五百卅四束
安房 正稅公廨各十五萬束 藥師寺料二萬束 文殊會料一千束 安居僧供料一千束 修理池溝料二萬束

上總 正稅公廨各四十萬束 國分寺料四萬束 藥師寺料三萬四千束 文殊會料二千束 藥分料一萬束 修理池溝料四萬束 救急料十二萬束 俘囚糧料二萬五千束
下總 正稅公廨各四十萬束 國分寺料五萬束 藥師寺料三萬五千束 文殊會料二千束 藥分料一萬束 修理池溝料四萬束 救急料七萬束 俘囚糧二萬束
常陸 正稅公廨各五十萬束 國分寺料六萬束 大安寺料藥師寺料各五萬束 文殊會料二千束 藥分料一萬束 交易料四十二萬束 大學寮料五萬四千束
近江 正稅公廨各四十萬束 大學寮料一萬束 國分寺料六萬束 崇福寺修理料五千束 同寺僧法會料一萬束 梵釋寺料六百七十六束 國興寺修理料一千束 淨福寺料七千束 延曆寺定心院料三萬束 同西塔院料一萬五千束 文殊會料二千束 造院料二萬束 修理國府料四萬束 同勢多橋料一萬束 同池溝料四萬束 救急料五萬一千七百束 俘囚糧十萬五千束
美濃 正稅公廨各三十萬束 國分寺料四萬束 藥師寺料二萬七千束 延曆

寺總持院四万束 同寺四王堂料四万束 文殊會料二千束 藥分料一万束
 修理官舍料二万束 同池溝料四万束 救急料二万束 俘囚糧四万一千束
 飛驒 正稅公廩各四万束 國分寺料五千束 文殊會料一千束 救急料二万束
 信濃 正稅公廩各三十五万束 國分寺料四万束 興福寺料四万束 文殊會料
 二千束 救急料八万束 修理池溝料三万束 俘囚糧三千束
 上野 正稅公廩各三十万束 國分寺料五万束 興福寺料三万束 文殊會料二
 千束 藥分料一万束 學生料一万束 修理池溝料四万束 救急料十二万束
 俘囚糧一万束 勅旨牧御馬秣料四千七百二十束 同繫飼御馬秣料五千九百
 束 占市牧牛直四千卅五束
 下野 正稅公廩各卅万束 國分寺料四万束 興福寺料二万二千束 文殊會料
 二千束 修理池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧十萬束
 陸奥 正稅六十万三千束 公廩八十万三千七百十五束 國司料六十四万一千二
 五百十 祭鹽竈神料一万束 國分寺料四万束 學生料四千束 文殊會料二
 千束 救急料十二万束

出羽 正稅廿万束 公廩三十四万束 月山大物忌神祭料二千束 文殊會料二
 束 神宮寺料一千束 五大尊常經勤仕料五千三百束 四天王修法僧供養並
 法眼料二千六百八十束 健兒糧料五万八千四百十二束 修理官舍料十萬束
 同地溝料三万束 救急料八万束 國學生食料二千束
 若狹 正稅公廩各九万束 國分寺料一万束 京法華寺料一万千束 修理池
 溝料一万束 救急料三万束
 越前 正稅公廩各四十万束 國分寺料三万束 京法華寺料二万二千束 文
 殊會料二千束 藥分料六千束 修理池溝料四万束 救急料十二万束 俘囚
 糧料一万束
 加賀 正稅公廩各三十万束 京法華寺料一万五千束 國分寺料二万束 文殊
 會料二千束 藥分料四千束 修理池溝料一万束 救急料一万束 俘囚糧料
 五千束
 能登 正稅公廩十五万束 國分寺料五千束 京法華寺料一万束 文殊會料一
 千束 修理池溝料一万束 救急料六万束

越中 正稅公廩各四十万束 大學寮料一万束 國分寺料三万束 京法華寺料
 二万五千束 文殊會料二千束 修理池溝料三万束 救急料十三万束 俘囚
 糧料 一万三千四百卅三束
 越後 正稅公廩各三十三万束 國分寺料二万束 京法華寺料一万八千四百五
 十五束 西隆寺料一万束 神宮寺觀音院料四千束 文殊會料二千束 修理
 池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧料九千束
 佐渡 正稅三万八千束 公廩八千束 國分寺料一万束 同寺新造藥師佛燈分
 料五百束 文殊會料一千束 修理池溝料一万束 救急料三万束 俘囚糧料
 二千束
 丹波 正稅廿三万束 公廩廿五万束 國分寺料四万束 文殊會料二千束 圓
 城寺料一千束 鷄園寺料一千束 修理池溝料三万束 救急料四万束 修理
 驛家料二万束 同官舍料四万束 造院料一万束
 丹後 正稅公廩各十七万束 國分寺料二万束 文殊會料一千束 大安寺料八
 千一百束 修理池溝料一万束 救急料六万束

但馬 正稅公廩各卅四万束 國分寺料二万束 文殊會料二千束 修理池溝料
 二万束 救急料一万八千束
 因幡 正稅公廩各三十万束 國分寺料三万束 文殊會料二千束 修理池溝料
 三万束 救急料四万二千八百七十八束 俘囚糧料六万束
 伯耆 正稅公廩各廿五万束 國分寺料三万束 藥分料一万束 文殊會料二千
 束 修理池溝料二万束 救急料八万束 俘囚糧料一万三千束
 出雲 正稅廿六万束 公廩卅万束 國分寺料四万束 文殊會料二千束 藥分
 料一万束 修理池溝料三万束 救急料四万束 俘囚糧料一万三千束
 石見 正稅公廩各十五万五千束 國分寺料二万束 文殊會料一千束 修理池
 溝料二万束 救急料四万束
 隱岐 正稅二万束 公廩四万束 國分寺料五千束 文殊會料一千束 修理池
 溝料三千束 救急料一千束
 播磨 正稅公廩各四十四万束 國分寺料四万束 文殊會料二千束 平等寺料
 一千束 施藥院料一万束 藥分料一万五千束 學生料一万五千束 修理驛

家料四万束 同池溝料四万束 同道橋料一万束 救急料十二万束 俘囚糧料七万五千束

美作 正稅公廨各卅万束 國分寺料四万束 文殊會料二千束 修理池溝料三万束 同道橋料一千束 救急料八万束 施藥院料一千束 俘囚糧一万束

備前 正稅公廨各卅八万一千五百五十束 國分寺料四万束 淨福寺料一千束 文殊會料二千束 造院料一万束 大學寮料一万束 修理池溝料三万束

同驛家料一万束 救急料八万束 俘囚糧料四千三百四十束

備中 正稅公廨各三十万束 國分寺料三万束 蓮嚴寺料一千束 文殊會料二千束 修造堰溝料一万七千束 同驛家料一万束 救急料八万束 俘囚糧料三千束

備後 正稅公廨各廿四万束 國分寺料二万束 文殊會料二千束 鑄錢司俸料二万八千束 修理池溝料一万五千束 救急料八万束

安藝 正稅二十三万束 公廨二十二万八千八百束 國分寺料三万束 文殊會料二千束 修理池溝料一万束 救急料十万束 驛子糧料三万二千二百束

周防 正稅公廨各二十一万束 國分寺料二万束 文殊會料二千束 鑄錢司俸料二万八千束 修理池溝料一万束 救急料八万束

長門 正稅公廨各十一万束 國分寺料一万束 文殊會料一千束 修理官舍料二万束 同池溝料一万束 救急料六万束 兵糧料四万束

紀伊 正稅公廨各十七万五千束 國分寺料二万束 金剛峰寺料五千六百十六束 同寺燈分並佛堂料二千八百束 祐河寺料四百束 文殊會料二千束 修理池溝料三万束 救急料六万束

淡路 正稅三万五千束 公廨四万五千束 國分寺料五千束 大和大國魂神祭料八百束 文殊會料一千束 修理池溝料一万束 救急料三万束

阿波 正稅公廨各二十万束 國分寺料一万四千束 文殊會料二千束 修理池溝料三万束 同道橋料五百束 救急料六万束

讚岐 正稅公廨各三十五万束 國分寺料四万束 彌勒歸敬寺燈分料五百束 五大菩薩供養料二千束 文殊會料二千束 藥分料一万束 修理池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧料一万束

伊豫 正税公廨各三十万束 大學寮料一万束 國分寺料四万束 文殊會料二千束 鑄鐵司俸料二万八千束 修理池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧料二万束

土佐 正税公廨各廿万束 國分寺料一万束 文殊會料一千束 修理安祥寺寶塔料五千束 同池溝料二万束 救急料六万束 俘囚糧料三万二千六百八十八束

筑前 正税公廨各廿万束 國分寺料三万二千二百九十三束 修理觀音寺料一万束 文殊會料二千束 府官公廨十五万束 衛卒料二万二千四百束有配日數 同此修理官舍料六千束 同池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧料五万七千三百七十束

筑後 正税公廨各廿万束 國分寺料一万三千三百九十四束 修理觀音寺料一万束 文殊會料二千束 府官公廨十万束 衛卒料一万八千一百五十束 修理府官舍六千束 救急料三万束 俘囚糧料四万四千八十二束

肥前 正税公廨各廿万束 國分寺料三万三千三百九十束當國壹岐島各一七束

文殊會料二千束 府官公廨十五万束 衛卒料一千八百五束 修理府官舍料六千束 救急料三万束 俘囚糧料四万四千八十二束

肥後 正税公廨各四十万束 國分寺料四万七千八百八十七束 文殊會料二千束 府官公廨三十五万束 衛卒料三万五千七百九十五束 修理府官舍料一万束 同池溝料四万束 救急料十二万束 俘囚糧料十七万三千四百三十五束

豊前 正税公廨各廿万束 國分寺料一万四千二百七十四束 文殊會料二千束 府官公廨十万束 衛卒料一万七千五百五十四束 修理府官舍料六千束 同池溝料三万束 救急料四万束

豊後 正税公廨各廿万束 國分寺料二万一千束 文殊會料二千束 府官公廨十五万束 衛卒料一万六千四百七十二束 修理府官舍料六千束 同池溝料三万束 救急料八万束 俘囚糧料三万九千三百七十束筑前以下府何々とあるは太宰府をいふ已上六國出舉府公廨總一百万束若不堪舉隨而即減之日向 正税公廨各十五万束 國分寺料一千一百束 修理池溝料二万束 救急

料四万一千束 俘囚糧料一万一千十束

大隅 正税 八万六千四百束 公廩八万五千束 國分寺料二万束 文殊會料

一千束 修理池溝料一万束 救急料三万束

薩摩 正税公廩各八万五千束 國分寺料二万束 同寺十一面觀世音菩薩燈分

料千五百束 文殊會料一千束 修理官舍料二万束 救急料三万束

壹岐 正税一万五千束 公廩五万束 修理池溝料五千束 救急料二万束

對馬 正税三千九百廿束中

凡國司處分公廩差法者、大上國長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分

中國無介則長官五分 下國無椽則長官四分、員外司者、各准當員、其國博士、醫師、准

史生、但陸奧國博士、醫師、陰陽師、並准目

鎮守府將軍准守、軍監准椽、軍曹准目、醫師、弩師准史生、若帶國國司を兼帶するをい

ふ者不給兩給、其按察使准當國守、主事准椽中

採二

凡太宰府處分公廩、帥十分、大貳六分半、少貳五分、監三分、主典二分、主神、主工博士、明

法博士、音博士一分大半、主城、陰陽師、醫師、竿師、主船、主府一分半、大唐通事一分少半

史生、弩師、新羅譯語、倭仗一分半中

凡田籍稻 上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田百五十束、地子各依田分、令

輸五分之一、若總計不周、所輸不滿十分之九者、勘出令填、但不填佃田、聽除十分之二、

とありて、諸國に於る寺院の爲めに、輸し所の夥多なる、實に驚くに堪たり、されば本

邦美術の發達を以て、佛法興隆の賜ものなりとするは、元より不當にはあらざるも

其根元はといへば、國家が之に供給せる所、抑も至大なれば、彼是比較する時は、蓋し

當然の結果といふべし、倭諸國の輸し所、右の如くなれば、其未進も亦從て多く、爲め

に、殆ど國司ら、此徵求に困却せるも、誠に故なきにあらざるなり、又右の收稅方及び

束稻を斗升に換算する方は、同書同式に、田稅一段穀一斗五升、町別一石五斗、皆令營

人輸之中、凡進官年料並國中雜用等米中、皆充白米五斗、稻二束とあり、又其俵となし

及び之が運搬に付ては、同書雜式に、凡公私運米五斗爲俵、仍用三俵、馱、自餘雜物亦隨

之とあり、且其驛路に付ては、同式に、凡諸國驛路邊、植菓樹、令往還人得休息、若無水所

量便堀井とあり、以て行路を恤むの一斑を察知すべし、序でに當時御料の一斑を述

んに、同書内膳式に、

供御月料 糯米二斗四升七合五夕 粟三斗四升五合 糯糲一斗二升七合五夕
 粟糲三斗七升五合 米三斗六升四合 秣米一斗五升 黍子三斗 糖一斗四升
 二合五夕 小麥一石四斗一升 蓋子七升五合 大小豆各二斗二升五合 胡麻
 子荏子各一斗一升二合五夕 大角豆一斗三升五合 酒七斗五升 搗糟六斗七
 升五合 汁糟六斗 酢三斗七升七合五夕 胡麻油一斗五升 米醬一斗五斗
 醬八升三合 滓醬七升五合 鹽一石八斗五升 脯九斤 烏脂押年魚各十六斤
 八兩 車鰯四十五斤 薄鰯十一斤四兩 鹽漬鰯四十五斤 醬鰯廿一斤 堅魚
 二百廿五斤 煮堅魚熬海鼠各八斤四兩 鮪烏鰯各廿三斤四兩 鮭四十五隻
 腊四斗五升 乞魚皮廿斤十三兩 堅魚熬海鼠鰯各四升五合 安房雜鰯廿三斤
 四兩 鴈漬鰯二斗三升二合五夕 久惠脯十三斤八兩 雜鮓二斗三升二合五夕
 鮓皮廿一斤十二兩 能登鮓一百四十二隻 紫菜十二兩 海松二斤四兩 滑海
 藻十三斤八兩 海藻廿三斤八兩 大凝菜四斤八兩 於胡五斤四兩 鹿角菜十
 二斤 伊祗須九斤 芥子鼓各四升五合 醬廿三顆 干棗子一斗四升二合五夕
 搗粟子二斗九升三合五夕 干粟子七斗五升 生粟子二石二升五升 柿子廿九

蓮 椎子四斗五升 吳桃子一斗五升 橘子四十五 蔭撥橘子菱各二斗二升五
 合 蓮子一斗五升七合 白帛七尺 漆御坏料 燈油六升 所盛所進物 箸竹四百五
 十株 九十株山城國乙訓郡園 三百六十株同相樂郡麗園 小月減三十分之一
 炭一石四斗 盛所四斗進物所薪一百廿斤大炊所并煮雜物所各六十斤 造雜餅料甘醴一升九日
 料 畧下

以上は其一斑を述しなるも、御用料の品目中に鳥魚の新鮮なるもの、見えざるに
 ても、其御儉素の程を察すべし、且右の品目とても必ず例月全く具備せるにあらで、
 遠國等より輸送する物品は往々缺けたるを思へば、實に恐入るの外なし、况や後に
 至り數年ならずして此制の如くならざりしと見えて一二の書にも夫らの事ほの
 見ゆるに於てをや。

右の如く、天皇万機に御軫念あらせられ、大に御治績を擧げ給ひしも、いかにせん洪
 水大風疫癘燒亡等の、天災人厄、京師より諸國に至り、頻年打續き、爲めに御減膳等の
 止むを得ざるに至りて、彌政務の改善を思され、延喜十四年に、公卿大夫に詔して、各
 其意見を上らしめたり、蓋し當時名臣碩儒、即ち忠平の如き長谷雄等の如き在しな

れば、建議もありしならんか、されど傳らず、獨り式部大輔文章博士三善清行、上る所の意見封事は、本朝文粹にあり、左に抄述す。

臣某言、伏讀去二月十五日詔、遍令公卿大夫方伯牧宰、進讜議、盡謨謀、改百王之澆醜、極万民之塗炭、中臣伏案舊記、我朝家神明傳統、天險開疆、土壤膏腴、人民庶富、中上垂仁牧下、々盡誠以戴上、中自後風化漸薄、法令滋彰、賦斂年增、徭役代倍、戶口月減、田畝日荒、既而欽明天皇之代、佛法初傳、本朝、惟古天皇以後、此教盛行、上自群公卿士、下至諸國黎民、無建寺塔者、不列人數、故傾盡資產、與造浮圖、競捨田園、以爲佛地、多買良人以爲寺奴、降及天平、彌以尊重、遂傾田園、多建大寺、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有如鬼神之製、似非人力之爲、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是、天下之費十分而五、桓武天皇、遷都長岡、製作既畢、更營上都、再造大極度、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官費服、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、凡盡調庸之用、於是、天下之費五分而三、仁明天皇即位、尤好奢靡、彫文刻鏤、餽繡綺組、竭農事、害女功者、朝製夕改、日變月悛、後房內寢之飭、飲宴譟樂之儲、麗靡煥爛、冠絕古今、府帑由是空虛、賦斂爲之濫起、於是、天下之費、二分而一、貞觀中、應天門及大極殿、頻

有灾火、僅依太政大臣昭宣公匪躬之誠、具膽之力、庶民子來、万邦麇至、修攸此宇、莽年而成、然而天下之費、亦失一分之半、然則當今之時、差非往世十分之一也、臣去寬平五年、任備中介、彼國下道郡、有邇磨鄉、爰見風土記、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方、率新羅軍、伐百濟、々々遣使乞救、天皇行幸筑紫、將出救兵、時天智天皇爲皇太子攝政、從行路宿下道郡、見一鄉戶邑甚盛、天皇下詔、試徵此鄉軍士、即得勝兵二万人、天皇大悅、名此鄉曰二万鄉、後改邇磨、其後天皇崩於筑紫行宮、終不遣此軍、然則二万兵士、彌可蕃息、而天下神護年中、右大臣吉備朝臣、以大臣兼本郡大領、試計此鄉戶口、纔有課丁千九百餘人、貞觀之初、故民部卿藤原保則朝臣、爲彼國介時、見舊記、此鄉有二万兵士之文、計大帳之次、閱其課丁、有七十餘人、某到任、又閱此鄉戶口、有老丁二人、正丁四人、中男三人、去延曆十一年、彼國介藤原公利、任滿歸都、清行問邇磨郡戶口、當今幾何、公利答曰、無有一人、謹計年紀、自皇極天皇六年庚申、至延喜十一年辛未、纔二百五十年、衰弊之速、亦既如此、以一鄉、而推之天下、虛耗指掌可知、中謹錄如左、伏待天裁、一應消水旱求豐穰事、上安民之道、足食之要、唯有水旱無殄、年穀有登也、故朝家每年二月四日、六月十一日、十二月十一日、於神祇官、三祈年月次之祭、嚴加齊肅、遍祈神祇、中略、每年